

平成16年度 第6回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成16年11月16日(火) 9時30分～19時50分

2 場 所 三重県建設技術センター鳥居支所 2階 会議室

3 出席者

(1) 委 員

木本委員長、浦山副委員長、大森委員、芝崎委員、野口委員、朴委員、
福島委員、山本委員

(2) 事務局

県土整備部

理事

公共事業総合政策分野総括室長

公共事業運営室長

住まい政策分野総括室長

流域調整分野総括室長

都市政策分野総括室長

道路政策分野総括室長

河川室長

港湾・海岸室長

住宅室長 他

農水商工部

担い手・基盤整備分野総括室長

観光・地域づくり分野総括室長

農山漁村室長

水産基盤室長 他

四日市市公園・河川課長 他

松阪市建設部土木課長 他

松阪市水道部工務課長 他

桑名市水道施設課長 他

菰野町水道課長 他

嬉野町農林建設部長 他

三雲町上下水道課長 他

志摩市上下水道部水道工務課長 他

鈴鹿建設部事業推進室長 他

四日市建設部事業推進室長 他

伊賀建設部事業推進室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業運営室長)

定刻となりましたので、ただ今から、平成 16 年度第 6 回三重県公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。

現在、委員 10 名中 5 人見えておりますので、開催をさせていただきたいと思います。遅れてあと 3 名の方、浦山委員、芝崎委員、朴委員がご出席の予定でございます。

それでは、傍聴を希望されている方々いらっしゃいますので、事務局としましては非公開にすべき案件ございませんので入っていただきたいと思いますと思いますが、委員長どうでしょうか。

(委員長)

はい。どうです、委員の皆さん、公開ですので。はい、結構でございます。入室していただけてください。

(傍聴者 入室)

(委員長)

傍聴の皆様、お待たせしました。お手元にこの委員会の傍聴要綱が配られていると思います。会議の円滑な進行のために、皆様の発言や行動を一部制限するような内容でございますけれども、熟読されて会の進行によろしくご協力をお願いいたします。

それでは、事務局、進行お願いいたします。

(公共事業運営室公共事業評価 G L)

はい、わかりました。本日は事後評価のご審査もお願いしたいと思いますので、事後評価審査対象事業の諮問をさせていただきます。赤いインデックスの付いた資料 4 番、4 の 3 ページをご覧いただきたいと思いますでしょうか。赤いインデックスの 4 の 3 ページです。よろしいでございますか。

本年度事後評価を行います件数は、この 502 番の海岸事業と 503 番の公営住宅整備事業の 2 件でございます。本日お聴き取りをいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(公共事業運営室長)

委員長、いかがでしょうか。本年度の事後評価、この 2 件のご審査をお願いしたいと思っております。

(委員長)

はい。事後評価の案件2つお示しいただきましたが、委員の方々、確認事項とかご意見ございますでしょうか。事後評価2件、ようございますか。はい。特にございませんので、事後評価2件お受けいたします。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。午後に後ほど本県の事後評価の視点などにつきまして、少し説明をさせていただいた上で、また各件の説明をさせていただきます。

それでは、次に本日の議事進行の説明と、お手元の資料の確認をお願いいたします。

(公共事業運営室公共事業評価GL)

それでは、まず本日の議事進行を説明させていただきますが、その前に基本的な委員会の会議のあり方につきまして、今回も少し説明させていただきます。

基本的に委員会の会議は1事業あたり2回の委員会に分けてお願いしたいと思います。最初の委員会では、事業主体が評価対象事業の説明をいたしますので、委員の皆様にはそれを聴き取っていただく評価対象事業の聴き取りをお願いしたいと思います。次に、聴き取っていただいたときにいろいろとご質問もありませんかと思っておりますので、お手元の質問書と書かれたペーパーにご質問をお書きいただきまして、私どもに頂戴したいと思います。後日、ご質問をいただける場合には、任意の様式にて私どもにいただければ結構でございます。このいただきましたご質問等につきましては、事業主体がさらに資料を補完いたしまして、次の委員会でお答えさせていただきます。その後、ご審査をお願いいたしまして、ご答申をいただきたいと思っております。

簡単に申しますと、1つの事業に対しまして、県の行いました評価の内容を聴き取っていただく「聴取」と、その内容をご審議いただく「審査」の2回の会議となりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の会議の進め方につきまして説明させていただきます。本日は資料4の1ページ、赤いインデックスの付いた資料4の1ページ、2ページ、3ページに網掛けで掲載してございます事業のうち、1番右の奥に丸印と「審査」と書いてございます事業につきましてまずご審査をお願いいたしまして、その次に丸印と「聴取」と書いてございます事業の聴き取りをお願いしたいと思います。

ご審査いただく順番は、まず継続事業となっております8番の農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業をお願いいたしまして、次に10番の地域水産物供給基盤整備事業、そして3番目に2ページの101番と102番の河川事業。これは市町村の事業でございますが、この2件を一括してお願いいたします。4番目に103番、104番、105番の水道事業。これも市町村事業でございますが、この3件を一括してお願いいたします。5番目には106番、107番、108番の水道事業。これも市町村事業でございます。この3件を一括してお願いしたいと思います。

ご審査にあたりましては、冒頭に前回委員の皆様からいただきましたご質問等に対しまして説明させていただきます。その後、ご審査をいただきたいと思っております。また、ご審査の後には誠に勝手ではございますが、でき得る限り本日中にご答申をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、聴き取りの順番でございますが、審査対象事業のご答申をいただきましたら、次回の委員会でご審査いただく再評価対象事業の11番、13番、16番の3件の道路事業を一括してお聴き取りいただきまして、次に17番の街路事業をお聴き取りいただきます。その後、事後評価対象事業の502番の海岸事業と503番の公営住宅整備事業の聴き取りをお願いしたいと思います。議事進行につきまして、ここまでよろしいでございましょうか。

(委員長)

よろしゅうございますね。はい、お願いします。

(公共事業運営室公共事業評価GL)

はい。本日はかなり件数が多くなっておりますが、赤いインデックスの資料6には再評価の5つの視点を簡潔に記載いたしました再評価実施箇所一覧表を添付してございます。また、資料10には事後評価実施箇所一覧表を添付してございます。それぞれ網掛けの箇所が本日の案件でございますので、ご審査、お聴き取り時にはどうぞお役に立てていただければと思っております。

それでは、お手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は赤いインデックスの資料で1番から17番までの17資料を用意させていただいておりますが、ございますでしょうか。1番から17番までの17資料、ございますでしょうか。2つの綴りに分かれておろうかと思っております。この中で資料9には再評価の説明資料が青いインデックスで8-4上野依那古2期から108-2水道事業の志摩広域までの14冊添えてございますが、ございますでしょうか。青いインデックスです。また、資料11には事後評価の説明資料が青いインデックスで502宇治山田港(侵食)、それから503-1ミレ二北口までの2冊添えてございますが、ございますでしょうか。

はい。なお、8番の農道依那古2期地区につきましては、継続審議をお願いしてございますので、これまでにお渡しさせていただきました資料が全部で4冊ございます。この4冊の資料番号を申しますと、8-1、8-2、8-3、それと4-3でございます。今日はお持ちいただきましたでしょうか。4-3は既にご答申をいただきましたふるさと農道整備事業上川地区の資料でございますが、この中に農道依那古2期地区の費用便益を説明した資料がございますので、ご持参いただければと思っております。たくさんの資料で誠に恐縮でございますが、ご確認いただけますでしょうか。よろしいでございましょうか。

(委員長)

ちょっと待ってください。特に4番。いいですね、はい。お願いします。

(公共事業運営室公共事業評価GL)

次に赤いインデックスの資料5をご覧くださいませでしょうか。資料5の第4回委員会における委員質問一覧表には、委員の皆様から頂戴いたしましたご質問を記載させていただいております。資料5、お間違えないかご確認をいただければと思っております。よろしゅうございましょうか。もし漏れなどがございましたら、ご審査の途中でも結構でございますので、適宜お申出いただければと思っております。

次に資料7と8、赤いインデックスの資料7と8をご覧ください。ここにはそれぞれ平成10年度の再評価結果と平成11年度の再評価結果の概要を載せてございます。本日2度目のご審査をお願いしております101番の河川事業と105番、106番、107番、108番の水道事業のご審査のときにご活用いただければと思います。

なお、お手元に用意させていただいております質問書につきましては、11月24日水曜日までに担当の者までご提出いただきますようよろしくお願い申し上げます。このいただきましたご質問につきましては、事務局でとりまとめの上、委員の皆様へ送付させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、聴き取り時におきます事業主体の説明に際しましては、前回と同様に説明の効率化を図る観点から、「リン」を用いたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。議事進行などにつきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、今の説明で何かご質問等はございますでしょうか。

(委員長)

いかがでしょう、議事進行と資料がたくさんですけども、ようございますでしょうか。また、もし不足すれば進行中にも。では、続けてどうぞお願いいたします。

(公共事業運営室長)

はい。午後のお聴き取り時の説明につきましては、できるだけわかりやすく説明させていただきたいと思っておりますが、不慣れな部分もあるかと思えます。行き届かない点があれば、また説明中ご不明な点等ございましたら、遠慮なさらずにおっしゃっていただきたいと思えます。それでは、よろしくお願いいたします。

(委員長)

はい。今日はまず農林漁業用揮発油財源身替農道整備事業、そして地域水産物供給基盤整備事業、河川事業、水道事業の合わせて10件の審査に入ります。なお、本日聴き取りも合わせまして先ほどご説明ありましたように16件となります。少し遅くまで会議が延びると思えますけれども、委員の皆さん、ご都合の許す限りよろしくご協力をお願いいたします。聴取にかかる時間いろいろ考えまして、終了時刻を概ね目標値16時といたします。その後、聴き取りを行いまして、会議終了時間を概ね18時30分とします。少し長いですけど、委員の皆さん、よろしゅうございましょうか。よろしくご協力をお願いいたします。

では、審議に入ります。先ほど事務局からご説明がありましたように、8番の農道整備事業上野依那古2期地区の継続審議を行います。説明の方は前回の委員からの質問に答える形で簡潔にご説明よろしくお願いいたします。

8番 上野依那古2期地区 上野市

(伊賀県民局農政商工部長)

おはようございます。伊賀県民局の農政商工部でございます。去る 11 月 2 日には現地調査どうもありがとうございました。そのときに 5 点ほど質問をいただいておりますので、担当の方から説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

(伊賀県民局農村基盤室長)

それでは、説明させていただきます。資料 8 - 4 でございますけれども、めくっていただきまして目次がございます。この目次に 5 項目質問事項がございます。先日 11 月 2 日に委員の方々から出された質問ということで、目次で整理させていただきました。この目次に従いまして説明をさせていただきます。

1 番目「当初、計画時に既存の道路を利用するような比較案はなかったのか」ということでございます。次めくっていただきまして、平面図を見ていただきたいと思っております。赤色のこの路線が私ども計画しました計画路線のルートでございます。青色のこの路線が、現在 4 m 農道が全体 1,050m 青色の部分がでございます。赤色の部分が 1,240m ございます。現地に行っていた地区全体を見ていただいたのがこの付近で、車を止めて見ていただいた所でございます。

比較でございますけれども、計画当時にはルート比較の検討にあたりまして水田の整備が済んでおりまして、農免農道のために潰れるというのがございまして、現在のルートで考えさせていただきます。そして、現段階で比較をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思っております。

資料の 4 ページをご覧になっていただきたいと思っております。先ほど平面図で示しました赤のルートの第 1 案の中に、地形条件によりまして左からタイプ 1、2、3 というふうに標準断面を分けて積算の参考にしておるところでございます。タイプの分け方は切土であったり盛土であったりということで、立地条件に合わせて断面を検討しております。

その次い 5 ページをご覧になっていただきたいと思っております。5 ページは第 2 案で 4 m 道路を利用して農道整備をしたらどうかという標準断面でございます。A 区間、B 区間合わせまして 750m ございます。この間が農道が現在 4 m 道路を利用して整備をする断面でございます。C 区間につきましては、300m あるわけですが、これはちょっと農道がございませんので新設区間ということになりまして、第 2 案につきましては全延長 1,050m の延長で考えてございます。

そういった比較検討の結果、2 ページに戻っていただいて恐縮です。2 ページをお願いします。事業費を比較しますと、第 1 案が 3 億 2,000 万円ほどになります。第 2 案が 3 億 3,500 万円ほどになりまして、第 1 案が 1,460 万円ほど安くなるということでございます。なお、第 1 案、第 2 案の事業費は積み上げでございまして、その内訳につきましては、資料の 6 ページから 14 ページに添付させていただいております。

それから、2 点目が用地買収におきまして第 2 案の A ~ B 区間は、整備済田の長辺方向に、また、C 区間は中央部、斜めの方向に水田が潰れるということで、地権者の同意が難しいという状況でございます。そういったことから第 1 案の現在のルートを選定させていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

続きまして、第 2 点の「交通量調査アンケートの集計結果を示してください」ということでございます。15 ページをご覧になっていただきたいと思っております。流入量の算定方法及

び聞き取り調査でございますけども、流入量の算定につきましては、計画調査地点において通行車両を対象にして現地で聞き取りを行い、流入量を算定しております。聞き取りの内容につきましては、「将来、農免農道ができれば通りますか？どうですか？」ということを確認しました。聞き取りの対象は一般車両で、農業車両は対象外としております。

アンケート調査のデータでございますけども、いろいろ搜してみたんですけども、当時のアンケートデータはございませんでして、大変申しわけございませんでした。ただ、流入率を示します分母となる母体数のアンケート台数分の流入台数、これが流入率でございますけど、その結果を示す流入率を示す数値のみが残っているという現状でございます。その数値を利用して算定しているというところでございます。その表が 16 ページ、17 ページに添付させていただいておりますのでございまして、17 ページの表の見方でございますけども、各車種別に通行量に対する流入率を掛けて、例えば下の計の欄ご覧になっていただきたいと思っております。普通乗用車の場合ですと、204 台の通行に対しまして、普通乗用車の流入率であります 44%を掛けて 90 台が農免農道に流入するということを示した表でございます。このデータでもって計画値に反映しているというところでございます。同様に 17 ページも同じように読んでいただければ結構かと思っております。

続きまして、3 番の「現在の営農形態はどのようになっていますか？また、将来の予測形態についてはどのように見込まれますか？」というところでございます。18 ページをご覧になっていただきたいと思っております。当地区の今後の農業振興につきましては、本年 16 年 4 月に上野市が策定しました今後の水田農業のあるべき姿を目指して、上野市水田農業ビジョンというものがございまして、平成 22 年度を目標にしているビジョンでございます。そのビジョンに沿って今後の農業振興というところを考えております。

その考え方の 1 つとしまして、まず表をご覧になっていただければわかると思うんですけど、1 番目に面積についてでございます。面積につきましては、当地域につきましては、優良農地として整備しました 460ha あるわけですけども、今後も継続して営農を続けていくということで、460ha は守っていきいたいというふうに考えております。

2 点目に担い手につきましては、現在 5 人でございますけど 7 人に増やしていき、一人当たりの経営面積が 6 ha から 12ha にしていきたいと考えています。また、集落営農の組織でございますけども、6 組織から 7 組織にして、1 組織当たり 5 ha から 13ha に拡大していきたいと思っております。また、集積率でございますけども、上野市のビジョンに沿って本地区も目標を達成できるよう担い手への集積率は 30%、組織への集積率は米につきましては 99%、大豆につきましては 90%というところを目指して振興を図っていきいたいというふうに考えておるところでございます。

次に 4 番目でございますけども、「カントリーエレベーターとほ場整備計画の関連性はどうか」ということでございます。20 ページをご覧になっていただきたいと思っております。20 ページからは上の方にほ場整備と農免農道の時系列で各地区の着手年度を示してございまして、正面のパワーポイントの図面を見ていただきたいと思っております。この部分が第一ほ場整備の地区でございます。第二地区がこの部分でございます。第三地区がこの部分でございます。

第一地区は 48 年に国庫補助事業として採択されまして、ライスセンターをここに考えておりました。第二地区につきましては、昭和 60 年度に採択されまして、ここに計画してお

きにどうですかという形で説明を求めたところ、ここの空間で第2案の1,000m、第1案の1,200mのところではいろんな形で計算をしていったら約1,000万くらいの差が出た。だから、第1案にするんだというのは、数億円の公共事業の中で1,000万円というような差が出てくるというのは、大きい数値だと思います。けども、ここで出されているようなものを見たときに、私から見ると本当に1,000万円の差で第1案が安く仕上がるんだろうかということにも疑問があります。

そういうところを踏まえて、そもそもこの道路を南の方で文化財が現れたとかいろんなことになってきて、かなりいびつな形で変わっているような地点において、もう一回立ち止まってこの道路の必要性がどこにあるのかを見るべきだったんじゃないかということで質問したわけなんです。したがって、私はこの第1案のところ、今既存の4mをまた同じように7mで幅員を広げたときの計算をしていっしょにやりますよね。そうですね。7mの幅員の道路がそもそも必要なのかという部分も踏まえて考えたときに、この試案は第1案ありきのところから出されている案だとは思えません。その辺どう思われますか。どうしても幅員7mの道路が必要なのでしょうか。

(農山漁村室)

1点でございますが、7m道路という話でございますが、これにつきましては、前回、前々回等のご説明で、交通量の予測から道路の基準からいきますと7mの道路が必要であるということで計画したということでございます。

それから、ルートのご説明でございますが、ちょっと今回の比較こういって申しわけございませんですが、当初にご説明させていただきましたように、この道路はルートを途中で変えてございまして、当初は上野南部の農道と直線で取り付けるというルートがまず第一の目的でございました。ということから、ほ場整備地区内のルートは考えておらなかったということが最初の経緯でございます。

それで、今言われておりますのは、今回ルートを変えたことに伴って全体を見直したらどうかという話かと思いますが、これにつきましては今の費用対効果の話と、それから前のご説明しておりますが、ほ場整備内の農道に対して一般交通を通行させることによる10箇所程度の交差点ができることの危険性につきまして、一般車両を通行させる農道につきましては、地区外に考えたということが基本的な理由でございます。

(委員長)

いかがでしょう。

(委員)

まだありますが。

(委員長)

今の2点はよろしいでしょうか。

(委員)

いや、よろしくないです。

(委員長)

そうですか。どうぞ。

(委員)

おっしゃられたとおり現地調査をしたときに、南の方からタッチをすることによって第2期の道路は意味があったと思います。それができなかった時点で見直すべきだったんだということですね。したがって、1,000m、1,200mの範囲内で1,000万円安く仕上がったから第1案にいくんだということに関しては、根拠が私薄いと思っています。それに関する説明は、先ほどいただいたんですけども、もう一度伺いますが、これを見直すような計画ありませんか、この事業を。

(伊賀県民局農村基盤室長)

この図面に表れてないんですけど、今委員が言われました右側の方につきましては、希少生物とか文化財等の関係がございまして、ルートの一部見直させていただいたところがございます。ここからこの間につきましては、今ちょっと説明がありましたいろいろ各交差点などがありまして、その交通の安全性とか、あとこの農道計画をしたときには既にこの付近はほ場整備ができあがっております、農免農道を設置するというは現在の4m道路を拡幅して設置するという形になりますので、整備済みの優良農地が潰れていくと、長辺方向に潰れていくということで、地域の方の理解がなかなか難しいということもございまして、現在の赤で示させていただいたこのルートを選定させていただいたところがございます。ご理解をお願いします。

(委員)

ちょっとよろしいでしょうか。ここで私たちが忘れてはならないのは、ここで審議をする第2期という空間は1,200mじゃありません。その南の方まで含めたものなんですよ。だから、この図はわかりました。全体の第2期の区間の地図があったと思うんですけど、南の方まで足されているようなのを出示していただきますと、この赤く塗られている所に関する審議を今私たちがしているわけでありまして、何も1,000mの区間の話をするわけではありません。ただし、例えば1,000mのところでの費用対効果を考えたときに1,000万円という差が出ているんだと。

それに関しても急に出された資料ですので、ここでも検討する時間が必要だと思うんですけども、それを踏まえて考えてみても、本来のこの道路は南の方の道路とタッチができなかった時点で既にもう一回見直しをすべきだったんだというふうに、原点に戻ってこの2期事業全体に関する位置づけを申し上げているわけなんですね。

(委員長)

委員、具体的にもしこれ見直しするというと、委員がイメージされているルートとか何かございます、具体的な。

(委員)

私にルートを考えてやれというのは、この事業を継続していくんだということがあった場合には考えられますが、この道路を交通量の調査や今後 10 年、20 年この道路ができて上がる、あと数年ということを知っているんですけども、全体的は状況を踏まえたときにどうなるかと考えるべきであって、私が例えば書くんだとすれば、この事業は要らないというふうに申し上げるしかないんですよ。

(伊賀県民局農村基盤室長)

すいません。再度ご説明させていただきますと、今 1,200m 区間の比較の話をしていただいたんですけど、この部分が 1,200m ほどに相当する区間ですけど、同様に依那古の 1 期地区ということで、このルートも既に現在整備されているところですけども、先ほど申し上げましたように、この区域はほ場整備事業で整備された地域でございますので、この地域内を優良農地を潰して農免農道として整備していくということについて、全体的に地域の方のご理解が難しいという経過もございまして、やむなくこういった右側の農地の端っこに離れた場所に農免農道を設定させていただいたという経過がございますので、この地域全体の総意ということで、現在のこのルートを潰れ地を少なくするというので、総意でルート設定を考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

(委員長)

ちょっとご回答とご質問すれ違っているような気がしますが、どうぞ。

(委員)

住民のこの地域の同意を得たというようなものは、例えばこの地域の道路の最初の計画の段階でのものなのか、いろんな形での遺跡が発掘され、あるいは文化財が見つかりという形で、こういうふうな変更を余儀なくされたという形になったときの同意を得ているのか、どっちなのでしょう。

(伊賀県民局農村基盤室長)

計画の段階でこういうふうに来てここにこういうふうにタッチする計画で計画地を策定しまして、それにつきまして地域の住民の方の同意をいただいたというところがございます。その後事業開始後、この山の所の現地調査をしますと希少生物が確認されたとか文化財があるとかということで、この辺りからこちらの方へ路線を一部変更せざるを得なかったという経過でございますので、ご理解をお願いします。

(委員)

まだ 1 から 5 までいっぱいありますので。

(委員長)

ほかの委員の方、いかがでしょう。5 点整理していただいた内容について、確認事項、

ご意見頂戴しますが。どうぞ。

(委員)

2番目の交通調査の件ですが、質問が書いてございますが、15ページですね。前回現地調査にお伺いしたときに、この交通量調査は1期から2期が直線でつながる場合ですか、それとも計画見直しされて県道を渡って折れ曲がっていくルートでこの農免道路を通るかどうかという聞き方をするのか、どちらでしょうかという質問をしたときに、クランクしたというか、折れ曲がった道路を前提に聞きましたという回答があつて納得したんですけども、今日の資料を見ると、15ページの2のところに聞き取りは括弧の中の言葉で聞かれたとすると、これは1期、2期が直通する場合なのか、クランクする場合なのか、被検者といいますが、聞かれた人にとってはどちらか判断できないような状況で回答したということになりませんか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

当時、聞き取りをしたときには、運転手の方に図面を示して「この道を通りますか」ということを聞いたわけではございませんで、「この辺りに農免農道ができれば通りますか」ということで聞いたということでございます。この聞いたときの時点は計画書をつくった段階で聞いたということございまして、その後計画後希少生物とか文化財で一部路線変更が余儀なくされました。その一部路線変更したという条件で聞いたものではございません。当初の計画の段階でお聞きしたというところでございます。

(委員)

そうすると、流入量が40%でしたっけ、というさっき。

(伊賀県民局農村基盤室長)

例えば例でいきますと、普通乗用車の場合は44%という形になっています。

(委員)

という結果がありますね。もしクランクした地図を見せて「流入しますか」と聞いたとしたら、流入量は今のままで妥当でしょうか。それとも。

(伊賀県民局農村基盤室長)

多少流入地点が路線変更によってずれてくると思うんですけども、私ども概ね大きく流入地点が何キロ離れるという所でもございませぬので、ほぼ同様な数値が得られるものだというふうに理解しております。

(委員)

折れ曲がると多少面倒くさいとか、あるいは線路の所で多分渋滞したりするので、1期から2期の方に渡っていくときに、何かかなり使いにくい状況ができそうじゃないかなと推測するんですが。そうしたときに、例えば一般車44%というのがわかりませんが、相

当減るんじゃないかと。それがB / Cをはじいて妥当な投資効率になるような流入率を想定しようとする、県道拡幅が必要になって、やっぱりその部分は事業費算入してもう一回費用対効果を計算し直さないといけないんじゃないかなと推測するんですが、そんなことは必要ないと。流入量はそんなに減らないだろうという見通しですか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

図面で今示しておる所でございますけど、距離としましても非常に長くなるという所でもございませんし、時間としてもごくわずかな時間だというふうに、私ども実際現地へ行ってそういう感じですので、流入の率はほとんど変わらないものだというふうに理解しています。なお、県道の改修につきましては、先ほど5番の質問の項目でご説明しましたとおり、建設部と共同して連携を図りながら進めていくというところでございます。そういったことから流入率の変更はまずないのではないかとこのように考えておるところでございますので、ご理解をお願いします。

(委員)

私は営農形態についてお聞きしたいと思うのですが、たくさんの金額を投入するわけですから、営農が先細りであってはいけないと思います。ここに書いていただいております振興方針と伴って今後の見通しのところなんですが、これはやはりある確かな根拠があってこういうふうな予想が出ていると思うのですが、どういう根拠でこういう数値がはじかれているのでしょうか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

先ほどちょっと冒頭に申し上げました平成16年4月、本年4月に今後の水田農業のあるべき姿ということで、上野市の方が平成22年度を目標にしております上野市水田農業ビジョンというものをつくっておるわけですが、今日は委員さん方には資料として添付しておりませんが、こういった上野市が水田農業ビジョンをつくっております。そのビジョンに沿ってこの地区も今後の農業を頑張っていくというところを考えているわけです。

(委員)

このビジョンの数値をそのままここに持ってきたということではなくて、個別にある程度調査をされているところもあるのですか。

(伊賀県民局農村基盤室長)

これにつきましては、個別に調査というところはちょっと物理的に困難なところがありまして、水田農業ビジョンをこの地域も同様に22年度目標に従って頑張っていくと。頑張って取り組んでいくと。農業振興を図っていくと。こういう考え方で整理をさせていただきます。

(委員長)

はい、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか、委員。それでは、委員どうぞ。

(委員)

このアンケート調査によるものに関しても伺いたいんですけども、この調査地点のAというのが、国道何号線でしたっけ。422号線でしたっけ。そこから入る手前の所じゃなくて、ここちょうど計画で右に入る、今この図から見ていると東に入る所と南に入る所の分岐点で調査をされているものなんですよ。そこで調査をされていて見てたならば、一日だいたい900台くらいでしたか。だいたい900台くらいだったと思いますが、例えば乗用車も貨物も全部含めて一日調査を。今回の資料には根拠は出てなかったと思うんですけども、直接現地調査をするときの資料には確かに900台くらいあったというふうに思っております。その中で約40%か50%くらいが一般乗用車で、だいたいそういうような説明を聞いたと思うんです。

この道路、いわゆる農道ですので、例えばお米が取れた秋には結構頻りにカントリーエレベーターとかライスセンターとか通るところでありますので、・・だと思っんですけども、この調査がちょうど一番ラッシュのときの時期だったんじゃないかと思うんですね。なぜそういうことを申し上げるかということ、普段どれだけこの道路を、例えば農道プラス生活道路だというふうな位置づけをした場合においても、確かに年間1カ月か2カ月か、それから田植えの時期だとかそういうときには、確かに7mの道路が必要なのかもしれません。ほかのことも考えると、それ以外の時期においては、果たして7mの道路がなければこの道路は成り立たないかということを考えたときに、第1案、第2案というところと交通量のところを全部踏まえて考えても、どうも第1案に基づいた道路の計画は非常に甘いんじゃないかと思うんです。

営農形態プラスこの道路を、例えば第1、2案で7mでどうしても増やして、幅員を増やしてやっていかなければならないとか、いろんなところで位置づけで第1案に基づいたこういう道路を継続すべきだという主張する根拠を、総合的に説明していただけないか。

(伊賀県民局農政商工部)

総合的に説明せいということで、基本的にこの農道計画を立てた思想を申し上げたいと思います。農道整備の目的というのは、もう今までも説明してきたと思うんですが、農業の生産性向上あるいは近代化ということで、生産性向上を図るのと農村の生活環境を図る目的で農道の計画というのを立てるわけでございます。

そこで、伊賀市になりましたが、この依那古地区で着色をした面が農道の受益面積でありまして、460haの受益面積がございまして、ここで農業がされ、農業生産物が生産されて、今回の場合この地区は米が主流となりますので、カントリーエレベーターの方に運ぶのが相当の農業交通量になるわけでございます。そういうことでこの460haから出てまいります、特にお米をカントリーエレベーターに運ぶ。また、カントリーエレベーターでできた玄米等は農家に戻る部分もありますが、市場なり卸市場にも行くと。また、その前に農家が農道を通して農作業にも農道を使って行くということで、諸々のそうした、もちろん国の設定基準に基づきまして、農業交通量というものを算定するわけでございます。

その中で国の基準、基準というと少し語弊もあるかもわかりませんが、これは特にピーク月、ピーク区間で設計することができることにもなっております。そこで、農道がで

きますと、農村の生活環境もということで、一般交通車も当然流入してくるわけでございまして、一般交通台数を算定するのは、その近傍を走る 422 なり県道で交通量調査をして、流入量というものを推定するわけでございます。今回はアンケートをしたりして推計をして、一般交通量も加味をします。そこで交通量台数が決まってまいりまして、そして幅員が決まり、それに基づいて設計速度なりから道路の構造が決まってくるわけでございます。

今回この 460ha の受益に対する農道というものを、効果もはじきあるいは交通量も検証した結果、すべてがこの前も現地で説明したとおり、今の計画の数値が満足されておるといの中で、この道路の計画性を私どもは確認をして継続をしたいということでございます。その中で当初の計画路線が上野南部 2 期にずれたことは、非常に私どもも残念に思っておりますわけですが、自然環境、自然との調和というのは、土地改良法にも強く明記もされてまいりましたし、自然環境を守るのは当然のことでもございますので、少し県道を渡って効率が少し落ちるかもわかりませんが、何らこの農道計画の費用対効果なりについても問題ないということ、今検証させていただいてご説明をしておるところでございますので、1 つよろしくお願いをしたいと思います。

(委員)

最後に 1 つだけ伺います。要するにこれは農業にかかわる一番忙しい時期、頻繁に交通量があるというような時期であろうと。比較的農業的な目的で利用する道路としての部分は、年間を通して低くなっている時期であろうと。全体の通行量、要するに交通量の調査に基づいて、幅員 7 m のこういう道路というようなものは、国が定めた農業交通量などいんな部分の位置づけで照らし合わせてみても、これは 7 m の幅員の道路は必要なんだという位置づけなんですか。それで理解してよろしいですか。

(伊賀県民局農政商工部)

はい。

(委員)

わかりました。

(委員長)

ほかにかがでございましょう。どうぞ。

(委員)

結局、農業関連の予算を使ってつくった農道というカテゴリーの中に入っている道路ではあるけれども、一般交通の通行ということの便益がなければ成り立たない、もしくはかなり危なっかしい道路なんじゃないかなというふうな、私は説明をお聞きしていて印象を受けているんですね。だからこそ流入量の話だとか、それからアンケートでも農業車両は対象外にしてみえますよね。こういうことから言うと、要するに農道という名前の一般交通をかなり考えた道路だという位置づけだと思うんですね。

その場合に、文化財が見つかった。何でしたっけ、ベニヘゴでしたっけ。あれが見つか

ってルート変更が余儀なくされたという時点で、この道路の存在意義って、私はものすごく変わったはずだと思うんですよ。委員がさっきからおっしゃっているのは、そこで変わることにしてもう一回立ち止まって、この道路の存在価値があるのかないのかを考えられなかったんですかというご質問だと思うんですよ。

私もまったくそれは同感で、やっぱりそこが繋がらなかった以上、つなげなさいというつもりはありませんし、繋がらなかったんだと思いますけれども、そういう事情ができた以上、やはりその時点でこういうルートというのができなくなって、あそこでクランクをして、おまけにあの狭い線路の踏み切りの所からの向こうからの流入まで将来的には考えられるような道路の取り付けになってしまった時点で、やっぱりこの道路というのはもう少し立ち止まって、本当にこの道路をこのまま計画を進めるべきか、ルート変更だけで進めるべきかどうかということを考え直さなければいけなかった道路じゃないかということ、私も委員に同感なんです。

ただ、この委員会やっているといつも思うことですが、あそこまで道路をつくってしまって、あそこで止めるわけにいかない。おそらく何かしなきゃいけないこの先というジレンマをお持ちだろうというふうには思うんです。農道だ、農道だという話で進めるからこそそういう、今日のご説明でもそうですけれども、こちらが、委員にしる私にしる申し上げたいのはそういうことなんですけれども、例えば今日のこれで3回目でしたか、4回目くらいですよ、ご説明をお伺いしても、先ほどのお答えの中にもありました計画当時には比較検討案は考えておりませんでした。

これまで・・・(テープ交換)・・・実際に当初の計画のときに、この比較検討がしてなかったのであれば、今の段階で「比較検討しなかったんですか」と言われて、お金をこれだけ積み上げて1,000万円の差額が出ますとおっしゃられても、そういう説明の仕方をされても、やっぱり聞いている私たちとしては、これは今回の前回質問が出たから、とにかく数字を挙げて説明をしなければまずいぞということで持ってきたというふうにしかならないし、やってみたという努力に関しては敬意を払いますけれども、ごく正直に申し上げて1,000万の差額なんて、私は数字の操作でも何とでもなるというふうにも思います。

流入量の算定のアンケートにしても、結局どういうアンケートをとって、何台くらいに聞き取りをなされたかということすら、今の時点でデータが残ってみえないわけですよ。ですから、やはり計画段階、それから当初立ち止まって考え直さなければいけなかった段階、その2点に対して、今の担当者の方たちにご責任のあることだとは思いませんけれども、やはりちょっと3億を使って道路をつくるという事業に対して、姿勢としては多少誠実さに欠けるという印象を持たれても致し方なかったんじゃないかなというふうに、私は個人的に思います。

おそらくこの道路を途中で止めるわけにいかないだろう。何かしなければいけないだろうということも思いますので、何かなさるとは思いますけれども、結果的にこの5人の方の営農の方だけが使う道路になってしまって、一般の方がこちらに道路があるわということで通られて、あそこの踏切の所で大渋滞が起こってというような事業後の結果が出てしまった場合に、将来的に事後評価という形でまたこういう場に出てくるのかどうかわかりませんが、担当の方たちがその結果に対してどういうふうに思われるのか。どういうふうに今後の事業の計画時点でその結果を反映されるのかということまで、何だか心配

になってしまうんですね。

この計画というのは、本当に最初からお話を聞けば聞くほど、どうされるおつもりだろうなという印象がとても強い事業だというふうに私は思います。担当の方たちに対しては、やはりおそらく同じような危惧はお持ちだと思うんですよ。お持ちだと思うんですけども、それに対してやはり説明の仕方だとか、根拠のつくり方だとかデータの出し方が、とてもこちら側から見ていると、言葉ちょっと強いですけども誠実さに欠ける。一生懸命根拠を出して何とかこれを進めようとするような姿勢にしか、やはり映りにくいんですね。そこら辺をやっぱり3億の事業、億の単位のお金を使って道路をつくるということは本当に結構取り返しのつかない話で、一旦土地は買っちゃうわ、山は崩してしまうわ、路面はつくってしまうわ、ここで止めるわけにいかないわという、いろんなことが起こってしまう事業だと思います。

今、この事業に対してどう言えということ、私はもうどうしようもないんじゃないかというのが正直なところなんですけれども、でもこういうことをやはり計画段階にもっともっとフィードバックさせて、同じような計画があった場合にもっともっとうまく使って考え直すような方策を練っていただきたいなというふうにしか言いようがないんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員長)

非常にきれいに整理していただいて。コメントとして頂戴してよろしいですか。はい、コメントです。非常にきれいに整理していただきました。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

この事業、私の方からいろいろ発言が多いということで控えようと思っていたんですけども、最後に一言ちょっと伺いたいんですけど。私も委員もまったく同じで、おそらくここに座っている委員もみんな同じ考え方、かなり考え方近いんじゃないかと思うんですけども、ただ1つ私もこの委員として責任に思っているのは、今までできた道路をどういう形で活かしていくのか。それから、それを活かすということが、例えば新しい事業につながっていくものなのか。必ずしもそうではないんじゃないかというふうにも思っているんですね。

それで伺いたいのはどういうことかという、この既存の道路を活用するというような選択肢をする場合に、幅員をどうしても7mという形で広げなければ、この第1期に終わった道路が活かしていけないものなのかどうか。それに関する検討は行っていましたか。そこを伺いたいと思います。

(農山漁村室)

今のご質問は、今の時点でその検討を行ったかということでしょうか。行いました。前々回に委員の方から1車線でいいじゃないかとか、それから、現在国の方におきましてコスト縮減の方向で1.5車線化とか、構造令の見直しとか基準も進んでおりまして、その中で今後残っておる区間につきまして、車線を7mにつきまして、例えば特例を使いますと6mまで幅員を狭めることができます。それから、帯状を設けることによって最小4mの

道路ができます。

ただし、残りの区間だけはそれができますが、全体のこの7 km、422号線の上下ですね。これでいきますと調査地点のナンバー2から上野南部の422に取り付く区間をトータルで考えますと、全体としてはその区間だけで駐車帯といいますか停車帯、待避所を設けてやるのは、全体として非常にそこで設計速度の低減。多分40 kmが20 kmに落としたり、それから車両をやり過ぎるために最大で数百mに1箇所待避所をつくらなければいけないということを考えますと、当初から全体の路線で計画時に考えるのであれば可能であったかと思いますが、既に半分以上ができた中でそれをやることは、かえってマイナスになるんじゃないかというふうに考えました。

(委員)

頭の中での想像で言っているのではなくて、1つの道路というものがものが流れると、どこかで詰まるという形になったときに、経験則に基づいて今おっしゃられているようなことが十分予想されるということで理解してよろしいでしょうか。

(農山漁村室)

ということをお願いします。

(委員長)

はい、ありがとうございました。最後に私の方からちょっと1点ですけれども。踏切越えて国道までの取り付けは、土木部の道路とこの工期の中で施行されると理解してよろしいでしょうか。この農免道路の工期の中で。その連携はもう了承済みで取れていると。この道路です。

(農山漁村室)

まだ確定したことは言えませんが、今の計画でいきますと、うちの農道は21年に完成。それから、県土整備部さんの方の422に取り付く木津川からの道路が19年度にできるということでございますから、この両区間の間につきましては、やはりそのときまでに解決を図って、拡幅とかということがあれば両部で連携を図ってやりたいというふうに考えております。

(委員長)

はい。委員、委員からのご説明で、バイパス機能がかなり落ちるんですけども、少なくともこれは形、形上って失礼なんですけど、バイパス機能の要になると思いますので、ここの取り付けは、工期内にぜひ擦り合わせをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう一度ごめんなさい、さっきの図面に戻していただけますか。これです。これは農道だけじゃないんですけど、バイパス機能というものを私たちにもう少しわかりやすく説明していただきたい。と申しますのは、国道で例えばピーク時に100台走っていると。あくまでも普通乗用車です。そして、こっちからこっちへ逃げるのは何台だ。つまり、私申し上げているのは、下からいきますとずっと上がって行きます。あそこで100台

行きますよ。そして、今予定されている農免に 50 台。40 にしましょうか、40%ですから。40 台逃げました。ですから、国道に 60 台、こちらに 40 台。そして、走って行って、いわゆる黄色の所、ゆめぼりすの方へ行くのは 30 台ですよ。ですから、10 台が元へ戻りますよ。そのあたりのインとアウトの所の交通渋滞とか、それは起こらないんだということですね。

つまり、バイパスと言っても実はここにたまっているだけであって、元へ戻ってくれば何のことはない、またあそこで渋滞起こるんだという。これはちょうど一般県道のメッセウイングの所でも同じような指摘あったと思うんです。バイパスはするんだけど、結局合流するじゃないか。その所で渋滞が起きるじゃないかという。そのあたりの説明を私たちに、「いや、そうじゃないんだと。ゆめぼりすに逃げていくのが非常に多いんだから、ここでは当初 100 だったのが 70 に減りますよ」とか、何かそのような具体的な数字で説明していただいた方が、我々にはわかりやすい。つまり、申し上げているのは、バイパス機能ということをもう少し皆さんにわかりやすく、本当に必要なんだということ。アンケートが 44%流入だというんじゃなくて、具体的な流れで説明してあげると非常に理解しやすいと思いますので。別これ農免農道、広域農道だけじゃなくて、一般道路でも同じなんですけれども、ぜひわかりやすい方法で。

それから、やっぱりこれは事後評価必要ですね。計画値がどうだ、上野市の農業はどうかと言うんですけど、将来のことはわかりませんが、いずれまたこれが完成したときに、一体計画がどのように狂っていたのか、もしくは合ったのか。これはやっぱりいい悪いじゃなくて反省材料として使うということは大事なと思います。これはあくまでもコメントです。それでは、後刻委員会意見とりまとめます。ご説明大変ありがとうございました。

(公共事業運営室公共事業評価 G L)

準備ができるまで、よろしければおトイレなど休憩なさってください。

10 番 舟越地区 鳥羽市

(委員長)

準備ができましたならば、10 番の地域水産物供給基盤整備事業のご説明をお願いいたします。前回から少し日にちがたっていますので、ごく簡単に事業概要、2～3分で結構です。そして、その後に質問事項に対するご説明をお願いいたします。

(水産基盤室長)

水産基盤室長の南出でございます。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。再評価番号 10 - 2 県営地域水産物供給基盤整備事業舟越地区につきまして説明させていただきますので、ご審議よろしくお願ひします。第 4 回審査委員会の事前説明における各委員様からの質問に対する回答書を付けさせていただいております。パワーポイントを交えながら説明させていただきます。

事業概要をということでございましたが、鳥羽市の答志島、パワーポイントの方でござ

いますが、答志島の全景でございまして、今回の舟越漁港、赤字で示しておりますが、島の北の方にございます。西の方に、今指しておりますが、桃取漁港でございます。それから、東の方へ行きますと和具答志漁港、答志漁港。この3漁港の避難港としまして舟越漁港ということで、平成6年度から港をつくっておる事業でございます。

質問に対する回答に移らせていただきます。回答書の1ページ目の項目の1番、委員の「事業完了後の施設管理について」ということで、「工事の終わった施設のメンテナンスのあり方や経費」というご質問でございますが、県管理漁港ということで、県が主体的に管理をしていくということでございます。維持管理の中身としましては、港内の土砂の堆積とか道路舗装の補修とか、そんなことが出てくると思います。通常のごみ等の施設清掃につきましては、県管理漁港におきましては県単漁港環境整備事業ということで実施させていただいておりますし、それから小規模な改良とか維持修繕につきましては、県単漁港改良事業などで対応しております。

続きまして、「部分的な施設利用」でございますけれども、当漁港におきましても、台風等荒天時には既に一部漁船が避難しております。今年度で防波堤の整備を終えるということと、来年度には臨港道路、この道路の方も整備が完了するというので、今青で示しております係留可能岸壁ということで示させていただいている部分につきまして、平成18年から一部施設の供用開始したいというふうに考えております。

続きまして、2の「波高分布のメカニズムについて」ということでございます。パワーポイントの方で説明させていただきます。東海地域沖波波浪推算調査というのを実施しておりますが、その結果から三重県の漁港につきましては、この諸元を使って30年確率波で沖波の推算値というのを示してございます。当漁港の場合は、波の向きは北北西NNW、波の高さが3.9m、周期は7.1秒ということで、この諸元を方程式のプログラムにインプットしまして、静穏度シミュレーションで数値を出しております。

その結果でございますけれども、「整備途上 から完成への変化のメカニズムはどうなっているのだ」ということでございます。今のNNWの波がここに入ってくるわけですが、直接はここの中へは入ってこないわけですが、反射波は入ってまいります。このときに航路の波高は既に1~2mに落ちているわけですが、東側の水域、黄緑になっている部分については、既にこの段階で静穏部分になっておりますが、この辺はまだちょっと波の高い部分がございます。そこで、赤色、今出ましたこの1号突堤を整備した場合、ここで反射波を止めることによりまして、今黄緑になりました所が静穏が図られるということでございます。

シミュレーション結果の表がこれでございまして、今この部分、青で囲んだ部分を拡大した部分がこれでございます。この数字が波の高さを表しております。この部分につきまして、今の黄緑になった部分でございますけれども、概ね50cm以下の数字が並んでおります。

続きまして、3の委員の「工期設定の考え方について」でございます。当漁港は新港、新しく漁港を設置しておることがございまして、新しく防波堤と岸壁を同時に施行していかないと係留可能な状況にならないということでございます。総事業費50億のうち、防波堤としての工事費が29億円かかるわけでございます。それから、地域的なことで地盤改良が必要であったということと、防波堤の構造形式もちょっと深い関係からケーソン式を採ったということで、これによって工事期間とか工事実施時期に制約を受けたというこ

と。それから、離島であるということに対する工事の制約も受けることになったということでございます。

このグラフは平成6年から10年間の漁港整備にかかった事業費を表しております。上のグラフで平成6年には約65億円あったものが、16年度には23億円ということで、事業費的予算的には減っております。そういう状況の中で下のグラフにつきましては、一漁港あたりどのくらいの予算を付けてきたかというのを示させていただいております。水色のこのグラフは、全体の漁港を平均して一漁港あたりどのくらい予算を付けておるかということで、16年でいきますと一漁港だいたい1億円の予算を付けておりますが、当舟越漁港につきましては、赤紫といいますが赤い表がそうですが、例えば16年につきましては3億円。だいたい概ね2倍から3倍の予算を付けてきておるわけでございますが、現在の状況でも18年度にやっと、それだけ予算を付けても18年度にやっと一部供用ができるような状況になっておるということでございます。

地盤改良につきましては、こういう大型の特殊作業船を使っております。こういう関係でのりの時期とかには工事ができないとかいう制約を受けることになっております。それから、ケーソンと申し上げましたが、ケーソン形式というのはこういうフローティングドックという浮いているドックの上でこういうものをつくって、コンクリートの箱みたいなものでございますけども、つくって現地へ運んで据えるという工法でございます。これが据え付けている状況でございます。

続きまして、4の委員のご質問でございますが、「当初のフルプランと変更後のフルプランは同一の内容ですか」というご質問に対してでございます。ちょっと見にくくて申しわけございませんが、緑色の実線部分が9次計画、この部分でございます。それから、破線の部分が次期計画ということで、基本的には同じでございますが、実施設計を組んだ段階で現地条件とかということで、法線とか延長につきましては現地で合うように多少変更しておりますが、基本的には同じ内容でございます。

続きまして、5-1でございますが、委員長の「管理棟などの上物の計画について」のご質問でございますけど、現時点では荷捌き施設とかそういう上物を設置する計画はございません。向かって右側でございますけども、この部分は駐車場用地の計画でございますし、こちら左側の部分は漁具修理施設用地ということで計画しておるところでございます。先ほど申し上げましたように、18年から一部供用開始して、漁業関係者の声を反映させた上で、適切な土地利用に努めていきたいと考えております。

同じく5-2の「港湾施設の使用料」でございますけども、漁港建設にあたっては、地元負担金を徴収してあるとか、漁港自体は水産業の拠点施設であるということから、漁船の係留に伴う使用料等は徴収しておりません。

続きまして、5-3の「係留船の決定について」でございますが、この表は答志、答志和具、桃取3漁港についての平成9年から11年までの避難隻数の実績から、23年を推定年としておりますが、この23年の数字を推定しております。それによって合計の避難隻数を出しまして、それに漁船の延長を掛けたものが680mという計画でございますが、現地の状況とか経済性を考慮して、実施延長は480mということで計画をしております。

それから、5-4の「シミュレーションの精度」ということでございますけども、現在三重県においては、港湾も含めまして港内の波高観測を実施している所はございません。

ただ、海岸防災観測用として志摩市の片田浜建設海岸の沖合で波高等の観測を実施しておりますけれども、シミュレーションの比較は現在では非常に難しいと考えておりますが、委員長さんご指摘のように、それを検証していくことは必要だと思いますので、現在考えておりますのは台風の来襲時等に目視でどの辺まで波が上がったかということも確認しながら検証していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、5 - 5の委員から「計画内容で、漁船の係留が一部可能な状況にもかかわらず、4年経った今もなぜ常時係留者がいないのか」というご質問ですけれども、文言に言葉足らずの点がありましたことについてお詫び申し上げます。この係留につきましては、平成14年度から特に南東からの台風時における一部の避難漁船を指しております。スクリーンで示しております青色の部分でございますけれども、青色の岸壁が平成13年度と14年度に実施しております。ただし、この時点では防波堤が黒色で示しております所しか整備が進んでいなかったということで、開口部がこれだけ広いということで、突発的な高波を受けて漁船が転覆することも考えられるわけでございます。防波堤の整備が今年度、道路が来年度に完了するというところで、18年度からこの部分でございますけれども、供用を開始していきたいと考えておるところでございます。

それから、続きまして同じく委員から5 - 5の「桟橋について」でございますけれども、現時点では桟橋の計画はございません。しかし、本地域は干満差も大きいということと、それから高齢者の漁師も増えておるとございまして、今示させていただいております点線の区間でございまして、浮桟橋の設置について検討させていただいております。

最後ですが、委員の「平成12年度に行われた再評価結果をどのように反映したのか」というご質問でございます。配付資料の7ページと8ページにそのときの意見書を添付しております。また、後ろの方には12年度の舟越漁港の再評価資料も添付させていただいております。「整備基準や将来計画及び社会経済情勢の変化を踏まえた整備の必要性、シミュレーション結果などを活用した整備効果について、わかりやすい説明を要望する」ということに対しましては、事前説明のときにも申し上げましたが、波高分布図、シミュレーション結果を説明資料に添付させていただいております。

また、「漁港整備に関して漁協合併などの広域化を踏まえた総合的な計画づくり、重点的な事業実施を図るべきである」ということでございまして、まず漁協合併につきましては、当地区は鳥羽市と磯部町、22の漁協がございました。それを平成14年10月に鳥羽磯部漁協ということで広域合併をしております。そのときに水揚げの流通拠点とか市場の集約とかということで、小浜、答志、神島、相差という4つの漁港を拠点漁港ということにしております。それから、県下全体については漁協県域ごとの漁港・漁場整備ということで、大きく伊勢湾、鳥羽志摩、度会、東紀州という4つの圏域。当地区は鳥羽志摩に入るわけでございますが、そういう圏域の考えを持っております。

鳥羽市におきましては、13の漁港がございまして、その中で今申し上げた4つの漁港につきましては、小浜、答志、神島。それから、相差につきましては、1の水揚・流通の拠点ということで整備しております。今回の舟越漁港につきましては、防災避難の拠点港ということで、そういう位置づけで整備をしておるとございまして、

本県におきましては、次年度以降も継続して現計画でこの事業を実施してまいりたいと

考えておりますので、どうぞご審議のほどよろしく願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。追加の質問もしくはご説明に対する確認事項頂戴いたします。どなたからでもお願いいたします。どうぞ。

(委員)

私の質問の方で、ちょっと私も質問の理解の方をうまくしていなくて大変申しわけありませんでした。5 - 5の計画内容についての常時係留のことについて質問しました。前回のご説明のときにちょっと気になったのが、「平成18年度以降に係留される船は決まっているんですか」と言ったときに、「何もまだ決まっていない」ということと、「それに対する何か対応というのはされているんですか」とお聞きしたときに、あまりはっきりした返事がなかったように思ったんですけれども、それについては何か漁協との話し合いがあるんですとか、そういったことってありますか。

(水産基盤室長)

18年度ということで、今の時点できちっと決めてないということでそういうふうに申し上げたと思うんですけど、これから3漁港からの避難ということになりますので、そういう相談をしながら決めていきたいと考えております。

(委員)

私も、船は持っておりませんが、例えば駐車場、自分の自家用車なんかは、やはり自分の家の近くに置いておきたいという気持ちがあるように、おそらく漁師さんも自分の家の近くに船が何かあったときに取りに行けたりとか、例えば台風があったときに2km、3km離れた所。ここは安全だから大丈夫と言えども、やはり見に行ったりとかしないといけないと思うんですけれども、そういうふうな舟越漁港に係留することによって負担になる部分というのは、それぞれ出てくるんじゃないかなという心配もありますし。

ちょっと答志の住民の方たちにも聞いたりもしたんですけども、やはり委員がご指摘されているようにとても長い期間事業が、工事期間が長くなっていることによってなのかどうかかわからないのですが、答志漁港とか和具漁港もその間に大変整備がよくなってきた、整備されてきたようなので、台風の際にそれほど避難するというような事態は少なくなってきているよということをちらっと伺ったものですから、これから少しずつそういう、やっぱり工事期間が長くなってしまったゆえにほかの所が整備されてしまって、この需要というのが当初考えていた需要よりも少なくなってしまったんじゃないかなという、ちょっと心配はあります。

(水産基盤室長)

役員さん方と今の段階でもお話をさせていただいているわけですけど、特に今年なんか台風が多くて、逆に役員さんそのときの写真を撮って見せられたという状況で、前回のときにも写真をお見せしたように、平時でも三重、五重の係留をされておるし、答志漁港なん

か台風のときは本当に港の中いっぱい船がなっているということで、今年につきましても早いところ係留させてくださいという要望もいただいているところでございますので、需要は今も同じように重要なあれだと考えております。

(委員)

それを聞いて安心しました。私も聞いたのは一部の人の話だけなので、それがすべてではないとは思っているんですけども、やはりほかの所が整備をされてきたりとかという話を聞いてきますと、この期間が長かったためなのかなという心配をしておりましたので、利用されるということと。あと、やはり常時係留される船が一体どういう人たちがそこへ常時係留を希望されるのかというところの心配がちょっとありますので、そのあたり配慮というか、何か対策を考えていただければなと思います。よろしくをお願いします。

(水産基盤室長)

これからお話をさせていただくにつきまして、今のご意見参考にさせていただいて進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

前回欠席していたものですから、1点まず確認をまずしたいんですけど。先ほどの整備計画図の中で追加計画ってございましたけども、これは当初の計画の中で含まれていたものなのでしょうか、この赤い部分ですね。

(水産基盤室長)

前回のときに、なぜ今回再評価をお願いしたかという説明の中で、総事業費が3割以上増えましたというお話をさせていただきました。漁港事業につきましては、基本的に5箇年計画で事業を進めております。前回12年度に再評価をしていただいたときには、漁港整備の9次計画ということで、フルプランとしては事業内容は入っておりましたんですが、事業採択というか、国との事業の進め方の中で、9次計画でできるとこまでしか事業費が確定していなかったと。構想として、フルプランとしては事業内容を持っておったんですけども、その部分が入っていなかったと。

今回、漁港漁場整備法ということで法的な整備もされましたことと、長期計画に対する考え方も変わりまして、10箇年計画ということになったことによって、10年間の計画ということになったもので、その分の事業費と一緒に認められたということで、3割を超えたという話なので、今赤で示させていただいている部分につきましても、この舟越漁港が避難港として整備する上については要るものだというフルプランの中では当然計画を持っておったのですが、その事業計画が平成10年度の時点では事業費が認められていなかったということで、説明をさせていただいたわけでございます。

(委員)

わかりました。それで、1つ質問ですけども、地盤改良を行わなければならなかったということですけども、これも当初から予測をしていたことでしょうか。

(水産基盤室長)

現地のボーリングをして、地盤が悪い、普通は運動直接するわけですけど、それには地盤が耐えられないということで、地盤改良しなければならないということになったわけでございます。

(委員)

ということは、当初の事業費では入ってなかったということですか。

(水産基盤室長)

一番最初には想定していなかったと思います。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

先ほどご説明の中で、避難にかかわることなので、ここに工事費を結構集中しましたというような、全体の工事金額の中の何%というご説明が1つあって、わりと重点的にここ頑張っていますよというご説明だったというふうに思うんです。その後の漁協が合併してというお話の中で、全体の中で舟越には結構ほかに比べて、平均値に比べて集中してみえる、投入しましたというご説明があったと思うんですね。この後の説明で、漁協の合併やらそれぞれの漁港の担う役割分担みたいな表のときに、一番下の欄だったかな、事業実施中漁港という欄がありますよね。これ私が見ると全部じゃないかと思ったんですけども。

要するに漁港に対する仕事というのは、ほぼ全部の漁港に対して事業実施中の事業を持ってきて、なおかつ舟越についてはほかに比べて3倍くらいの事業費を投入していますという説明が何となく整合が取れてないような気がしたんですが、その辺をもう一度きちんと説明していただけますか。

(水産基盤室長)

事業実施中の漁港がたくさんあるじゃないかと、1つはそういうことだと思うんですが。要するに港にはその港に漁業に携わってみえる方の漁船があるわけですね。それはそれぞれその漁港に係留されておりますので、その部分につきましては安全にそこに係留できるような部分の整備というのは必要なわけです。ただ、位置づけといたしまして、そういう位置づけをしたというのは、水揚げとかそういう流通の拠点にしたということとは、そこはそういう水揚げ用の岸壁にしているしということですよ。

要するに、例えば坂手の漁港の船が出て行って魚をとって、水揚げするのは小浜へ水揚げするということですね。今まではそれぞれの漁港で個々に漁業活動していたやつを拠点

にする。だから水揚げするそういう設備、荷捌き施設とかそういうのも小浜につくれば坂手には要らないじゃないかということにもなりますけど、漁船を係留する部分の岸壁というのは、やっぱりそれぞれの漁港には要るわけなんです。

今回の場合はそれが足りないので、舟越へ新たにつくっておりますけども、基本的にはそれぞれの漁港に船がおりまして漁業活動をしているので、係留するための岸壁は要るわけです。ただ、そこで漁獲物を揚げたりとか、そういう市場としての機能を持たすとか、そんなことは統合してやっていけばいいやないかというようなことで集約していると。だから、整備の水準というか中身が違ってくるということでございます。

(委員)

おっしゃることはよくわかりますけれども、これだけたくさんの漁港があって、事業実施中漁港というのがあれだけたくさんある。内容はそれぞれだと思いますが、それぞれの今おっしゃった、ここでは水揚げをする、ここではほかのことをするというような役割分担に応じて事業の内容もおそらくそれぞれなんでしょうし、何を重点化するということもおそらくそれぞれなんでしょうけれども、でも事業を実施している、つまり税金を投入しているということに関してはかなりの地点でやってみえるわけですよ、ほぼ全部の漁港で。というふうに私は捉えたんですけど、違うんですか。

事業を実施しているというのは、そこで何らかのお金を投入して工事をしているということだと思うんですね。それがあれだけの漁港ほとんどすべてが何らかのことをしているということですよ。その何らかのことをしているという説明と、今回舟越に関しては避難という色合いも強いので、重点的に予算を投入しています、予算を入れていきますという説明が、整合が取れてないんじゃないですかという質問です。

(水産基盤室長)

1つは、今丸打ってある集約市場でも何でもなし漁港、舟越以外の漁港というのは、既存の漁港がございまして、それについて例えば岸壁が足りないとか防波堤が足りないということで整備をしておるわけですが、今も静穏域がまったくないかというところではないわけなんです。当然漁港を使いながら、まだ足りない部分の整備をしているということで、その予算はやらないといけない一定の水準というのはあるわけですけども、限られた予算の中でそこは辛抱してもらいながら、とにかく緊急度の高い舟越とかほかの漁港に重点的に付けているという、こういう説明をさせていただいたわけでございます。

(委員)

要するに平均としては1億くらいだけでも、2,000万、3,000万で今ちょっと我慢してもらっている所もあれば、舟越は3億くらい入れて急いでやろうとしていますよという説明ですか。

(水産基盤室長)

そうです。

(委員)

はい。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

突堤を付けるときと付けないときの波のシミュレーション結果の数値を示していただいでありがとうございます。そこでちょっと質問なんですけども、1号突堤が60mですよ。この図ですね。この図からは確かに60mの第1号の突堤があるのとないのでは、波の高さが1m以上上がったたり、50cm以下に下がったたりという効果は見えるんだなという気はしますけれども、計画ではまた第2号突堤も付けるということも前回話であったと思うんですけども、これはこれで完成ということ考えてよろしいでしょうか。第2号突堤はもうなしと。本来の目的は達成できているので。

(水産基盤室長)

第2号突堤というのは、ここの部分なんです。

(委員)

これはまだできてないんですか。

(水産基盤室長)

これを今後やりたいということで。

(委員)

あれ。そうしたらこの図おかしいですよ。これがないのにある形にして、今シミュレーションかけているじゃないですか。これは両方、第1号と第2号があったときのシミュレーション結果ですか。

(委員長)

防波堤と突堤の1号、2号の図があれば見せてください。名称の所です。

(水産基盤室)

まん中の突堤につきましては、現在まだ実施はしておりませんが、今の施行予定では18年度くらいとなっております。ただ、シミュレーションにつきましては、その中の突堤ありきということで静穏の解析を行っておりますけれども、ただ基本的には今示している赤の突堤が最初の反射波を止めちゃうということで、それほどの影響はないかと考えておりますけれども、現時点ではその中の突堤がないシミュレーションというのは、現時点ではしておりません。

(委員)

それはちょっとおかしいんじゃないですか。私はこのまん中のこれが突堤だとは思わず、既にそれができていて東と西を分けていて、東の方はそれで静穏は保っているんだけど、西の方はどうしても外洋からの波の影響を受けるので、そこも東と同じような静穏を保つために第1号突堤を約2億かな、前回の説明で2億2,000万くらいだったと思うけど、それをやって、両方にほぼ同じ一定の水準の静穏を保つから必要なんだというふうに理解していたんですけども。ちょっとおかしいじゃありません。

(水産基盤室長)

すいません。ちょっと私の方の理解があれでございました。静穏というのはこれが最終的な格好なんですね。それについて、この1号突堤がどういう役割をするんやという意味で質問していただいたんだらうという勝手にそういう解釈をして、こういうあれをさせていただいたんです。

(委員)

わかりました。質問を変えますが、第2号突堤がまだできていない段階で、今第1号突堤でかなり東も西も一発で60cmくらいで、1m以上高くなっているかもしれないものが、黄色くなっているところが約70cmくらいで、緑とかそういうところの部分が50以下というふうになっているとすれば、まん中の突堤は要らないじゃありませんか。そもそも東と西に分けた理由が何でしたっけ、突堤を付けてある理由は。

もちろんNNWですから、西側の方の波が高くなるのはわかりますが、東側の所は第2防波堤ですか、第1防波堤ですか、そこで既にかなりシャットアウトされているわけですから、まん中にあるそういう突堤は、例えば第1号突堤の役割によってそれを全部拡散されるんだとしてもそんなに変わらないと思っているので、第2突堤はじゃあ要らないんじゃないかというのがありますが。私は1号というか、既にまん中の突堤はできていて第1号をつくって、それがもし何かの理由で何とかうまくいかない場合には第2号を計画し、第1号でうまくいけば第2号はもう計画から外すというふうに思っていたんですけども、全然違いますね。

(水産基盤室長)

これもこれも両方あれば、今最終的にこういう静穏域になりますよというシミュレーションをしておるわけなんです。

(委員)

ちょっと計算してみなければわからないけど、今見た感じでは、この長さが何メートルでしたっけ。このくらいの所で2つの大きな防波堤があって突堤があるとすれば、かなり静穏を保つんじゃないかなと。何メートル、何センチまで保ちたいんですか、まず究極的に。

(水産基盤室長)

50 cm以下です。

(委員)

50 cm以下じゃなければこういう施設は意味がないんですか。

(水産基盤室長)

一応、荒天時に 50 cm以下の波で静穏域ということで計画を進めております。

(委員)

わかりました。そうしたら、第 1 と第 2 が両方あってからのシミュレーションで 50 cm以下を保つと。

(水産基盤室長)

ええ。この今の黄緑の所が 50 cm以下になりますよということですよ。

(委員)

ちょっと変ですが順番が。第 2 号という印を付けていただいて、それが何メートルでしたっけ。55m。これが 1 億 5,000 万ですか。

(水産基盤室長)

これが 2 号突堤で 1 億 5,000 万です。

(委員)

それで 1 号が 2 億 2,000 万ですか。

(水産基盤室長)

こちらが 1 号で 2 億 2,000 万です。

(委員)

今のデータがないので何とも言えないんですけども、第 2 号突堤の影響はわかりませんね、これでは。はっきり申しまして要らないのではありませんか。

(水産基盤室)

ただ、この舟越漁港は、特に北側に面しているということで、かなり冬場の季節風が吹く所なんです。それで、特に下側の岸壁延長がトータル約 300mくらいになるということで、通常の岸壁の延長の長い場合は中で突堤を設けておるといいます。例えば、風波も含めてそういうのを防ぐという形で中に突堤を設けているのが、通常の漁港の形態なんです。

(委員長)

すいません、今のご説明もう一度していただけますか。ごめんなさい。

(水産基盤室)

特にこの漁港は北側に面しているということで、特に冬場の季節風を受けやすいということで。なお、下側の岸壁延長がトータル全体の480に対しまして300m近くあるということで、かなり岸壁延長が長いと風波とかそういう沿い波を受けて、また係留にも若干の支障が出るということも含めまして、こういう広い港内というんですか、波口のある所につきましては、通常中突堤を設けているのが漁港のそういう計画でしておるわけなんですけれども。

(委員長)

ありがとうございます。沿い波って何ですか。

(水産基盤室)

岸壁沿いに。

(委員長)

はい、ありがとうございます。

(委員)

もしそうだとすれば、これが1つの通常のことでは幅が長いということで波を防ぐということで通常行われるものだとすれば、そこまでなんですけれども、私の考え方では第1号の突堤が今60mで、左西の約100m近くなりますか、100を超えるかもしれません、幅が。あれだけいい効果で静穏を保つところまで来ているということで、それをちょっと延ばすことで、おそらく東の部分に関しても波は静穏を保つんじゃないかなという気がしますが、そういったようなものはこの事業に関しては使われないような手法なんでしょうか。

(水産基盤室)

ただ、突堤を長くすると、そこが航路になるわけなんですけれども、その航路幅も通常の船幅の5倍をとるとか、そういう基準があって、むやみに航路の間口を狭めることなく、そこら辺突堤の長さとか幅を見ながら突堤の延長を決めていっているというのが実情なんですけれども。

(委員)

もうちょっと伺いますが、今のような設計図のように、1号と2号、60m、55mというような形で設置をした方が、コストパフォーマンスが安全、あるいは全体の事業の本来の目的に合うという検討がなされたというふうに理解してよろしいでしょうか。

(水産基盤室)

はい、そうです。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。

(委員)

先ほど委員の方から地盤改良についての質問がありましたが、地盤改良について投下された資本というのはどれくらいのものであったのか。ここのところのいただいた資料には出ておりませんので、ざっとした金額を教えてくださいなと思って。ざっとしたこと結構です。

(水産基盤室)

今ちょっと資料を持っていないのでわかりませんが、感覚的には2億くらい。ちょっと今出しておりますので。難しいんです、手元に資料がないもので。

(委員)

おおよそでも見当でも結構なんです。だいたい2億とか。

(委員長)

委員、その質問1つですか。

(委員)

はい。

(委員長)

では、委員どうぞ。

(委員)

この資料の中にコウナゴの天日干しの写真がある・・(テープ交換)・・

(水産基盤室長)

今日の資料でよろしいですか。

(委員)

ええ、34ページに。

(水産基盤室長)

コウナゴの加工場というのが、今のこの和具答志漁港と書いてありますその上なんですけれども、本来なら答志漁港で水揚げされたものを、答志の加工場用地があればいいんですけれども、答志は非常に家が密集しておりまして、その加工場をする用地がないということで、答志の人が和具答志の加工場まで持って行っておるということで。

(委員)

では、22 ページに評価項目の便益額の表がありまして、3 - 1 に水産加工物整備に伴う取扱量の増加というのがあります。多分これがコウナゴかなと思ったんですが。

(水産基盤室長)

はい。この資料につきましては、前回平成 12 年度で再評価を受けたときの評価書を、委員さんから要望されておりましたので、参考資料として付けさせて。

(委員)

今回のはない。

(水産基盤室長)

今回は前回に付けさせていただいておりますので、若干中身については変わっておりますけれども。

(委員)

この便益の根拠というか、どこの場所で漁業生産物を取り扱うのか。そして、どうやってそれをこの舟越漁港の便益。簡単に言うと、この 29 ページの地図を見ると、漁港のそばに道路がつながっているんですけど、ここでトラックで和具とかあの辺りに持っていくんじゃないかと思うのですが、そうするとこの港の便益として漁業生産物の取扱量を、どういう理屈でこの漁港の便益というのかというのがちょっと理解しにくかったので。

(水産基盤室長)

もちろんそれも便益には挙げさせてもらっておるんですけど、前回ちょっと説明させてもらったのがその中で一番大きな便益を占めております多重係留というんですか、3 層、4 層に係留しておって、そのために例えば出漁時間が長くなるとか、船の損傷が耐用年数が短くなるということで、便益を説明させていただいたところですけども、舟越につきましては当然避難港としての位置づけも持っておりますので、本土への避難にかかる今まで鳥羽市本土へ避難しておったのが、この舟越へ答志島の 3 漁港が避難することによって、それらの便益も含まれていますし、あとこの舟越漁港の前側全面がのりとコウナゴの漁業地になっておりますので、そこへ行くのにも時間が早くなる。ポイント的にはすぐ北側になっておりますので、そういうことに対して便益をはじめておるんですけども。

(委員)

単純に理解すると、この漁港の中で例えば天日干しができるエリアができて、そこで干して要するに付加価値を付けて、それをどこかに持っていくからここで漁業生産物の生産額が発生するというふうに理解するんですけど、そうではないのですか。

(水産基盤室長)

前回事前説明させていただいた評価書の 8 ページですか、今は付けてないですけども、

前回の資料の8ページなんですけれども、これは費用対効果の算出説明書というのを付けさせていただいておるんですけれども、その中の下から2つ目のところで、漁獲物の付加価値化の効果ということで、基本的には今南側の和具答志の方がかなり加工場が狭い敷地で、今茶色の部分の用地あるんですけれども、ここら辺も加工場用地としてまた考えていきたいと思っております。費用対効果の中にはそういうものも入れさせていただいておりますけれども。

(委員)

先ほど上物整備で何かほとんどそれに該当する説明がなかったの。

(水産基盤室長)

それは現時点での計画で、利用計画は上物の計画というのはいないんですけれども、加工場施設というのはどっちかというと個人、漁業者の施設になっちゃいますもので。

(委員)

天日干し。

(水産基盤室長)

天日干しですか。天日干しの敷地としては、この茶色の部分については漁具修理施設用地となっておりますけれども、十分使用は可能だと思っております。

(委員)

あまり長く質問しては後がつかえますけれども、民間の方が勝手に漁具修理施設用地相当する所にコウナゴを広げたら、後で網を繕う人が来て困ったりするので、多分その説明は計画論としては矛盾するんじゃないかなと思うんですね。もう1つ質問。これが最後にしますけど、ここで干したものをどうやってどこに運んで市場に出るんですか。

(水産基盤室長)

干したものをそのまま本土へですよ。

(委員)

舟越漁港から船に積んで市場へ持っていくんですか、それとも和具とかそっちの方にトラックで持って行って、そこから船で出るのですか。

(水産基盤室長)

そうですね、和具へ持っていきます。和具答志へ。

(委員)

陸路で。

(水産基盤室長)

陸路で、はい。

(委員長)

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

確認をしたいんですけども、私先ほど平成12年のときの意見書に対してどういうふうな対応をしていただきましたかという質問に対してお答えをいただいて、納得したつもりだったんですけども、今の説明を聞いているとよくわからなくなりましたが、平成12年に事業ここへかかった、再評価を受けられたときに、B/CをはじいたときのBの内容と、そもそも今回再評価に出たのは事業費がフルプランとしてはあったけれども事業採択されてなかった部分の工事を今回入れたので、30%以上でしたっけ、工事費が増額したという結果になったと。事業費が増額したので再評価に出しましたというような説明でしたよね。内容が変わったからじゃなくて増額のためにここへ出しましたという話でしたよね。

今の説明を聞いていると、平成12年にB/Cを出したときのいろいろ資料をいただいたような、ここで発生する便益の内容と今回出している便益の内容というのが、何か若干ずれているような印象を受けたんですけども、同じでないとおかしくありませんか。

(水産基盤室長)

いえ。平成12年当時というのは、まだ費用対効果について確立というんですか、まだ費用対効果自体ガイドラインが出てきたのは、ちょっと便益につきましては、もう一遍洗い直させていただきました。ですから、項目につきましてはほぼ似通っていると思うんですけども、この標準の年間便益額につきましては、ちょっとすべてを実際に沿うような形で見直させていただいておるんですけども。

(委員)

そうすると私たちはこの舟越漁港の事業については、増額が発生したので再評価を受けることになりましたということと、それからその事業に対する便益については、今回出された新しい方の資料でさらから判断をしてくださいというふうに理解をすればよろしいのでしょうか。

(水産基盤室長)

まるっきりさらじゃないんですけども、基本的には項目というのはまったく変えておりません。ただ、中の便益額については、いろいろ算出根拠等も見直して、現実に沿うような形でさせていただいておるんですけども、それは前回の事前説明時に提出させていただいた再評価書となっております。

(委員長)

いかがでしょう。

(委員)

コウナゴの加工とかは便益としては出してありますか。これ前回ですよ、コウナゴを出したのは。

(水産基盤室長)

それは平成 12 年度です。

(委員)

12 年のときにはコウナゴの加工だとか何とかの写真の添付のある資料をいただいて、こういう便益がありますよという説明をいただいたんだと思いますけれども、これは今回私たちが判断するときは、これはなかったことにしてください、こちらを見てくださいという話なんじゃないですか。そうなんですか。コウナゴの加工をしないのに便益として入っているんですか。それは委員が先ほど言われた話ですよ。

(水産基盤室長)

加工場が和具の方で手狭なので、天日干しをする場所がここへ出てくるので、その分の便益も今回も考えております。

(委員長)

しかし、天日干しするのは釜揚げしてまたこっちへ運んでくるということですか。

(委員)

トラックでやるんでしょう。

(委員長)

いや、だから一遍向こうへ持って行って釜揚げしてこっちへ運んでくるという二度手間をやる。

(水産基盤室)

いやいや、こちらだけです。

(委員長)

じゃあもう釜揚げしないで生を天日干しするということですか。

(水産基盤室長)

ここで釜揚げをして、天日干しして。

(委員長)

ここで釜揚げもする。ということは施設もつくるんですね。

(水産基盤室長)

はい。

(委員)

それは民がやる。

(水産基盤室長)

民がやります。

(委員)

ちょっとお時間がかかるようなので、私の質問をもう少し言いたいのは。

(水産基盤室長)

今のは約3億です。

(委員)

ああ、そうですか。実はお聞きをしたのは、事業費の変化というのがフルプランになって増えたということですよ、最初お聞きしているのは。

(水産基盤室長)

入ってない分を入れたということで。

(委員)

その地盤改良費についての金額も当初思っていたよりも3億増えたということですよ。

(水産基盤室長)

はい。

(委員)

そういう事業費の動きがちょっとわかりづらいかたと、私思っていたものですからお聞きしたわけなんです。当初の事業費のプランとあとからフルプランになったときの事業費の中身の内訳と、その辺の見通しがちょっと私たちには理解がしにくかったものでお聞きをしたわけです。

(水産基盤室長)

フルプランの説明のときにも申し上げたんですけど、重ね合わせてまったく一緒に赤の部分が増えたというきっちりそうではないんですよ。先ほど申し上げたように実施設計をする中で、多少法線が変わったり延長が変わったりしておりますもので、おっしゃるよ

うな対比ができれば一番いいんですけどぴったりいかないんですわ。中身でも当然変わっているし。

(委員)

最近便益についてわりと詳しく資料がよく上がっているのですが、わりと分母の方の事業費の方がざっくりした数字でというか、資料でしかいただけないので、それが少しちょっと不満というのか、前から思っていました。その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

(水産基盤室長)

すいません。プラス になった分と中身で変更した分を一緒に上げてしまったということでございます。すいません。

(委員長)

また次回説明することありましたら、よろしくそのあたり。我々わかりませんもので。次回というのは、これが次回というのじゃないです。もしまた別の漁港が出た場合という話しですから。

(水産基盤室長)

わかりました。

(委員)

確認ですけども、委員の質問の回答をお聞きしていて、委員の意図は最初の計画からもう長いということをおっしゃっていたんだらうと思うんですけども、私今日説明を伺って、これは前回の資料でしょうか、事業費が年度ごとにずっと進捗状況表というのがありまして、それを見ますと一応当初の計画でいきますと17年度でとりあえず最初の計画を完成させるということで進められておりましたですよ。当初はそういうことですよ。よろしいですか。

これは平成6年から17年に予定されておりましたですよ、38億5,600万。で、進捗状況表を見ますと、それから18年に供用開始ということをお考えしますと、この進捗状況表でいきますと、ほぼ計画どおりというふうに見えますけれども、それでよろしいですよ。当初の計画どおりに進んでいるということですよ。ただ、今回フルプランになって事業費が増額、3割以上の新しい追加も出て事業費が増額したということで、22年になっていきますけども、事業としては当初の計画どおりに進んでいるということですよ。

(水産基盤室長)

ぴったりではございません。概ねそういうことというご理解をいただいたらいいと思います。

(委員)

それで、その辺がちょっとよくわからないのは、地盤改良で3億でしょ。それから、ケ

ーソンはこれは当初からこういう箱型だったんですか。ケーソン式混成堤ということで、費用がかかっているということなんですかでも、増大しているということなんですかでも。

(水産基盤室長)

ケーソンとケーソンタイプの部分が多少延長的に差はあるかと思いますが、ケーソンタイプを考えていたことはそのとおりでございます。実設計の中で多少の動きはあるという意味を申し上げているだけで。

(委員)

それで、今年16年で、17年度で当初の計画が完成するという中で、設計変更とか内容の変更で、額はよくわからないですけど増額したにもかかわらず予定どおり進んでいると。こういうことですよ、今現在。

(水産基盤室長)

ちょっと精査しておりませんのであれですが、中には減額になった部分もあるかと思えますので、概ねそれだけでできたと考えております。事業費的に当初計画どおりの部分は17年でできることになっておると思います。

(委員)

先ほどの委員のときと同じですけども、こういう場合の説明のときに、例えばもう当初の計画が終わりに近いこの時点で、計画どおりだったかどうか、あるいはどの部分が内容的に変わって現在こうだというようなことが、やっぱり説明の資料の中にぜひ含めていただきたいなというふうに思います。

(委員)

便益の方はどちらかというと「絵に描いたぼた餅」の数字なんですよ。事業費の方は実際に使ったお金のことなんです。だから、むしろどっちかというと事業費の方に重点を置いて説明があってしかるべきと本当は思うんです。

(水産基盤室長)

わかりました。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

質問ではないんですけども、お願いなんですけど、私の質問の中でありました棧橋をつくっていただきたいというのに、やっぱり希望が地元から出ているということがありましたので、ぜひ。これにまた追加という形になってしまうとは思いますが、確かにあの辺りは本当に高低差が2m近くあって、極端な話本当に定期船なども普段1階から乗

る所が満干の違いで2階から乗り込むという形をとったりすることが、やっぱり固定栈橋だと起こってしまうんですね。そのくらい差が激しいものですから、そう考えると2m下の漁船に降りるというのはとてもじゃないけれども一般の人でも大変苦労があると思いますので、そのあたりの配慮をよろしくお願いします。

(委員長)

はい。それでは最後に私、簡単なこと3点なんですが。先ほど開口部ですけども、あれ何の5倍と言われました、開口部の幅ですけど。何かの5倍をとらなければいけないと言われた、設計基準か何かの。

(水産基盤室長)

船の幅。

(委員長)

幅の5倍。それはそれ以上狭めるとかえって波が高くなるとか、そういう根拠なんですか。

(水産基盤室長)

航行の支障になるということです。

(委員長)

往復ということですね。

(水産基盤室長)

ええ。

(委員長)

はい、わかりました。それから、お話変わりますが、これ緊急避難港でもって、ちょっと言葉・・ますけど一般漁港つくるという発想と見ていいですか。先ほど釜揚げするとか何とかいろいろおっしゃったですけど。それから、今でも平時でも船が入っているのですが。

(水産基盤室長)

基本的に避難港ですけども、それだけの利用では非常にもったいないということで、そういう部分の利用も考えていくということでございます。

(委員長)

というので当初の質問に戻るのですが、上物云々なんですけれども、今の絵には入らないけれども将来ということをおっしゃったんですけど、実はその部分も欲しかったわけです、もし平時も利用するということがならば。これはそういうイメージだということは結

構なんです。私が一番質問したかったのは、おっしゃるとおり空いているときだってあるんだから、それはもったいないので使えばどうだということなんです。別に緊急避難で。

(水産基盤室長)

上物につきましては、委員長の質問の意思を誤解しているかわかりませんが、市場の荷捌き施設とかそんなものは考えておりませんという意味で申し上げております。

(委員長)

はい、了解です。最後ですけれども、地元の負担金というのはいくらくらいで、事業費に対して何%くらいなんですか。

(水産基盤室長)

ちょっと施設によって変わってきますので。

(委員長)

ここで結構です。この港で。

(水産基盤室)

離島と本島で負担金は違うんですけれども、今回この舟越漁港の場合は離島ということで、外郭と係留施設については地元負担をいただいておりますけれども、ここで示しております臨港道路、輸送と茶色の部分の用地については、その部分についての地元負担はいただいております。

(委員長)

何%くらいです。

(水産基盤室)

10%です。

(委員長)

はい、ありがとうございます。以上でよろしいですか。はい、ご説明ありがとうございます。後刻また意見書とりまとめますので、よろしく願いいたします。

12時になってしまいましたけれども、続きまして河川事業101番、102番、続けてよろしいですか。12時。どうです。休憩です。どちらでも。事務局、昼にした方がいいという意見が大勢ですが、よろしいですか。

(公共事業運営室長)

はい、それでは。

(委員長)

では、休憩に入ります。当初、私続けるつもりでしたけれども、ちょっとここで休憩挟んで意見書とりまとめた方がいいということですので、誠に申しわけありませんが、13時。

(公共事業運営室長)

では、1時。1時間ということで。

(委員長)

不手際で誠に申しわけございません。13時でお願いいたします。

(休憩)

(委員長)

大変お待たせしました。委員会を再開いたします。今しがた休憩時間に農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業、そして地域水産物供給整備事業につきまして意見書案を検討しました。私が読み上げます。なお、文章化された意見書は、後刻委員の方々に配付いたしますので、よろしくお含みください。

意 見 書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会において、県より農道整備事業1箇所、地域水産物供給基盤整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

この農道整備事業に関しては、同年8月9日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会、同年9月7日に開催した第3回三重県公共事業評価審査委員会、同年10月15日に開催した第4回三重県公共事業評価審査委員会及び同年11月15日に開催した第6回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。また、この間同年11月2日に開催した第5回三重県公共事業評価審査委員会において現地調査も行った。

地域水産物供給基盤整備事業に関しては、同年10月15日に開催した第4回三重県公共事業評価審査委員会及び同年11月16日に開催した第6回三重県公共事業評価審査委員会において、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

8 番 上野依那古 2 期地区

8 番については、平成 6 年度に事業着手し、10 年を経過して継続中の事業である。この事業は平成 16 年 9 月 7 日に開催した第 3 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、審議未了となったため同年 10 月 15 日に開催した第 4 回三重県公共事業評価審査委員会において継続審議を行った。その結果、計画交通量の妥当性について判断できなかつたため、同年 11 月 2 日に開催した第 5 回三重県公共事業評価審査委員会において現地調査を行った。

これまで行った審査の結果を踏まえ、今回同年 11 月 16 日に開催した第 6 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、当農道計画の当初計画は農道効果のみならず一般交通効果の大きい計画であったことを考えると、ルート変更が必要となった時点で当農道の初期目的も変更になることから、改めて農道の必要性について検討すべきだったと考えられる。したがって、次の資料の提出を待って再審議とする。

一、一般交通の流入率の妥当性が判断できる資料。

一、全日にかかる費用便益の再計算資料。ただし、農道終点と踏切間の道路拡幅工事については、県として検討の上できるだけ早く実施されたい。

(2) 地域水産物供給基盤整備事業

10 番 舟越

10 番については、平成 6 年度に事業着手し、10 年を経過して継続中の事業である。平成 16 年 10 月 15 日に開催した第 4 回三重県公共事業評価審査委員会及び同年 11 月 16 日に開催した第 6 回三重県公共事業評価審査委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性について判断できなかつた。したがって、次の資料の提出を待って再審議とする。

一、2 号突堤の必要性に関するシミュレーション結果資料。

一、当初計画から現計画に至るまでの時系列的な事業費及び工事内容の詳細な経過資料。

一、便益を避難港としての効果とその他の効果に分けた資料。

以上です。委員の方々、ようございましょうか。意見書でございます。

それでは、続きましてお待たせしました。河川事業です。河川事業 101 番、102 番、一括してご説明をお願いいたします。また、説明にあたっては少し日時が経っておりますの

で、簡単な事業概要のご説明から入って、質問に対する回答をお願いいたします。

101番 準用河川萱生川 準用河川改修 四日市市

102番 準用河川九手川 準用河川改修 松阪市

(河川室)

河川室の奥と申します。よろしくお願いたします。河川事業でございますけれども、四日市市の萱生川と松阪市の九手川の説明をさせていただく前に、両河川で鉄道橋の架け替えがございまして、前回の説明のときに鉄道橋の架け替えに時間がかかりすぎではと、協議なんか時間に時間がかかりすぎというご指摘、ご質問いただいておりますもので、一般的な話としまして、河川事業で鉄道橋の架け替えを行うときにはかなり時間を要するというのを、簡単に説明の方させていただきたいと思っております。

それでは、パワーポイントの方をご覧いただきたいと思っております。説明用の資料を資料の中に入れるのがちょっと間に合いませんでしたので、昼休みの間に机の方に配らせていただいております。パワーポイントと同じものでございますので、それもご覧いただきたいと思っております。

まず、鉄道橋の架け替えが必要となる状況といたしまして、次のようなものがございまして、三重県は南北に細長い地形特性から伊勢湾沿いの鉄道が走っておりまして、河川を横断する鉄道が多いという状況がございまして、鉄道橋が設置されてから長時間が経過しておりまして、その間土地利用等の流域変化に伴い治水上のネックとなっているということがございまして、県管理河川では22箇所の鉄道橋について、早期の改築が必要とであるという状況でございまして。

また、架け替えに大きな費用が必要となる理由として、次のようなものがございまして、道路のように通行止ができないため、仮設の線路が必要となる。急なカーブをつくれないうえ、仮設線路の距離が膨大となる。仮設線路の切り回しに伴い家屋の仮移転等大きな費用と地域の合意が必要となります。電車の場合、徐行電力費が必要となるため費用がかかる。この徐行電力費というのは、仮設の線路を大きく振った場合に、普通でしたらすんなり走っているところが、ブレーキをかけたり加速をしたりといったことで電気代がかなりかかるというものでございまして。鉄道橋の架け替えには流下能力を確保するため高さを上げなければならないことが多く、それに伴い橋の前後のレール高を上げる必要が生じるため、付近の駅や線路を横断する道路等の嵩上げが必要となる。

また、鉄道橋の架け替えには多額の事業費が必要なため、河川事業をしているところでも橋梁が治水上のネックとなっておって、そのままの状態になっておるといふ所もございまして。また、鉄道事業者の協力が必要ということで、次の点が挙げられます。鉄道橋架け替えに伴い鉄道事業者にも負担金が必要となります。橋梁が新しくなることに伴い固定資産税が高くなるということがございまして。鉄道橋の仮設工事は鉄道事業者への委託ということになりますので、鉄道事業者に対応してもらうことになるのですが、いくつもの鉄道事業が重なってきた場合に、対応がなかなか難しいという状況がございまして。最後に工事に伴い徐行期間が長期に及び、ダイヤの変更等鉄道事業者の業務量が増大するということもございまして。

このようなことから、一般的には鉄道橋の架け替え工事には時間がかかるといった状況でございます。一般的な説明をさせていただいたわけなんですけども、これから説明させていただきます萱生川と九手川も同じようなことが言えまして、鉄道橋の架け替えを実施していくにはかなりの時間がかかるという状況でございます。

それでは、箇所ごとの説明に入らせていただきます。よろしく申し上げます。

(四日市市公園・河川課長)

四日市市役所公園・河川課長の後藤でございます。よろしくお願いいいたします。101 準用河川萱生川のまず概要の方から説明させていただきます。

準用河川萱生川は四日市市の北部に位置しております朝明川、このスクリーンの左側にありますのが朝明川でございます、下から上へ流れているような格好でございます。朝明川の右の支川でございます、計画洪水量が毎秒 25 t、確率年が 5 分の 1、事業延長 640 m で、平成元年に事業を開始いたしまして、平成 10 年に再評価を受けております。今回、再々評価ということでございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、先日の委員会で発表いたしました内容につきましてご質問をいただいておりますので、回答をさせていただきます。まず、多自然型工法に関しまして、委員と委員から質問をいただいております。委員からは、「多自然型工法の採用区間についてと費用の増額について」。また、委員からは「多自然型工法の採用で増額になる内容について」、質問をいただいております。

まず、区間でございますが、全区間で多自然型工法を採用しております。まず、改修済みの区間につきましては、護岸はそのまま活用しまして、河床に低水路を設けまして、水際は堤防上部に植生を這わせまして、周りの自然環境に配慮をいたします。未改修区間につきましては、護岸に植生ブロック等を用いまして、河床には低水路を設けます。パワーポイントの図面と資料にあります横断図は、改修済み区間の多自然型工法採用のイメージ図でございます。上段が当初の計画、下段が見直し後の計画でございます、写真の方は他府県で低水路の植生をした事例でございます。

続きまして、多自然型工法の採用で増額になる内容でございますが、2 ページの表をご覧ください。パワーポイントの画面の方にも出ておりますが、上段が今回の計画でございます、多自然型工法を採用した事業費でございます。下段の方が以前の計画でございます、多自然型工法を含まない事業費でございます。その差額が 3,000 万円となります。画面の方は上になりますが、下の地図は各区間の位置を示しております。

続きまして、資料の 3 ページをご覧ください。工期設定の考え方につきまして、委員から 2 点質問をいただいております。1 点目は、「防災事業のわりには工期を 30 年も要しているが、必要性、切実性が低いのではないか」。また、「工期中に発生する洪水に対する考え方について」、ご質問をいただいております。河川事業は市民の生命財産を守る事業でございます、一刻も早い事業完了を目指しております。本事業に投資を集中すれば工期を短縮することは可能でございますが、国の補助金の減少や財政的な問題から、現状の予算配分では短期間で完了が見込めず、工事の完了を平成 30 年と設定せざるを得ない状況でございます。

画面にもありますが、四日市市の準用河川改修事業の事業費の推移をグラフに表してお

ります。最近の事業費ですが、平成 10 年ごろの約 3 分の 1。それから、平成 7 年度の約 6 分の 1 となっております。また、工期中の災害に対しましては、洪水ハザードマップの公表や緊急時避難体制の確立、開発に対しまして指導の強化など、ソフト対策によりまして対応してまいります。

2 点目の「起債等により資金を用意して、短期集中的に工事を完了させた方が便益が増すとともに、総工事費が安くなるだろう」という質問でございますが、四日市市の場合、他の事業も含めた起債の残高が多く残っておりまして、新たに起債を借ると返済利息もかかります。河川事業については、後の交付税処置もありませんので、統合河川事業にて今後も事業を推進していきたいと考えております。

続きまして 4 ページをご覧ください。被害額の算出方法について委員から、「河川法の改正により公共土木施設等被害額の算出方法が変化したとのことだが、なぜ倍の数値になったのか」という質問をいただきました。河川法の改正によって変化したのではなく、国土交通省により示されております治水経済調査マニュアルが平成 15 年に改定されたためでございます。近年、大型水害が多発しておりまして、被害算定基準マニュアル自体も新しいデータが盛り込まれまして、被害額や被害率が昭和 45 年の要綱から一新されております。この見直しによりまして、公共土木施設等被害額の一般資産被害額に対する割合も 95.8% から 169.0% と増加しております。

続きまして、5 ページをご覧ください。河川諸元や施設配置について委員長から、「河川勾配やサイフォン・築堤部の位置」について質問をいただきました。5 ページの表に萱生川の計画諸元を載せております。スクリーンの方は右の上になります。計画洪水量が毎秒 25 t、洪水確率年は 5 分の 1、縦断勾配は 350 分の 1 から 180 分の 1 でございます。次の 6 ページの下段に萱生川の計画縦断図を記載しております。

また、資料の方は 9 ページの A 3 の図面に施設の位置や旧河川、計画河川の位置を記載しております。この図面はパワーポイントと同じでございます。濃い青の実線が計画の堤防位置で建設済みでございます。赤の破線が未着手の計画堤防位置でございます。その内側にあります薄い青が改修前の萱生川でございます。一番外側にあるオレンジの色が築堤区間を示しております。黄色は掘り込み区間でございます。

また、5 ページに戻ってください。委員長から、「草刈りの実務体制」についてお尋ねでございます。萱生川では年に 2 回程度地域の住民や近隣の耕作者によって自発的に草刈りを行っていただいております。また、他の準用河川では必要に応じて市が草刈りを行っております。スクリーンの方は草刈り後の萱生川の堤防の状況でございます。

続きまして、資料の 6 ページをお願いいたします。委員長から、「朝明川への合流点での水位・流量のすりあわせ、水理計算の考え方」について質問をいただきました。2 級河川朝明川への合流点での流量は、管理者であります三重県と協議の上、朝明川の流量配分図から萱生川の計画流量及び出発水位を決めております。また、萱生川の堤防の高さは、本川の朝明川の計画高水位に余裕高を加えた高さにすりつけております。朝明川の逆流に対しましては、萱生川河口に水門を設けておりまして、これにて対応しております。左上の写真がその水門の写真でございます。

続きまして、7 ページをご覧ください。委員から「四日市市が昭和 49 年に大きな被害を受けてから、平成元年の事業着手に至るまでの経緯」について質問をいただきました。表

に昭和 49 年から四日市市の準用河川整備の計画を記載いたしました。画面にも同じ表を映しておりますので、併せてご覧ください。昭和 49 年の災害後、災害復旧事業を行いまして、その後昭和 51 年から国の準用河川補助事業が始まりましたので、この表で示すように順次整備を行ってきておりますが、財政、重要度等の観点から萱生川の事業着手は平成元年となっております。

続きまして、8 ページをご覧ください。質問上にはございませんでしたが、前回の委員会で口頭で質問をいただきました「当初計画からの事業費の変化」について説明をいたします。パワーポイントの画面の方に事業費の表を映しております。左から事業開始当初、平成 10 年度の再評価時点、今回の再々評価時点の事業費とその内訳を記載しております。当初、事業費約 7 億円で採択されておりました、平成 10 年度の再評価時点の見直しによりまして約 12 億に。今回 13 億ということでございます。当初から前回の再評価の間の事業費の変化でございますが、これは用地補償費や河川構造物の単価の見直し、サイフォンが 1 箇所追加になっておりました、以上のような理由によりまして事業費が増加しております。

以上で質問の回答を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。質問に対して的確なご説明いただきました。委員の方々、確認事項とか追加の質問ございましたら、どなたからでも頂戴いたしますが、

ごめんなさい。私ちょっと焦りました。一括説明でした。

(松阪市建設部土木課長)

松阪市土木課のハヤマと申します。よろしく願いいたしたいと思っております。今日、評価をお願いする九手川につきましては、松阪市の東部を流れる 2 級河川の金剛川の 2 次河川でございます、総延長 3.6 km、流域面積 3.7 km²の河川でございます。この事業につきましては、平成 6 年度から延長 881m の整備に取り組んでおります。ちょうど平成 6 年度の事業採択から 10 年間の経過をいたしましたので、今回このように評価をお願いするものでございます。それでは、準用河川九手川にかかりまして去る 10 月 15 日の委員会でご説明をさせていただきました内容につきましてご質問をいただいておりますので、回答をさせていただきたいと思っております。

「河道の新設計画」についてでございます。委員からいただいております。「区間 C におきまして新たな河道の新設計画につきましては、当初から行っていたのか」というご質問でございます。このことにつきましては、九手川におきましては、平成 6 年度の全体計画の策定当時から河道の新設の計画をいたしておりました。今スクリーンを見ていただいておりますが、それが今ショートカットの箇所でございます。特に、現道の河道につきましては、上徳和橋の下流で約 90 度に近い角度で現河川が曲がっております。大きな湾曲部でございます。こういった中では水は曲線部に順応して流れますが、河川でございますので流木などの浮遊物等が流れてまいります。そういった中で浮遊物等につきましては直進をするためその箇所では堆積し、また水位上昇が起こるといったようなことが出てまいります。そういったことから、当初からショートカットによる計画で進めさせていただいております。

次に、「多自然型工法のコスト」についてご質問をいただいております。スクリーンをご覧いただきたいと思っております。多自然型工法によるコストの内訳を示しております。この内訳でございますが、当初計画におきましては、一番下の段でございますが、通常のコンクリートブロックの製品を使っておりました関係上、この工法で計画した中では事業費2億2,700万の計画でございました。今回の見直しにおきまして、コンクリートブロック積の単価が少し安くなってございます。これにつきましては、平成6年度から事業を動かさせてもらってございますので、工事の実績により単価が下がったということで、今回訂正をさせてもらってございます。また、計画の見直しにおきましては、環境に配慮された植生ブロック積護岸や上流部の商業開発にかかる部分につきましては、植生ブロック積と階段護岸工の導入と、河床部につきましては低水路としましての捨石の投入等によりまして、事業費が一番下の差額でございますが、8,100万の増額ということになってございます。

続きまして、「工期の考え方につきまして、事業の切実性、また起債等について、また標準工期等」について、委員様の方からご質問をいただいております。まず、本事業の切実性についてでございますが、本市では新松阪市総合計画の中で総合防災対策を推進する中で、河川の改修整備を推進することを位置づけております。このことから本事業を市民の生活財産を守るための事業であると位置づけをいたしており、一刻も早い事業完了を目指しております。

次に、起債についてでございますが、地方債についての取り決めでございますが、地方債の一般単独事業での取り組みにつきましては、一般財源をもって措置することが困難な事業につきましては地方債を利用することは可能と考えております。しかし、一般の単独事業として取り組むことにつきましては、一時的には事業額の拡大によりまして効果、便益は図れますが、その反面借入額を将来的に負担することになるため、今の市の財政事業の中では取り組むことができない状況と考えております。

次に、標準工期でございます。総工事費と工事の関係についてでございますが、本事業の未整備区間の総工事費と九手川のような河川改修事業規模ならどの程度年間の事業費として工事執行が可能であるかという観点に立って、これから工事を行う残りの事業の標準工期を調査いたしましたところ、この表に示しますように、10年で完了が可能という結果でございます。しかしながら、現在の市の財政事業におきましては、本事業に投資を集中し事業費を投入することは、言い換えれば他河川の整備を見送る状況にもなりますので、残事業等との兼ね合いなどから、完成年度は平成30年度に設定をいたしましたものでございます。

同じく委員さんの方から「工期設定の考え方の中で、工事中に発生するであろう洪水をどう考えているのか」というご質問をいただいております。スクリーンをご覧いただきたいと思っております。工事中に発生が予想される災害につきましては、事業進展ごとには効果は少しずつは上がるかと思っておりますが、ハード事業と併せましてソフト対策、例えば洪水ハザードマップ、緊急時の避難計画、また開発にかかる指導などにより対応していきたいと考えております。今、スライドで映しておりますのが、平成15年7月に作成いたしました金剛川水系のハザードマップでございます。ちょうどこの辺りが評価を願っておる九手川でございます。

次に、「確率雨量」でございます。資料的には申しわけございませんが5ページでござい

ます。確率雨量でございます。委員さんの方から「九手川は2年に一度の確率で動いておると。これはどうやって決定しておるのか」というご質問でございます。九手川の改修計画規模につきましては、合流先でございます2級河川真盛川の流下能力と整合がとれるように設定いたしております。資料は5ページでございます。

次に、「計画高水流量につきまして、HWL、いわゆる河川の計画高水位でございますが、計画高水位と堤防の天端の差が少ないように見えるが、余裕高はどれだけか」というご質問をいただいております。スクリーンの方で大きく映しておりますが、ちょうど今の所がHWLでコンクリートのブロックの天端でございます。ちょうど堤防の天端までは30cmの余裕を確保いたしております。余裕高につきましては、一般的には60cmとされておりますが、河道拡幅による農地面積の減少を最小限にという地元の要望等もございました。そうしたことから中小河川の特例を適用させていただきまして、この九手川におきましては余裕高を30cmという形で整備いたしております。また、本事業区間の下流部につきましては、既に災害改良復旧関連事業で工事が終わっておりますが、この区間につきましても余裕高は30cmで整備させていただいております。

次に、資料6ページでございます。同じく計画高水流量の関係で、「7tから25tと計画高水流量が大きくなる中で、松阪市は地域開発が流下増量とつながる中で、どのように開発許可を与えているのか」というご質問でございます。本市におきましては、開発面積1ha以上の開発行為に対しましては、「三重県宅地開発指導要綱」に基づきまして、高水調整を行うべく原因者に調整池などの雨水流出抑制施設を整備し、関連する地域の高水による被害を防止するよう指導を行い、流域の浸水被害の増大を防ぐように努めているところでございます。

同じく6ページでございます。「既設調整池の機能と今回の河川改修の関係は」ということで、委員長からご質問をいただいております。スクリーンの方をお願いしたいと思えます。今の印が九手川の流域でございます。画面に示していますように、九手川につきましては開発に伴う調整池、この赤で塗ってございます池が3箇所設置されております。これらの施設につきましても、先ほどご説明させていただきましたように、「三重県宅地開発指導要綱」で定められるとおり、九手川のネック点の現況流下能力相当まで流出抑制を行っていただいております。また、河川改修との関連でございますが、準用河川九手川の改修計画におきましては、既設の調整池の効果は見込まず計画をいたしたところでございます。

資料7ページをお願いいたします。「地元の意見について」というところでございます。「多自然型工法に関する地元の要求の内容や流域懇談会の開催状況は」というご質問をいただいております。お手元の資料にも示しておりますように、地元からは九手川にかかります要望書をいただいております。この要望書につきましては、今申し上げました開発の1つでございますが、地区レベルの総合的なまちづくりとして商業開発が進められております。このことに伴いまして自然に配慮した自然にやさしい、また自然を取り入れた景観護岸の整備と、また子どもたちが住まいするまちとして水と遊べるあるいは水と親しめる川づくりの要望がされております。また、本市におきましては、毎年年度始めに各地域の土木事業にかかります要望につきまして、関係自治会に出席を願いながらそれぞれの現場調査を行い、併せてさまざまな事業につきましても話し合いをしてございます。その中で

は環境面の話もいくつも承っておりますのでございます。・・・(テープ交換)

・・・ほしいというご質問でございます。浸水想定区域図につきましては、今スクリーンへ映しておりますが、お手元の資料に示しております手順で作成をしておりますのでございます。この浸水想定区域図を簡単に申しますと、計画規模の雨が降ったときに河川改修がなされていないときには、流下能力のない堤防から越水が生じます。また、越水が生じた場合、その堤防や背後地の地形などによりまして、堤防が破堤ということも起こるわけでございます。ここではそれらの現象が最悪の状況を想定して起こった場合に浸水する区域を、想定氾濫区域として作成いたしております。それでは、各項目についてご説明をさせていただきます。

まず、河川流域について河道の氾濫原、いわゆる河道の背後地でございますが、それを50mメッシュで区切りをさせていただきました。それぞれのメッシュの地盤高の設定を行うわけでございますが、高さはメッシュの四隅の地盤高の平均ということで高さを求めています。ではメッシュの地盤高をもとに九手川の氾濫原の横断図、いわゆる川と直角方向になす断面を作成いたしております。ではその氾濫原に流れ込む氾濫流量の算定をいたしております。流域からの流出量のうち、河道の能力を上回る部分が溢れて氾濫流量となるわけでございます。

次に、の氾濫解析によりまして、今で算定しました氾濫流量が氾濫原に流れ込む際の各断面の水位を求めています。では求めた氾濫水位からメッシュの地盤高を引くことによりまして、各メッシュの氾濫水深を求めるということでございます。では氾濫水深を深さ別に色分けをいたしております。ここでは一般的な床の高さと言われております水深45cm未満を水色、45cmから95cmまでを黄色、95cm以上の水深を赤色で区分しております。で求められた各メッシュの氾濫水深をもとに平面図に着色をして、一番下に映っておりますが、氾濫想定区域図が完成するということでございます。

これからは質問にはございませんでしたが、先の10月15日の委員会当日にいただいたご質問に対しまして回答させていただきたいと思っております。まず、最初1番にも出ておりましたが、反対に「ショートカットによって本川から切り離される区間はどうか」というご質問でございます。今、スクリーンに映し出しておりますが、ちょうど青い破線の箇所でございます。当然、ショートカットしますので、本川からの流入はなくなるというような状況になるわけですが、従来からの排水路が現河道には流れてまいりますので、今後も排水路として利用をしていくところでございます。

今のところでございますが、あとの整備について護岸のイメージ図を映してございます。当区間につきましては整備する中では、補助事業ではなく単独事業として整備をする考えを持ってございます。整備の内容につきましては、歴史的な景観等も当現場にはございますので、現況の護岸に石を貼る工法等、ちょうど右下でございますが、こういった工法で整備をしていく考えでございます。

次に、委員さんからでございますが、「氾濫区域におきまして、金剛川の右岸、ちょうど青の所でございます。それやオークワ、ちょうど赤で図示をしてございます。赤の部分について、なぜ浸水がしないのか」というご質問でございます。ちょうどスクリーンの方にはその想定氾濫区域と地形の横断図を映しておりますが、金剛川の水系につきましては今青の部分でございますが、九手川の左岸の全面よりかは数m高い位置でございますので浸

水には影響しないということでございます。また、オークワについてでございますが、赤い丸の所でございます。ここにつきましても地盤高が高いということがわかっていただけるのではないかなと思っております。このように金剛川右岸またオークワにつきましては、それぞれの場所が地盤高が高いため、想定浸水区域から外れる結果となっております。

次に、委員さんの方から「合流先河川計画との整合はとれているのか」というご質問でございます。「流量配分図も示してほしい」というご質問でございました。スクリーンの方にも映させてもらってございます。資料は12ページでございますが、流量配分図につきましては、ご覧のような形になってございます。合流先である真盛川の計画との整合はとれておる状況でございます。なお、合流先の真盛川につきましても、災害復旧助成事業でもう既に整備済みの河川でございます。

以上でいただきましたご質問につきましての回答を終わらせていただきたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。萱生川、九手川の質問に対するご回答頂戴しましたが、どうしましょう、1件ずついきましょうか。それとも2件合わせて適宜質問でよろしい。どちらがよろしいでしょう。両方合わせていいでしょうか。両方合わせて任意のご質問で。それでは、ご意見、また再確認事項頂戴いたします。どうぞ。両方合わせて。はい、どうぞ。

(委員)

両方合わせて1つ質問をさせていただきたいと思っております。多自然型工法のコストについてなんですけれども、両方とも多自然型工法といっても非常に単純というか、植生ブロックをしたり、それから階段護岸にしたりというそういう形で、そんなに難しいあるいはお金がそれほどかかるようなものではない工法だと思うんですけれども、2つの河川で川底がどうなっているのかというところの若干の差はあろうかと思うんですが、メートルあたりでのコストが九手川の方がほぼ2倍近くなっていて、もう1つの萱生川は単純に計算をしてみると、だいたいメートルあたり5万円くらいで済むような気がするんですが、九手川の場合は10万円という。この根拠はどういうところで違ってくるものなのか、それを説明お願いできますでしょうか。

(松阪市建設部土木課長)

松阪市でございます。多自然型工法におきまして九手川にかかる護岸等について、非常にコストがかかっておるといようなことでございます。特に、この九手川につきましても、若干今説明の中でも申し上げましたように、当場所には参宮街道や常夜灯などの歴史的な景観等もございます。また、今一部地元の要望等でもご説明をさせていただきましたが、そのような要望等もいただいております。そういったことからこの九手川につきましては、親水景観整備を図る中で、松阪市のモデルケースといようなことで整備を進めていきたいと考えております。こういったことから今委員から言われますように、護岸につきましては若干コストが高いような計画をさせてもらっておりますが、何とかモデルケー

スとして進んでいきたいということから、このような形で計画をさせていただいておるところでございます。

(委員)

説明はよくわかりましたが、これは多自然型工法の部分ではなくて、いわゆる区間Cに関する新しい新設計画に伴う経費なのかなと思うので、それは多自然型によるコストが上がったというような位置づけではないんじゃないかと思うのですが、どういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。今の説明では新しく河道の新設計画に伴う費用が重なったというようなことで説明をされているように思うんですけども。

(松阪市建設部土木課長)

久手川の護岸につきましても、今河川法の改正等で今までは治水あるいは利水という大きな柱の中で動いておったのですが、河川法の改正によりまして、環境という大きな柱も加わった中で今整備が動いております。特にこういったことも考えまして、護岸等につきましても植生の護岸ということでの計画もいたしておりますので、河川法の趣旨にも合わせた中で見直しというようなことで、今回このように計画をさせていただいております。

(委員)

それはちょっと違う話でしょう。例えば、何が原因しているかという、多自然型工法はお金がかかるんですよということではなく、どうして多自然型工法にしていくのかという趣旨から考えてみると、ある程度の新しいブロックを使ったり、いろんなことで費用が既存のものに少しプラスになるんだよというのはわかるんですけども、今の説明は多自然型にするからこれだけ8,000万というような金額が上がったんじゃないなくて、もともと計画変更によるものですから、今の説明ですと多自然型によるコストが上がったというような説明には困る。それは位置づけが違うんじゃないかということを行っているんですね。

それから、新しく河道をつくったことによって、旧河道に位置づけるものは排水路として使いたいと、ここでは石貼りをしたいというような説明もあったと思うんですけども、例えば多自然型工法によってコストが上がったとするんだとすれば、排水路になっていく旧河道について、石貼りがいいのか、また別のがいいのかわからないんですけど、自然に親しむ1つの親水空間として考えたことで、コストがこういうふうになって、その自然型工法、もともと新しく河道によるコストがかかる部分に排水路になったところでの多自然型の壁面での部分が、こういう形で8,000万円と超過になったとすれば理解ができるんですけども、今のような説明ですと全然位置づけが違って来るんじゃないありませんか。

だったら多自然型の工法で両方でメートルあたりいくらくらいというようなことで比較も何もする必要まったくなくて、これは位置づけが違うんです。どう思われますか。

(松阪市建設部土木課長)

特に護岸につきましては、植生護岸、階段護岸という形で整備をするということで、今回計画をいたしております。これにつきましては、若干・・・の中で多自然型等につきましてもいろいろなパンフレットを見る中で計画もさせていただきました。そうした中で、上

流部の方で若干説明もさせていただきましたけども、商業開発等地区の協力の中で動いた開発もございます。当然この九手川の一番上流部につきましては、その商業開発の中を貫通した形で計画がなっております。こうしたことから特にそういった要望を踏まえてそれに沿った形、また松阪市としてのモデルケースというようなことも含めて植生護岸また階段護岸という形で計画をさせていただいております。

それから、旧河道、いわゆるショートカットによって切り離される所でございますが、ここにつきましては当然説明もさせていただきましたように、下から旧排水路等がこれに流れ込んでまいります。当然ここにつきましても断面的なことがございますので、今の断面の中で動く場合には石貼り等が商業開発等にも相応しく、また地域の歴史的な景観の中にも一番沿う工法であるのではなかろうかということで、このような計画をいたしたところでございます。

(委員)

ちょっと整理します。多自然型工法においては、両川ともにメートルあたりの単価はそれほど変わっていない。しかし、九手川の場合には新しくできた河道においての多自然型の工法や排水路の部分の壁面での多自然型の工法を足しあってみると2倍になるわけですから、両方の部分でのコスト単価はほとんど変わりがなく、この九手川が2倍近く上がっているのは、両河道に関する部分が重なり合って2倍近くなっていて、メートルあたりの単価は両川にとってほとんど変わりがなく、メートルあたり約5万円プラスということで理解するんだということではよろしいんですか。どういうふうに理解したらよろしいのですか、整理してください。

(松阪市建設部土木課長)

単価的なものにつきましては、多少松阪市の方の護岸形態に使う製品と四日市さんの方の製品が若干違っておるということで、単価的には出てくるのかなど。特に、松阪市の場合、自然に相応しい近い形のそういったものを使うということで、今回このように単価的に高い単価を使用した形で計画をさせていただいております。

(河川室)

今回の質問、九手川と萱生川ということで四日市市と松阪市両方にまたがる質問になりますもので、河川室の方からもちょっと答えさせていただきたいと思っております。当初に比べましてそれぞれの箇所で事業費の方が変わっておるわけでございますけども、多自然型の工法で変わっておるというのあれば、また計画の見直しで変わっておる部分もございませうけども、今委員の方から質問いただいておりますのは、両河川のメーターあたりの多自然型による単価が違うのではないかとということのご質問かなと思っております。

両方の河川、それぞれ川の大きさも違いますし、また護岸の高さといいますが、法長、その辺も違ってまいりますので、例えば同じような多自然型の工法を採用したとしても、川の状況によって金額が変わってくると。また、多自然型の採用する工法によっても金額が変わってくるということもございませう。それで、九手川と萱生川、それぞれ単価比較といいますが、事業費の比較をすると、今資料として配らせていただいておりますところにメ

ーターあたりの単価というのが載っておりますが、このようになってくるという状況でございます。

(委員長)

断面諸元。ほかにご意見頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

九手川についての質問ですが、「歴史的景観に配慮して云々」というくだりがあるのですが、具体的にどういう配慮をされたのか。多分参宮道沿いの橋の部分だと思うのですが、街道沿いの景観を考えると多自然型工法の方が相応しいという理屈になるんじゃないかなと思うのですが、その辺の説明をちょっと補足してください。

(松阪市建設部土木課長)

今、スライドで映しておりますが、ちょうどポイントしています所が旧参宮街道でございます。この辺に常夜灯等も設置されております。そういったことから本川から切り離される旧河川につきましても、今コンクリートの面で仕上がっております。そういったことから歴史的な背景等踏まえてコンクリートの面をできるだけなくした形の取り組みをやるということで、歴史的なことへの対応を考えております。以上でございます。

(委員)

ちょっと正確にわからないのですが、前回の資料の8ページのところに、ナンバー39の断面図があって、これがどこの断面かちゃんとわからないのですが、これは本川の場合だと思えます。旧河道の今の常夜灯の所がどういう断面になるのかわかりませんが、水量がなくなるので幅を広げる必要はないと思うのですが、多自然型工法にして少し法を緩くすると、この常夜灯の移設とかそういうことが伴うんじゃないかと思うのですが。もしそういうことに引っかかると、この常夜灯の移設とか、あるいは街道周りの環境整備というのがこの事業の中に含まれるのか。その辺ちょっと教えてください。

(松阪市建設部土木課長)

まず1点目、旧河道でございますが、法面等を設置ということもご質問の中に入っておりますが、ちょうど8ページの数字的にナンバー8とナンバー9の区間で下の方から既設の排水路等もここへ流入してきております。こういったことから川の中への断面はそれも極端に小さくできないということから、できる限り河積を確保する中で沿わした整備というようなことで、石貼り等考えております。

また、この事業の中で景観的な事業につきましては、一部階段護岸とかそういったことにもなりますので、護岸の機能と合わせて部分的には景観に沿わした形で事業的には動きますが、あくまでも護岸整備というようなことで当事業の方は考えておるところでございます。

(委員)

常夜灯の移設とか、そこまで引っかからないというふうに理解したらいいですね。

(松阪市建設部土木課長)

まず、常夜灯等につきましても、まだここまで工事的にも進捗しておりませんので、今のところでは引っかからないという中で計画いたしております。

(委員長)

関連してですけど、新しい橋はどのような形の橋を架けられるのですか。景観に配慮したとか、参宮道に配慮した橋梁か、単なるスラブか。

(松阪市建設部土木課長)

ちょうど新しい橋というのは、上徳和橋のことを言われておるのかなという思いをしております。これにつきましては、ここにつきましても本川から切り離された中の流量しか流れませんので、護岸の整備と合わせてその辺も整備をしていきたいとは考えております。

(委員長)

ほかにご質問、ご確認。では、私の方から3点、簡単なことなんです。工期の設定のところを開発に対する指導を行っておられるんですが、これ調整池の設置以外にどのような指導を行われますか、治水に対して。

(四日市市公園・河川課長)

四日市市です。調整池はもちろん基本的なことですが、あと駐車場とか歩道に対しては浸透性の舗装を指導しております。それから、ますの底を抜きまして水が浸透するような工法をとっていただくように指導しております。

(委員長)

建設省の総合治水に則った対策ですか。

(四日市市公園・河川課長)

そうでございます。

(委員長)

松阪、いかがですか。

(松阪市建設部土木課長)

松阪市の方も同様のようことを考えております。雨水の流出抑制施設につきましては、調整池、宅内浸透ます、浸透性舗装等々があるのかなと。そういったことからこれらで下流域に支障にならないような対策ということで今まで取り組んでおります。

(委員長)

それから、松阪九手川なんですけど、余裕高が 30 cm で特例というのはまずどういう特例なのかということが 1 つと。これ防護柵とかそういうのは付けるのか、付けないのかということなんですけど、ガードレール的なものを。

(松阪市建設部土木課長)

中小河川の特例はどういった条件かということですが、河川の計画洪水、ちょうどブロックの天端になるかと思いますが。申しわけございません、河川の計画高水流量。一応、ここにつきましては、九手川 30 t という形で計画をいたしておりますが、毎秒 50 t 未満の河川であると。それから、計画、高水、それぞれの川の計画の中で計画高水、それぞれの川はブロックの天端と思います。それと背後地の高さ。左岸、右岸の背後地の高さが 0.6m より少ないという河川につきましては、余裕高を 0.3m 以上ということができるようになっておりますので、その特例を採用させていただいております。

(委員長)

防護柵、その他は。

(松阪市建設部土木課長)

防護柵等につきましては、今のところ設置をいたしておりません。

(委員長)

微妙なところですね。自然工法と防護柵、あと危険考えると。ありがとうございます。それともう 1 点、流量配分なんですけれども、7 t でしたね、旧は。7 t くらいが 25 t になるんだったっけ。

(松阪市建設部土木課長)

はい、そうです。

(委員長)

かなり増えたものだから、ちょっと異常に増えたなと思ったんですけど、最後の流量配分図で最終河川に合流するのは 60 t ということは、時間差とか何かあるのでしょうか。

(松阪市建設部土木課長)

これにつきましては、本川の真盛川とこの九手川、当然それぞれの流域が違います。九手川につきましては準用河川という位置づけ等から、流域内から水が出てくる高水が到達する時間というのが 40 分ということで計画いたしております。反対に県の 2 級河川につきましては、当然流域がかなり大きいという中で到達時間が 170 分ということで計画いたしております。こういったことで、それぞれの流域が違うことから高水の到達時間が違うという時間のずれ、それぞれの合流点での流量のピークに達する時間帯が違うということで、このような形で流配を行っておるところでございます。

(委員長)

ありがとうございます。できれば到達時間の違いによって合計値が違うということをちょっと入れていただくと、非常に図が読みやすい。

(松阪市建設部土木課長)

申しわけございません。

(委員長)

それから、四日市にも3点くらいお聞きしたいのですが。あかつき台は調整池設置以前の開発でしたっけ。

(四日市市公園・河川課長)

昭和40年代に開発がありまして、以前のものでございます。

(委員長)

それから、草刈りの写真を見せていただいたんですけども、一番気にしたのは堤防の天じゃなくて、河道内の草刈りがどうなっているのかなという。あの写真では河道内に植生がかなり生えていて、ちょっと流下に支障があるんじゃないかという気がするのですが。

(四日市市公園・河川課長)

堤防天端は隣が田んぼとかということがありまして、それが田んぼに影響するということもありまして、市民の方から刈ってくれという要望もありますし、市民の方が自発的に刈っていただくということもございます。ただ、川の中にある草は洪水に対してはそんなに影響はないということで、特にひどければ市の方で刈りますが、そう毎年刈るようなことはございません。

(委員長)

それと最後ですけど、合流点の水門の操作規則って、どういう操作規則になるのでしょうか。

(四日市市公園・河川課長)

この準用河川萱生川は自己流堤と申しまして、2級河川朝明川の堤防よりは貧弱な堤防になっております。それで、朝明川の流達時間と萱生川の流達時間の差を利用しまして、樋門を操作することによりまして、朝明川の水位と萱生川の水位を見比べて、早いうちに流してしまうとか、そういうふうに一応操作規定は設けまして操作をしております。

(委員長)

電動か油圧か。電動ですね。

(四日市市公園・河川課長)

そうです。

(委員長)

ありがとうございます。よくわかりました。ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

先ほどの説明の中の確認ですけれども、確率雨量についてお聞きします。萱生川5年というのと九手川2年ということで、先ほどの説明でよくわからなかったんですけども、九手川について2年に一度の確率というのは、真盛川の流下能力と整合をとるということを言われましてけれども、真盛川の計画の降雨確率が2年に1回ということなんでしょうか。それと、松阪市全体で河川によっていろいろとあるのでしょうか。

(松阪市建設部土木課長)

九手川の確率、今計画では2年確率ということで動かさせていただいております。当河川の下流部の真盛川の方も2年確率に近い形で動いておりますので、それに整合するように動かさせていただいております。また、松阪市の他の河川というご質問でございますが、松阪市の場合、ほとんどが県の河川に流下していくと。直接伊勢湾等へは流下していく川はございません。そういったことから、どうしても下流の県河川等々の諸元に合わさざるを得ないというような状況でございます。今まで準用河川の方で整備をさせていただいた川につきましても、5年確率等々で整備をさせていただいております。以上でございます。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

河川によって違うということなんですか。県の河川の確率に合わせているということですか。

(松阪市建設部土木課長)

当然下流の河川に見合う形でないと人災的なことになりますので、やはり確率的なものにつきましては、下流との流量整合を図るという形で整備をさせていただいております。

(委員)

流量整合をするということは、確率を合わせているということですか。計画の確率は当然下流側の河川の計画に合わせていると。

(松阪市建設部土木課長)

そうですね、はい。

(委員)

そうしますと、四日市さんの方の5年というのも同じですか。

(四日市市公園・河川課長)

河川の場合、水系で治水を考えます。それで、本川の朝明川で水理計算をする場合、支川がどれだけ流れてくるというのを計画します。それに合わせた流量になってございます。ですから、萱生川自体だけで流域に降った雨を処理するという考えじゃなくて、朝明川全体的いろいろな支川がありますけども、その流量配分で流量が決定してまいります。

(委員)

そうすると、降雨の確率で決まるわけではないんですね。

(四日市市公園・河川課長)

一応は独自の流域内の降雨を考えてやるんですけども、本川とやはり協議をする必要がございます。ですから、そこで逆に決まってくる場合もございます。本川の方で被害が出ますともっと大きな災害になりますので、本川の確率を越えて水を流すことはないと思います。

(委員)

わかりました。

(委員長)

よろしいですか。今のお話、2つの考え方があるんですけども、本川の確率を越えて流すことはないというのは、支川で施設対応をするのが1つあると思うんです、対応の仕方。もう1つは、ちょっと私聞き方を間違えたかもしれないですけど、確率そのものをいじるということもあり得るんですか、支川の。

(四日市市公園・河川課長)

結局流量を決められますと、どうしても逆に確率が何分の1に下がってしまうという。

(委員長)

と理解してよろしいんですね。いじるということ。

(四日市市公園・河川課長)

ということです。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

(委員)

どちらの計画も一番最初の事業の背景のところに、ほとんど再評価書の一番最初のところの事業の背景のところにほとんど同じ文言で、「流域の上流における宅地開発などに伴う流出量増加により、下流で甚大な被害に見舞われている」というような内容のことが、まず背景にあって今回の計画がありましたというようなスタートのご説明だったというふうに思うのですが。

先ほど九手川の方で委員長のご質問で、計画高水流量が随分大きくしてあるんだけど、それが流下の増量へつながるのを承知で開発許可を与えたのですかというようなご質問があるのですが、上流側の宅地開発などに伴って流出量が増えて、結果的に下流で被害が起こって、その被害を何とかしなきゃいけないということで、防災という観点で川を改修工事なさるといふ工事内容が随分多いような印象を受けるんですけども。上流域での開発行為がかなりその大きな原因をつくっているんだとしたら、松阪市さんなり四日市さんなりが開発の許可も下ろしてみえるわけですから、そこでももう少し上手に調整ができないものかと、私などは思ったりするんですけど、そこらあたりは。

調整池を指導していますとか、浸透ますを指導していますとかいう、その指導の内容はもちろんわかりますけれども、それをしてもなおかつこれだけのことが起こってしまったという原因は、開発行為を許可したからじゃないかというような気すら私はするんですけど、そこら辺のあたりは内部ではどういうふうな調整というか、相談事が行われているのかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

(松阪市建設部土木課長)

それぞれの川の上流部の開発というような文言が書いてございますが、流域におきましての大きな開発につきましては、先ほどから説明をさせていただいておりますように、何らかの工事の抑制してということで、調整池等々で動いてもらってございます。ところが1ha以上というような中で動かさせてもらっておりますので、若干ミニ開発等がやはり各地区都市化の中で出てきておるのかなと。

ところが、ミニ開発等につきましては、何ら調整池等の指導もできませんので、できる限り宅地内で浸透性のますやそんなのをつくってほしいということをお願いはしておりますけど、その辺で大きな開発につきましては当然ネック点で比重量というのですか、流してもいい部分は流すと、あとについては調整池でその開発の水は一時的に守をするというようなことで動いておりますので、それぞれの川へ流下するのは規制はされておりますけども、今申し上げますように若干小さな宅地化等については、現状においてはお願いという中で動いておりますので、若干その辺で流出量が出てくる現状になっておるのかなというように思いをいたしております。

(四日市市公園・河川課長)

四日市市の場合は、この萱生川の上流のあかつき台は先ほど意見がありましたけど、調整池はございません。それ以後に隣に四日市大学というのもできましたけれども、これは調整池があります。この辺の施設ができましたことによりまして、学生寮とかいろいろ、先ほどの話じゃないですけども小さなミニ開発がいっぱいあります。それにはやっぱり調整池を義務づけることはできませんので、やっぱり総合的に見て流出増ということ。それ

から、近年大きな雨が降るようになってまいりましたもので、その辺2点で河川の改修が必要だということでございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。河川室の奥さんに一般教養で質問があるのですが。統合準用河川という事業がどういうものなのかということと、それから鉄道の架け替えで、鉄道側の負担というのは工事費を負担するのか、付帯を負担するのかという、その2点なんですけど。

(河川室)

まず、統合準用河川でございますが、これは国の補助事業で市町村管理の準用河川の方を改修していくということで、補助事業でやっていくメニューがそういう名前のものがあるという状況でございます。

(委員長)

そうすると、2～3本まとめて統合してやるというのではなくて、単なる名前ですか。

(河川室)

予算の話なんですけども、国から補助事業ということで三重県内の市町村の準用河川に対していくらかという形で事業費が来るわけなんですけども、それを三重県内の市町村の準用河川、四日市もあれば松阪市もあると。それを全部ひっくるめて統合という形で呼んでおります。

(委員長)

わかりました。ありがとうございます。

(河川室)

それから、鉄道事業者の負担でございました。

(委員長)

付け替えの直接工事費も鉄道側が応分の負担をするのかということなんですけど、架け替えのときに、鉄道側も負担すると書いてありましたので。

(河川室)

これは鉄道橋を架け替えしますと、今の橋が例えば30年、40年前に架けた橋だとしますと、架け替えすることによってそれが新しくなってもとしてよくなるという形になりますので、それに対して鉄道側にも負担をしていただくという形で、その負担をどのようにしてもらうかという決める式みたいなものがあるんですけども、それに基づいて鉄道側にも負担をしていただくという形になっております。

(委員長)

ありがとうございます。現物に対しても負担するということですね、利便性が上がった分だけ。

(河川室)

そうです。

(委員長)

ありがとうございます。それでは、準用河川事業の説明ありがとうございました。後刻また意見書を取りまとめます。よろしくお願いいたします。

では、続きまして水道事業ですけれども、103番、104番、105番のご説明お願いいたします。準備よろしくお願いいたします。

103番 ライフライン機能強化等事業(石綿セメント管更新事業)(松阪市内)

104番 ライフライン機能強化等事業(石綿セメント管更新事業)(桑名市内)

105番 ライフライン機能強化等事業(石綿セメント管更新事業)(三重郡菟野町)

(松阪市水道部工務課長)

松阪市水道部の佐野でございます。よろしくお願いいたします。松阪市石綿セメント管更新事業の再評価につきまして、補足説明をさせていただきます。まず、スクリーン及び資料1ページの平面図をご覧くださいませでしょうか。事業の内容は、松阪市の市街地を中心に布設されております石綿セメント管をダクタイル鋳鉄管に更新することにより、破損漏水事故を防ぎ、地震等の災害時における市民のライフラインの確保を図るものであります。

本事業は平成11年度に総事業費54億円、更新延長63.87kmを計画し、平成20年度の完了を目指して現在施行中でございます。本事業は着工から5年が経過しましたので、継続の是非を判断するために再評価を行ったものでございまして、この結果、本市といたしましては、来年度以降も継続したいと考えているところでございますが、この判断の妥当性につきまして、委員の皆様にご審査いただきたく、ただ今より委員の皆様から頂戴しましたご質問にお答えする形で、前回の説明を補足させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、説明にあたりましては、いただいたご質問を共通項でまとめまして、効率的な説明に努めさせていただきますので、予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

それでは、順番に回答させていただきます。まず1番「水道管の材質について」、1として委員さんからいただきました「水道管の強度、耐久性、シール耐久性、耐震性、工事単価」についてのご質問でございますが、スクリーンをご覧ください。詳しくは資料2ページの表1に記載してございますので、併せてご覧ください。水道管として現在一般的に使用されているものはダクタイル鋳鉄管、鋼管、硬質塩化ビニル管、水道配水用ポリエチレン管等がございます。水道管の材質により対象とされる口径が異なり、それぞれ一長一短がございます。強度、耐久性についてはダクタイル鋳鉄管、鋼管が高く、シール耐久性は簡単に一体化ができるポリエチレン管が優位となっております。工事単価につきま

しては、硬質塩化ビニル管が最も安く、次いでダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管についてはほぼ同額となり、次いで鋼管の順番となっております。

また、それぞれの耐震性についてですが、平成7年に発生しました兵庫県南部地震における管種別の被害状況が全面スクリーン及び資料3ページのグラフのとおりとなっております。石綿セメント管が最も被害が大きく、次いで硬質塩化ビニル管、ダクタイル鋳鉄管、鋼管の順番となっております。なお、このグラフにはポリエチレン管が表示されておりませんが、ポリエチレン管は水道管として最近普及した管種でありまして、平成7年当時にはなかったことから表示されておりません。

次に1 - として委員からいただきました「材料の選定基準」についてですが、管の材料は口径、管の重要度、埋設する道路の交通状況、土質等を各事業者で総合的に検討した上で決定しておりまして、国または県などで統一した選定基準というものはございません。

続きまして、2番「工事コスト」について、委員さんからいただきました「桑名市、菰野町と比較したメートルあたりの工事コスト」ですが、スクリーンをご覧ください。同じグラフを資料4ページの図2に記載してございますので、併せてご覧ください。このグラフは本市と桑名市、菰野町の石綿セメント管の口径別の延長を比較したグラフでございますが、本市は他の市町に比べて口径が大きい管の割合が高く、口径600mmや300mmといった中口径管路が石綿セメント管延長の約10%を占めていることから、メートルあたりの工事コストが高くなる傾向となっております。

次に、3番「計画給水量」について、委員長さんからいただきました「人口増加と給水量が比例しない原因」ですが、スクリーンをご覧ください。同じグラフを資料5ページの図3に記載してございますので、併せてご覧ください。このグラフは松阪市水道事業の給水人口及び年間総配水量の推移を表したグラフでございます。平成6年度から15年度の過去10年間の実績では給水人口は増加傾向であります。年間総配水量は平成8年度をピークに減少傾向となっております。その原因として考えられるのは、市民及び市内企業の節水意識の高揚、節水型機器の普及、ミネラルウォーターの普及といったライフスタイルの変化などが挙げられます。また、本市においても公共下水道が平成10年度から供用開始となり、平成15年度には市街地の大部分が水洗化されました。下水道の使用料金は水道の使用量に基づいて決定されるため、このことも給水量に影響していると考えております。

続きまして、4番「ダクタイル鋳鉄管」について、委員長からいただきました「耐用年数」についてのご質問ですが、資料の6ページをご覧ください。ダクタイル鋳鉄管の耐用年数は40年と法律で定められておりますが、この管種は経年変化が少ないと一般的に言われており、国内では100年近く使用された実績もあることから、石綿セメント管のように将来に一齐に更新が必要になるとは考えておりません。

次に、5番「節水・湧水対策と水道料金」について、委員長よりいただきました「節水・湧水への施策と水道料金一覧」についてのご質問ですが、順番に回答させていただきます。まず、節水への施策ですが、スクリーンをご覧ください。これは節水対策の一環として松阪市水道部ホームページに記載されている子ども向けの呼びかけですが、その他市の広報誌などで節水への啓蒙活動を行っています。また、石綿セメント管を更新することで、漏水量の減少が見込まれるため、事業の実施が節水方策につながるものと考えております、

次に、湧水への施策ですが、本市の水道事業の水源は自己水源と県営水道からの受水の

2系統からなっております。現在までは漏水対策を行った実績はございません。また、水道料金の一覧表ですが、スクリーン及び資料7ページの表3に記載してございます。水道料金は表のとおり基本料金と水道使用量に基づく従量料金により決定されます。

続きまして、6番「コスト縮減について」。6 - として委員よりいただきました「他事業との連携によるコスト縮減期間の割合」についてのご質問でございますが、スクリーンをご覧ください。同じグラフを資料8ページの図4に記載してございますので、併せてご覧ください。このグラフは本市の石綿セメント管更新事業の区分別更新延長でございます。このうち上の青い部分が他事業との連携によるコスト縮減期間でございますが、事業を開始した平成11年度から15年度までの実績では、約15%の区間を他事業との連携によるコスト縮減期間としております。なお、今後につきましては、他事業との協議を随時行い、効率的な事業の実施を図り、更なるコストの縮減に努めていきたいと考えております。

次に、6 - として委員からいただきました「路面復旧費の負担」に関する質問ですが、資料9ページをご覧ください。他事業と連携して工事を行う場合の路面復旧費などの負担については、基本的には工事を計画するときに他事業者と協議を行い決定しておりますが、例えば下水道事業との連携の場合、下水道管を埋設するときに水道管が支障となり、水道管を移設する際に石綿セメント管を更新するという場合の路面復旧費は、下水道事業が負担することとしております。

続きまして、6 - として委員からいただきました「浅層埋設が可能になった時期」についてのご質問と、6 - として同じく委員からいただきました「なぜ浅層埋設が可能になったか」についてのご質問ですが、同時に回答させていただきます。スクリーンと資料9ページ中段を併せてご覧ください。平成11年3月に建設省から道路に管を埋設する場合の埋設深さについての通達が出され、平成11年度以前は土被りを1,200mm以上確保することが埋設許可の条件であったものが、平成12年度以降は600mm以上であればよいということになりました。通達の内容につきましては、資料9ページの下段の抜粋を記載してございますので、ご一読ください。

次に、6 - として委員からいただきました「管の破損の危険性」についてのご質問と、6 - として同じく委員からいただきました「桑名市との土被りの違い」についてのご質問、ならびに6 - として委員長よりいただきました「土被りの設定」についてのご質問ですが、同時に回答させていただきます。スクリーンをご覧ください。管路の土被りは、土質、道路交通荷重、水圧などを考慮し、安全性を確認の上決定しております。また、下水道管、ガス管、電線など他の地下埋設物の状況、道路管理者との協議結果により、道路の種別、事業体ごとに設定する土被りは異なっております。

続きまして、7番「石綿セメント管の処分」につきまして、委員からいただきました石綿セメント管の処分についてのご質問ですが、撤去管は産業廃棄物として最終処分場に運搬し、適正に処分を行っております。

最後になりますが、委員より「これからも一層のコスト縮減に努めてください」との貴重なご意見をいただきまして、今後とも効率的な事業の実施に努めていきたいと考えております。つたない説明もあったと思いますが、どうかご審査のほどよろしく願いいたします。以上です。

(委員長)

では、続いて桑名市、お願いいたします。

(桑名市水道施設課長)

桑名市の水道施設課でございます。よろしくをお願いいたします。まず、事業の概要についてご説明申し上げます。事業名といたしまして、桑名市石綿管更新事業でございます。平成11年度より平成23年に完了予定ということで計画いたしております、老朽石綿管を更新することによりまして、安定給水と有水率の向上を図ろうという目的で事業を行っております。今回、平成11年度から5年が経過いたしましたことにより、今回再評価のご審議をお願いするというところでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、第4回の委員会におきまして、ご意見、ご質問を頂戴いたしました各ご質問に続きまして一覧表に対する質問ということで、その順番で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

委員より1-1でございます。資料は1ページでございます。資料の5枚目でございますが、地図を示させていただいております。「位置図が見にくいので、見やすい地図を提示してください」ということで、今回提示させていただきます。黄色が市の行政区域でございます、黒いラインが平成11年度から平成15年度までに更新を完了いたしました部分でございます。赤い部分が16年度事業を今現在行っておる部分でございます、緑の部分は平成17年度以降23年度に向けて完了させていただきたいという部分でございます。

次に、委員より「他の管種による耐久性、費用の比較を示してください」というご意見を頂戴いたしております。4ページをご覧くださいませでしょうか。こちらにはダクタイル鋳鉄管、鋼管、塩ビ管、ポリエチレン管の管種の比較表を示させていただいております。各管種にはいろいろ特徴がございます、対応できる口径も管種によって多少違っております。強度もやはりダクタイル鋳鉄管、金属管が引っ張り、曲げに強度につきましては非常に高いものがございます。樹脂管は強度的には弱いのですが、伸び率ということで地盤の変動に追随する可能性が十分あるということを示しております。

その下に各種の長所と短所ということで示させていただいておりますが、かいつまんで説明させていただきたいと思っております。ダクタイル鋳鉄管は小口径から大口径まで対応でき、強靱で強度に富んでおります。そして、継手の種類によりまして耐震の対応もできるということが長所でございます、短所といたしましては、どうしても金属管ということで、内外面に傷がつきますと腐食の問題がございます。それと、酸とアルカリ、腐食ということなんですが、弱いという状況がございます。

続きまして、鋼管でございます。これも小口径から大口径まで対応できるということと、強靱で耐久性があるということでございます。それと、溶接継手によりまして長いラインを一体化することによって地盤の変動に対応することも可能でございます。短所といたしまして、溶接継手には熟練の技術が必要であるということと、特殊な工具が必要である。これも同じく金属管でございますので、腐食の問題がございます。

次、塩ビ管でございますが、薬品に対して優れた性能を持っております。軽量であると。そして、樹脂でございますので腐食の心配がございませんので、内面の粗度の変化がないということが長所ということでございます。短所といたしましては、露出管によりまして

は凍結ですとか、紫外線とか熱、有機溶剤等に影響を受けやすい。それと、地盤の変動に対してはちょっと離脱防止の対策が必要であるということでございます。

続きまして、ポリエチレン管でございますが、耐候性、衝撃性に優れている。薬品等にも優れておりまして、耐寒性に優れておりまして、柔軟性にも優れておると。それと、施工性が優れているということで、優れているという長所はこちらでございますが、ただ、熱に弱く可燃性のものであると。あと、有機溶剤に触れるおそれのある所についてはちょっと留意する必要がございますということでございます。

耐用年数ですが、すべての管種におきまして40年ということになっております。それと、一番下に各管種を施工するにあたりましてのコストを示させていただいております。ダクタイル鋳鉄管には一応一般管と耐震管というのがございまして、一般管の方ではメートルあたり約7,400円のコストがかかります。耐震管はやはりちょっと施工に費用がかかります。1メートルあたり8,800円。鋼管ですと特殊溶接とか現場でする作業に費用がかかります。11,400円。塩ビ管が一番安くて4,500円。ポリエチレン管が7,600円ということになってございます。

引き続きまして、「ダクタイル鋳鉄管の継手部の説明を」ということで、委員長よりご意見いただいておりますので、引き続きそちらの方を説明させていただきたいと思っております。5ページの方に資料付けさせていただいておりますので、そちらも併せてご覧ください。桑名市の場合使っております継手について今回ご説明。このほかにも継手はございますが、今回は桑名市が今採用しております石綿セメント管更新ラインについて採用しておりますK形、S形、NS形についてご説明申し上げたいと思っております。

まず、向かって一番左側がK形継手でございます。口径が75mmから2,600mmまで対応することができます。ゴム輪と押輪はボルトで締め付けることによって止水性を持たせております。一般管ということで大口径に適用するというところでございます。特徴といたしまして、作業が迅速で、継手の水密性が高く、伸縮・可とう性がある、離脱防止力がやや小さいという欠点もございます。

引き続きまして、S管、NS管、こちらの方が一応耐震、地震による地盤の変動に追従できる、対応できる継手ということでございます。この中で挿し口部の突起と緑のロックリングというのがございまして、それが抜け出す時点で引っかかって、離脱を防止するという形のものでございます。そして、ロックリングとその突起部の間に余裕がございますので、その間を周動することができるということで、地盤の変動に対応するという形のものでございます。

それと、次に同じような形でございますがNS形ということで、これは管を受口の方へ挿入することで連結が完了するという形のものでございまして、これも同じくロックリングと挿入部の突起部が引っかかって抜け出しを防止するという形のものでございます。

質問一覧表の方で委員長より、「石綿管の使用は市の自主判断ですか。それとも国ないし団体からの推奨であったのですか」というご質問を頂戴しておりますが、現在明確な理由ということはちょっと今把握しておりませんが、やはり金属管に比べて耐食性が優れておりまして、加工性がよく安価であったということで、広く使われたのではないかとということで判断しております。

引き続きまして、委員長より「掘り出した石綿管はどのように処理をしておるのか」と

いうご質問でございますが、これは松阪市さんと同じように産業廃棄物として適正に処理をさせていただいております。

引き続きまして、委員長より「節水・湧水施策と水道料金について」ということでご質問頂戴いたしております。節水の施策ということで、広報誌ならびにホームページ等で節水のご協力を呼びかけているという状況でございます。湧水施策についてでございますが、自己水と三重県の用水事業からの受水の2系統を確保することによって、湧水の対策を図っておるということでございます。

最後に資料4でございますが、料金表を提示させていただきました。20m³までが基本料金といたしまして1,200円。20m³を超えまして1m³あたり100円。20m³を超えて40m³までが1m³につきまして100円。40m³から80m³に關しましては1m³あたり125円。80m³を超えて200m³までにつきましては1m³あたり139円。200m³を超えるものにつきましては146円ということになっております。

以上、ご質問についてのお答えでございます。よろしくご審議の方お願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。では、最後に菰野町、お願いいたします。

(菰野町水道課長)

引き続き、委員の皆様にはご審議ありがとうございます。私、菰野町の水道課長の位田でございます。よろしくお願いいたします。座らせていただきまして説明をさせていただきます。

菰野町のライフライン機能強化事業石綿セメント管更新事業の説明をさせていただきます。菰野町の石綿セメント管更新事業につきましては、菰野町の水道創設時に布設をいたしました導・送・配水管の管路延長251kmのうち75mmから200mmで39.06kmで、すべて経年の老朽管として破損により漏水の原因となっております。このことから平成5年度に老朽管を更新することにより水道管路の質の向上を図るということを目的に石綿セメント管の更新事業の計画を立てまして、平成16年度までに事業期間として全体事業費を19億6,100万円といたしまして、平成6年度に事業着手をいたしまして、15年度末におきまして33.68km、パーセントにいたしますと86.2%の更新整備を行ってまいりました。

この間、平成7年度から下水道事業の面的整備事業が行われまして、住民感情の緩和のために、同時期の布設替えを調整し、更新事業を行ってまいりました。また、平成11年度に第1回の再評価を行っておりまして、今回事業採択後10年を経過いたしましたことから、2回目の再評価をお願いしているわけでございます。しかしながら、現在現時点で石綿管につきまして5.38km、13.8%がまだ更新整備ができておりませんので、この間につきまして工事期間を3年間延長いたしまして、平成19年度までに完了すべく今後事業推進を図りたいというふうに考えております。全体事業費につきましても、残工事が少なくなったことから、精算的な見直しを行いまして16億4,900万円になったことから、減額変更をいたしたいというような状況でございます。

そういう中におきまして、第4回三重県公共事業評価審査委員会におきまして、委員の方からご質問をいただいております。このことに対しまして回答をさせていただきたいと

思います。

資料の1ページの方に回答の一覧をお示しさせていただいておりますが、質問の1番目といたしまして、「管更新の考え方、更新順序の基本的な考えについて」ということで、委員長様よりご質問をいただいております。このことにつきましては、私どもの町におきましては、漏水破損事故の頻度、断水影響範囲の多さ・広さまた、主要管等の給水戸数の多さ、また他事業、下水道事業等でございますが、これらの事業時期との調整というようなことから、このような事項を勘案いたしまして施工時期を決めて更新を進めております。

お手元の資料の2ページ、3ページ、4ページに年度別で示しておりますので、色合いの関係もございまして見にくうございますが、更新事業の年度別の実績箇所と16年度あるいは17年度以降の更新予定箇所をお示しさせていただいております。また、この図面の中には他事業に伴って更新を行った所はお示しさせていただいておりますが、示すととても見づらい、これ以上見づらくなるということで、このような図面にさせていただいております。

続きまして、質問事項の2番目でございますが、「節水・湯水施策と水道料金について」ということで、水道料金の一覧をとということで、これも委員長様よりご質問をいただいております。本町におきましては、平成6年の湯水時におきましては、水道利用者の方々に対しまして町の広報誌あるいは行政防災無線によりまして節水の呼びかけを行い、協力をお願いいたしたところでございます。それ以降につきましては、大きな湯水被害はないわけございまして、今後湯水対策といたしましては水源の多重化ということで、自己水源、深井戸等でございます。これと県営水道の受水を図りまして、水道水量の確保を推進いたしてまいりたいというふうに考えております。

次に、水道料金でございますが、資料の5ページでございますが、菟野町の水道料金についてお示しさせていただいております。それで、私どもの町におきましても、料金体系といたしましては、給水口径別の基本料金と水量(従量)料金によりまして、これを合わせまして水道料金といたしております。基本料金につきましては、20mmまでについては1,300円。あと口径によって高くなっていくというような形になります。それと、水量(従量)につきましては、1m³から20m³につきましてm³あたり30円というような形で、順次口径別・量的に高くなっていくというような形になっております。また、料金に関する検針・徴集につきましては、2カ月ごとに行っておるという状況でございます。

それと、ちょっとこの質問があれなんです、市町村合併等についてということで。結構でございますか、はい。以上でご質問に対する説明とさせていただきます。よろしくご審査のほどお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。ちょっと私からの質問が多くて、事業そのものよりも計画論の質問で大変申しわけなかったですけど、ありがとうございました。今、水道3事業につきまして、ご質問、ご確認事項頂戴いたしますが、どなたからでもどうぞ。

(委員)

同じような事業をやっていらっしゃるわけですが、コスト縮減がそれぞれの箇所によっ

て少しずつ違うという感じがするのですが、それぞれ他市さんと比べて「うちはこのところ、しっかりとやってコスト縮減の努力をしたんだよ」とかいうふうなアピールなのか、それをもうちょっとよろしくお願ひしたいと思うのですが。

(委員長)

では、松阪の方からお願ひいたします。

(松阪市水道部工務課長)

松阪市におきまして、コスト縮減、アピールできるかどうかわかりませんが、情報収集するというのを主に置いております。なぜかという、まず工事をするにあたりまして、同時期に工事をするほかの事業者がないか。まずガスがないか、N T Tがないか、中電がないか、道路工事がないか。やはりそういうことが、道路工事につきましても県もあれば国道、市といろいろありますもので、やはり情報を察知するのが一番だということで、アンテナを張り巡らせておるところです。これがアピールできるところかなと思います。

(委員)

それから、今後もっとこういうところに力を入れてコスト縮減の努力したいというところがあつたらついでに言ってください。

(松阪市水道部工務課長)

私らの考えではちょっと及びつかないんですけど、いろいろ水道雑誌等見ておると、いろいろ載っておるんですけど、大都会で行われる工事で私どもではちょっと通用しない工事が多いんですけど、このごろポリエチレン管で私どもではまだあまり使っていないんですけど、交差点なんかである小さな口径ですと東邦ガスさんがやってみえますのか、開削じゃなしに地下へ入れて引き抜きというのか、本当に土も掘らなくて交通も遮断しなくて大きな立抗も要らないという工法を、ちょうど松阪市の水道部の前でやってお見まして見たんですけど。口径が75か100mmだったと思うんですけど、水道にも応用できないかなということをお今ちょっと考えておるところです。以上です。

(委員長)

ごめんなさい。参考までにガス管の埋ける深さはどのくらいですか。

(松阪市水道部工務課長)

そんなに深くは、1mかそこらだったと思いますけど。

(委員長)

それでも1mも。

(松阪市水道部工務課長)

はい。ひょっとしたら桑名市さんの方が詳しいかもわかりませんが。

(委員長)

では、どうぞ桑名市さん、よろしく。

(桑名市水道施設課)

桑名市のカナズでございます。よろしくお願いいたします。コスト縮減という委員さんのご意見でございますが、桑名市におきましても松阪市さんと同じように他工事に合わすということをやまず第一目標。それと、前回もちょっと申し上げたのですが、うちはガスとの公営企業という形でガスと水道が1つの部になっておることでございますので、同時施工と。ガスもかなり多くの工事年間こなします。33年ですかに始まっておりまして、老朽管の更新とかいろいろあるものですから、ガスとの同時施工。そうなりますとどうしても掘削幅も狭くなるということと、日進量もかなり進むじゃないかということ。

それと、ポリエチレン管使っております。ガスはポリエチレン管が主でございます。水道においても定管においてはポリエチレン管をうちも主に使っておりますので、一緒の機械で電気融着というんですか、ソケットはめて電気の熱で溶かして管を接続するという、その方法でございますので、1つの機械で同時に施工ができるということで、同時施工というのをまず基本にやっております。これからもできるだけ同時施工ということで、それを第一の目標にやって、コスト縮減に努めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(桑名市水道施設課長)

補足なんですけども、桑名市も耐震ということをやまず念頭に置いておりまして、資料2のコスト比較表を見ていただきますと、ダクタイル鋳鉄管の耐震管に比べましてポリエチレン管のコストの方が若干安くなっておりますので、その辺も採用させていただいた基準ということでございます。

(委員長)

すいません、関連して。ガス管の耐用年数ってどのくらいなんですか。

(桑名市水道施設課)

同じで40年です。

(委員長)

ありがとうございます。ちょうどいいですね。

(菰野町水道課長)

菰野町でございますが、特色になるかどうかわかりませんが、菰野町の場合、今回新しい庁舎ができて、今まではそれぞれの事業課が分散しておったわけですが、今回同じフロアーに、例えば他事業の下水道課あるいは建設課というところが隣になって同じフロ

アーにおるといふことでございますので、これまで以上に協議を密にして、同時施工等を図る中において、少しでも無駄のないような形で進めていきたいと、このように思います。

(委員長)

立派な庁舎で無駄なく利用できる。

(委員)

ありがとうございました。いずれにしても、コスト縮減というのは前からの大きな課題でありまして、先ほどもお話伺っていましたら情報を交換し合うことによって同時施工するというお話でしたが、これは道路のことでよく当てはまることだと思うんです。同じような事業でよりコスト縮減をされたところには、やはりある程度県の方でも誉めるといふのか、奨励するといふのか、そういうような政策といふのかをまた含めてもらっていくと、皆さんもよりよくやれるといふのか、努力ができるというところがありますので、そういう面でもコンテストじゃありませんけど、そういうことを考えていただいたらどうかというふうには、これはちょっと全然関係ないことなんです。

(委員長)

VEでしたっけね。VEというのは業者さんと発注者側にあるんですけど。

(委員)

各種の都道府県でもより努力したところには表彰状与える所ありますね。

()

県と市町村は・・・そういうことは。

(委員)

では、コスト縮減に関して。素朴な疑問なんですけども、コスト増額の事業がずっとこの委員会の中でも多いんですけど、縮減の場合だと長い年数でやっていると、要するに予算の消化から考えると、例えば10年でやるところが9年になるとかということはないんでしょうか。要するに縮減した分の予算というのはどうなるのでしょうか。

(桑名市水道施設課長)

当然完了事業の年度が早くなります。桑名市の場合でございますが、一応目標は23年度までには終わらせたいという希望ですが、それはだいぶ早く進んでおりまして、早くなるのではないかなという憶測なんです、思っておるのですが。ただ、この間聴き取りのときにもご説明申し上げたんですが、どうしてもやりにくいといいますが、迂回路がない細い道路に埋設されておりまして、そこに大きな工場がございまして、そこに常に大きな車が入ってくるという調整をしながら進めていかなければいけない部分が少しどうしても残っている部分がございまして、それでちょっと足踏みする部分もあるかなと思っておるんですが、前倒しでいきたいと思っております。

(松阪市水道部工務課長)

松阪市ですけど、コスト縮減で延長が延びる所もございます。ただし、他事業との調整によりまして、私のところが今年やりたいけど他事業が2年先、3年先という、やはりその調整によりまして他事業に合わず場合がありますし、「頼むから、私とこあと1年で完成やで、こちらに合わせてくれ」とか、そういう駆引きもございまして、コスト縮減で金が浮いたとって工期が短縮されたということにはつながらない場合がございます。以上です。

(菟野町水道課長)

菟野町の場合、石綿セメント管の更新につきまして、残りが少なくなってきておるわけございまして、先ほどもお話ししましたように、他事業の方に「早く来い、早く来い」というような形で、こっちから財政部局へも後押しをしているような状態でございます。以上でございます。

(委員長)

ほかに。どうぞ。

(委員)

聞きかじりの知識で申しわけないんですけども、戦後の一時期に水道管に鉛を使ったことがあるというふうに聞いております。その取り替えというのは、何か遅々として進んでないんだというようなことを聞いておりますけれども、今回4種類管の種類をいろいろ詳しく説明していただいた中に鉛管がなかったものですから、その辺は各市町村さんでいろいろ事情が違うと思うのですが、どういうふうに対応されているか教えていただけますか。

というのは、実は個人的に設計をさせていただいた個人の住宅ですけども、その話をしていましたら鉛管だったんですね、引き込みを開けてみたら。で、どうしようということで水道屋さん和相談はしたんですけども、引き込み部分だけを鉛を施主さんに負担していただいて替えたとしても、おそらく地中がそうだと一緒のことと違うかというような判断が働いて、結局そのまま使ったことがあります。ずっと気になっているものですから、ここにいらっしゃる市町村さんではないんですけど、私の経験は。ただ、皆さんどうしてみえるのかなということちょっと教えていただくとありがたいです。

(松阪市水道部工務課長)

松阪市ですけど、先ほどの鉛管というのは本管から宅地内へ引き込んでみえる給水管に多く使われております。一般的には配水管、ビニールとかダクタイル鑄鉄管、鋼管には混ざっておりませんので。多分、去年くらいから新聞報道で目立ったことだと思いますけど、厚生労働省の水質基準が変わりまして、鉛の基準が厳しくなりまして、今までですとその鉛管を使ってもらっていても基準に合っていたんですけど、平成15年度からその基準が厳しくなりまして、その基準に達成していないということがありまして、それを取り替えし

なさいという指導が来ているんですけど。

私ども水道事業はだいたい全国的に同様だと思いますけど、本管は事業者がオール負担をしてやりますけど、宅地の中へ引かれる管は権利金、工事費を出してもらってみなやっております。多分これは個人の管という位置づけになっておるとと思います。それを水道事業者で替えるということにはなりませんので。ただ、便宜上私ども石綿管を替えているわけなんですけど、新しく石綿管を布設した場合には給水管も新しい管に取り付けしますので、そのときには官民境界、道路ですと側溝があると思いますけど、側溝までは事業者の負担で行います。ただ、屋敷内については事業者では行いません。原則として個人の権利の管です。ただ、お金を出してもらったらやります。

ただ、案外水道というのはおざなりにされております。管の上に庭石が置いてあったり大木があったりして、その大木の根で管が破れて漏水したということもございます。案外電線は空を飛んでおりますのでよろしいですけど、水道管はもうはっきり言いまして修理が不可能な状態が多いです。そのために側溝までは私どもはやらせてもらいますけど、側溝から中は個人負担になります。その場合どれくらいかかるとなりますと、庭を除けてもらわないとできませんということで、大変な費用がかかりますので、そのまま残っている家もございませし、簡単な場合でしたらお金を出してもらってやっている場合もございませ。

それと、私ども鉛というのは常時蛇口をひねっておりますと、水の中へは溶ける量は少ないんです。溶けるのは蛇口を止めて水が滞留していると、鉛が水道水の中へ溶け込むわけです。一番よく溶け込むのは、2～3日旅行に行っても全然水を使わない。そういうときに鉛が水道水の中に溶け込みますので、私どもはホームページとか広報等でそういうことはございましたらバケツに1杯くらいの水は飲み水以外に使用してくださいということ啓蒙しております。捨ててくださいと言いますともったいないということですので、庭木にやるとか、ほかの拭き掃除に使うとかということで。それで、松阪市におきましては、pHを上げておましてアルカリ性を強めております。石灰を注入しておまして、そういうことによりまして鉛の水道水へ溶け込むのを防いでおります。以上です。

(委員)

石綿管からダクタイル鋼管に替えて、宅地内に入り込む所まで工事が例えばできなかったというような場合に、電飾の心配はないのですか。

(松阪市水道部工務課長)

鉛管は一応金属ですもので、電飾等は可能性はあろうかと思いますが、多分電柱くらいの電線でしたら電飾の影響は少ないと思いますけど、一番こわいのは電車。鉄道、線路の近くの金属管、それから高圧鉄線の近くの金属管は電飾の可能性が起きますけど、10年や20年で穴が開くということはありません。

(委員長)

よろしいでしょうか。どうぞ。

(桑名市水道施設課)

桑名市でございます。桑名市におきましても、松阪市さんほとんどお話されたんですが、現在給水戸数が45,000強なんですが、そのうちの8,000戸が一応鉛管使っておると、私どもこのように把握しております。昭和51年から桑名市の場合は給水管にもポリエチレン管を採用いたしまして、昭和50年以前の引き込みのお宅はもう鉛管であろうと、そのように把握しております。本管には鉛管は全然ございません。そして、個人財産ということでございますので、どうしても引き込み替えられる場合は個人の費用負担ということになるのですが、石綿管取り替えれば九分九厘石綿管から出ているのが鉛管であろうということでございますので、新しい管に取り替えればずっと。できるだけポリと。家の中までもしほとんど入り口までが鉛管なんです、場合によっては中まで鉛管があればお願いして、それも取り替えさせてもらっているというのが現状でございます。

それと、その対策といたしましては、今言われたようにpH調整ですね。伏流水ではなしに井戸水は酸性が高いということでございますので、脱炭酸の除去装置と申しますか、取った水を高い所から落としまして、そこにエアレーションと申しまして扇風機のようなもので風を当てるんですね。それによって酸性がアルカリ性になるということで、先ほど言われましたpHを7から7.5に調整いたしまして、市内4箇所、毎日末端ですと水質の検査もしておるんですが、鉛の測定が不能というケースが大半でございますので、きちんと国の基準は鉛管使っている家でも国に対する基準というのはきちんとクリアして、安全性も確認しておりますので、よろしく願いいたします。

(菰野町水道課長)

菰野町でございますが、石綿管の更新事業と併せまして、本管からメーターまで、メーターから個人さん側の取付管等についても替えておりますので、町の方の費用におきまして替えさせていただいております。ただ、それが宅地の中すべてという形ではございませんので、あくまでもメーターの取付管的な部分ですね、その部分について替えさせていただいております。それと、同じくpHの調整等行っております。それと、個人の宅地の方で末端の水質について検査を行っておりますので、その時点では基準の範囲の中で行っております。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。ほかに。どうぞ。

(委員)

質問ではなくてコメントです。珍しいなと思われるかもしれませんが、私、他の事業とのタイアップによるコスト削減ものすごく感心しておりまして、こういったような手法がほかの公共事業においてもできるだけ実施できるというのを強く願っています。例えば、桑名さんですとガスと水道が共になって何でだと思っていたら、おそらくタイアップするためにできたのかもしれないというふうに思うほどなんです。中電さんも電気工事もタイアップすることを探していて、いろんな情報発信をしてほしいということもよく私言われているので、そういうところでのタイアップということから考えると、ますますこ

の効果は上がるんじゃないかと思うんですね。

ここで1つ質問ではなくてわかる範囲で結構なんですけれども、ほかの事業とのタイアップによってほしいコスト縮減は10%~15%、もっとさらに上がるかなと思うのですが、1つ教えていただきたいのは、30%とか40%、そういうところまで縮減の可能性はあるのかなのか。そういうことをどなたでも構いませんので、言っていただければと思います。

(桑名市水道施設課)

桑名市でございます。桑名市におきましても、4年か5年前からコスト縮減の委員会というんですか、技術系の部署が集まって年に3回、4回いろんな対策、あるいはこうしたらいいんかという協議もしておるんですが、今委員言われました30~40という結果は、今のところ残念ながら出ていないのが現状でございます。水道もガスと水道の共同によってやっぱり15%というのが今の現状でございます。申しわけございません。

(委員)

努力してください。

(桑名市水道施設課)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

では、ご説明ありがとうございました。先ほど委員も言われたんですけども、コスト縮減もありますけど、この委員会は5年で10年でと出てまいりますので、工期縮減というのもこれは連結して非常に大事な問題だと思いますので、またよろしくご配慮のほどお願い申し上げます。ご説明、どうも大変ありがとうございました。

では、続きまして水道事業ですけれども、106番、107番、108番、ご準備お願いいたします。

106番 広域化促進地域上水道施設整備事業(一志郡嬉野町内)

107番 広域化促進地域上水道施設整備事業(一志郡三雲町内)

108番 広域化促進地域上水道施設整備事業(志摩市内)

(委員長)

では、順番は嬉野、三雲、志摩の順番でご説明頂戴いたします。それから、ご説明にあたりまして、ちょっと私自身の勝手なことですけれども、水道料金表のご説明は省いていただいて結構でございます。ちょっと私の意図と違いましたもので、大変申しわけないのですが。

(嬉野町農林建設部水道課)

それでは、平成16年度第6回三重県公共事業再評価広域化促進地域上水道施設整備事業一志郡嬉野地区の回答説明をさせていただきます。説明を行うのは嬉野町農林建設部水道

課鈴木と申します。よろしくお願いいたします。では、座らせていただいて説明させていただきます。

本町の本事業は、平成 5 年度に目標年次平成 17 年度、計画給水人口 19,800 人、計画給水量 11,500m³で認可を受けてスタートしました。その後、水道未給水地域である矢下地区で井戸枯れが発生し、平成 15 年度に年次目標平成 18 年、計画給水人口 19,980 人、計画給水量 11,610m³で変更認可を行い、現在に至っている事業であります。

それでは、説明させていただく前に評価資料の説明をさせていただきます。お手元の評価書をご覧ください。評価書の 1 ページから 18 ページまで、これはスライドと同様の資料になっています。そのあとに添付資料として 1 ページから 16 ページに添付してあります。この資料をもとに回答説明を行わせていただきます。

それでは、項目 1「計画給水人口及び給水量」について回答します。「水の多様な使用方法、例えば、上水、中水、雨水などの効果的併用などにより、人口増加に伴って上水量が増えるとの見通しは必ずしも言えないのではありませんか。上水量の見通しは、社会状況の変化などを考慮した予測が必要ではありませんか。計画給水量及び給水量に関する予測のもとになる資料を提出して説明してください」との委員からの質問に回答いたします。

正面のパワーポイント、お手元の評価書 5 ページをご覧ください。計画人口についてですが、本事業の計画給水人口の計算は、年平均増加率をもとにする手法により予測した人口を計画給水人口としています。この手法は、人口の時系列的な傾向を分析し、単一方式からなる傾向曲線に当てはめ、将来の人口を予測する手法であり、人口予測など広く用いられている一般的な手法であるため、本町もこの手法を採用いたしました。

計算方法は、本町の昭和 58 年から平成 4 年までの給水人口の実績を元として、拡張前の施設区域の計画給水人口を予測し、その予測値に本事業で追加となる広域化の人口を元にして、広域区域の計画給水人口を加え、さらに矢下地区の拡張区域人口を元にして矢下地区の計画給水人口として、本事業の全計画人口としています。計算の元となる人口は、ご覧のような表になっております。パワーポイントに出ている左側の表がそうなんですけど、昭和 58 年度から平成 4 年度まで本事業が開始される前の施設の人口です。計算の元となる人口は、ご覧のような表を元にして計算をさせていただいております。

次に、追加資料の 1 ページをご覧ください。このページの表が給水人口を予測した年度別に算出した表となっています。次に、追加資料の次のページをご覧ください。これが本町の計画人口と実績及び予測値を比較したグラフです。ご覧のような表に推移しております。

(公共事業運営室長)

ちょっと説明待ってもらえます。

(嬉野町農林建設部水道課)

まん中あたりから少し後くらいだと思います。

(委員長)

追加資料の何ページでした。

(嬉野町農林建設部水道課)
追加資料の 2 ページです。

(委員長)
このグラフでいいのですか。

(嬉野町農林建設部水道課)

そのグラフです。現在そのような推移で本町の人口は増加しております。次に、その次のページをめくっていただけますか。それが本町が計画給水人口を計算した元の計算書となっております。それが追加資料の 3 ページから 5 ページが、計算書の元となっております。これを元にして本町の給水計画人口は決定されています。次に、追加資料 6 ページなんですけど、これは拡張区域の人口と平成 15 年度から区域が増加される矢下地区の集計表となっております。パワーポイントの方にも右の方、矢下地区の人口を決定する平成 5 年から平成 14 年度までの実績を表しております。以上を元にして、追加資料 1 ページの表が作成されているということです。

次に移りたいと思います。次に、推定人口なんですけども、正面のパワーポイントか、またお手元の 6 ページをご覧ください。第 4 回で本町が推定人口とした人口についてですが、計算手法は計画給水人口と同様の手法を用いて、人口の最も増加している中川地区の人口を推定し、年度別に増加している人数を平成 15 年度実績に加えて求めています。計算の元となる人口は右の図のようになっております。平成 8 年度から平成 15 年度までの中川区域の人口です。これを元にして計算されて、推定人口を前回表しました。これらの表及びグラフなどを考慮すると、本事業の計画人口の実績がほぼ計画どおり推移していると考えられますので、本人口の計画は妥当かと思えます。

次に、委員からご質問の「1人あたりの給水量」に移ります。正面のパワーポイントまたはお手元の再評価書の 7 ページをご覧ください。本事業の計画給水量の計算も、計画給水人口と同様な手法により予測した給水量を計画給水量としています。計算手法は平成 5 年から平成 14 年度までの給水量の実績を元として、給水区域の計画給水量を予測したものを本事業の 15 年度以降の計画給水量としています。計算の元となる給水量はパワーポイントまたはお手元の 7 ページに載っているような数値を用いました。

次に、追加資料の 8 ページをご覧ください。これは本町の計画給水量を表した表です。平成 15 年度までは実績を表し、平成 16 年度以降は計画値となっております。次のページ、追加資料の 9 ページをご覧ください。これが計画給水量を年増加率より求めた計算書です。この計算書に基づいて本町の給水量は設定されております。

次に、現状の給水量について検討してみました。正面のパワーポイントまたはお手元の評価書の 8 ページをご覧ください。現在のところ三重県での水の使われ方は、洗濯 30%、台所 20%、風呂 20%、トイレ 13%、洗面所 10%、その他 7% という結果が出ています。これは平成 13 年度の三重県の資料を本町で参考にしました。この割合をもとに本町の水道量を算出してみました。追加資料の 10 ページをご覧ください。このページの中ほどに各項目の量を求めた数字があると思えます。これは平成 5 年から平成 15 年の町の平均給

水量 234 リットルに県の割合を掛けて求めたものです。

結果はご覧の・・(テープ交換)・・ありません。平均給水量にはトイレの数量はほとんど算入されていないものと考えています。つまり、現在の平均水量にトイレの水量を加算する必要があります。上記データでトイレに必要な水量は 39.8 リットルとなっていますので、平均給水量にトイレの給水量を求めると 273.8 リットルとなります。これが一日一人あたり使う水量の平均です。

しかし、ここに委員から質問のある社会情勢の変化の 1 つである節水を考慮してみるとしましたが、現在のところどの程度節水があるか不明なため推測の域ではありますが、本計算においては節水を洗濯で 30%と行っていると想定して求めてみました。その結果、252.7 リットルとなりました。結果、一人当たりの給水量は 252.7 リットルで、本町の計画給水量が 252.2 リットルとなったのは妥当であると判断しています。

また、正面のパワーポイントまたはお手元の評価書 8 ページをご覧ください。全国の平均の給水量の状況は、一人当たり 320 リットル。本町の給水量は 252 リットル。全国平均を 72 リットル下回る値となっております。そのため、本町の計画した水量は妥当な値だと現在は考えております。

次に、項目 2 「事業費の負担」について回答いたします。「事業費の負担はどのようになっていますか。受益者の負担もあるのですか」という委員からのご質問に答えます。正面のパワーポイントまたはお手元の評価書 9 ページをご覧ください。これは本事業の矢下地区の事業費を参考にしたものです。ご覧のように総事業費 3 億 2,000 万、国庫補助金 9,600 万、起債 7,300 万、一般会計 9,600 万、受益者負担が 5,500 万となっております。割合的には国庫補助金 30%、起債 23%、一般会計 30%、事業費の負担金が 17%となっております。ご覧のように、受益者負担金は 17%、約 5,500 万程度いただいております。

次に、項目 3 「談合防止策」について回答いたします。「水道事業では時々談合の問題が発生していますが、談合防止のために何か工夫をしていますか」という委員からの質問に回答いたします。正面のパワーポイントまたはお手元の再評価書 10 ページをご覧ください。ご覧のように、現在のところ本町では次のような手段を使って談合防止対策を講じています。1. 談合情報が流れる。2. 町役場及び新聞社などがキャッチする。3. その情報を入札担当部所に速やかに連絡する。4. 町役場より指名審査会へ談合の調査の依頼を行う。5. 指名審査会による業者の事情聴取の実施を行う。談合が認められなかった場合は、業者に誓約書の提出を求め入札を実施いたします。談合が認められた場合は、入札の中止を行います。以上のような手段をとっております。

次に、項目 4 「便益計算」について回答いたします。「便益計算を井戸の建設費で計上することの妥当性について、県の担当官はどう考えていますか」という委員からの質問ですが、県の担当の方にお問い合わせいたします。

(水質改善室)

県の水質改善室大北といいます。よろしく申し上げます。回答書の方は資料の 108 - 2 志摩広域さんの後ろの方に水道事業の概要、前回出させてもらったやつの 2 番の資料ということで添付させてもらっていると思います。よろしいでしょうか。委員の方から「便益計算を井戸の建設費で計算することの妥当性について、県の担当官はどう考えますか」と

というご質問がありました。

その回答ということなんですけど、一応便益を井戸の建設費で算定するという手法については、前回のときも資料を提出させていただきましたけども、日本水道協会がとりまとめた「水道事業の費用対効果分析マニュアル(案)」の算定例というものに基づく方法であります。

本マニュアルにつきましては、大学の教授を委員長として、埼玉県、東京都、横浜市、大阪市といった水道の先進的な事業者の方々と厚生労働省の技術補佐が委員となって、水道事業者が各種事業を実施するにあたって、投資に対する効果を客観的に判断するための手引書として、中小事業者においても適用が可能なようにということで、算定例を用いて考え方を示したものとしてとりまとめられております。

県としましても、それぞれの事業者において他の有効的な算出方法がないと思えること、これに関しましては、この後嬉野町さんがご説明はあるかと思えます。嬉野町さんで一応広域に求めずに自己水源で水道をそれぞれの市町村がやった場合の費用を便益として、代替の費用として算定されて比較はされておりますけども、現実問題としましてこの拡張の水量をそれぞれの市町村で水源を求めるとというのが、志摩市さん、旧の志摩町さんですけども、と三雲町さん、嬉野町さんにおいて、これだけ大規模な水源というのが現実的には不可能です。河川の水利権に関しても、もうとても取得するのは困難ですので、数字的には出すのは可能かなというふうに思いますが、現実論としては実行は不可能なものとしての算定になるかなというふうにも思いますが、ほかに有効的な算出方法はないと思えます。

また、今回嬉野町さんが拡張で矢下地区というのが追加というか、拡張の区域として変更されております。矢下地区につきましては、200人弱の人口の所が井戸枯れをしているというような状況にありまして、ある程度まとまった所で井戸を掘るというような考え方につきましても、このような実態を見ますと現実的には難しいのかなというふうなところもありまして、ほかに有効的な算出方法がないというふうに思っております。

また、マニュアルが策定された経緯や、国の方も関与して中小事業者の方で適用できるようにとりまとめたマニュアルということも勘案しますと、このマニュアルに基づいて算定していることに対しては妥当であるというふうに考えております。

参考ですけれども、ここの3事業さんそれぞれ国の国庫補助を受けて事業実施をしているわけですけども、国の方におきましてもこのマニュアルで算定されているのが大半であるというふうに聞いています。大半というのは、全部が全部調べたわけではないもので、国の方は大半であるという表現しかしてもらえませんでしたけども、それが全国的にも大半であるということで、厚生労働省としてもこのマニュアルに基づいて算定されていけば補助の採択に対しては効果はあるものとして判断しているというふうにも聞いております。

(嬉野町農林建設部水道課)

次に、項目「中川区画整理事業での水道埋設について、費用対効果分析にどのような効果として算入されたのですか、再度説明してください」という委員長からの質問にお答えいたします。前回で費用対効果として算入はしておりません。ただ、コスト縮減対策としての舗装分の縮減費として2,000万円程度計上いたしました。

次、行きます。「費用対効果分析で全戸に井戸を掘る金額と比較されていますが、ほかに比較の対象はなかったのですか。検討されたのであればその内容を説明してください」という委員長からの質問にお答えいたします。正面のパワーポイントまたはお手元の評価書 11 ページをご覧ください。先ほど県の方の説明のとおり、井戸の便益費が妥当な比較ですが、町独自として算定しましたので、参考程度ですが計上しました。費用は前回同様便益を全戸が井戸を掘るのではなく、町水道事業が自己水源とした場合を検討してみました。正面のパワーポイントまたはお手元の評価書 12 ページをご覧ください。その結果、費用の便益比は 1.38 となりました。しかし、本町では 6,000m³の自己水源を確保することが現実的に不可能であり、便益として算定しましたが、本町としては本事業に依存し継続する以外はないと考えております。

次に、項目 5「代替案」について回答いたします。「代替案として矢下地区を簡易水道にする考えはなかったのですか」という委員長からの質問にお答えいたします。正面のパワーポイントまたはお手元の評価書の 13 ページをご覧ください。当時、簡易水道にする考えはありませんでしたが、考慮は行いました。しかし、本地区は、考慮してみたものの井戸枯れが発生する地区のため、自己水源を確保することが困難であるため不可能でした。今回の指摘を受けて再度本事業が妥当であるかどうかを便益比計算のもとで検討を行ってみました。費用は現在進行中の事業矢下拡張事業として、便益を簡易水道事業として自己水源とした場合の算定を行ってみました。

正面のパワーポイントまたはお手元の評価書の 14 ページをご覧ください。その結果、費用便益比が 1.36 となりましたが、ここの地区でも前回同様近年井戸枯れが発生した現状を踏まえると、本事業で継続する以外はないと現在は考えております。

次に、項目 6「節水・湯水施策と水道料金」について回答いたします。「節水・湯水への施策と水道料金一覧を示してください」という委員長さんからの質問に回答いたします。節水の施策ですが、本町では水の上手な使い方などを掲載した「くらしと水道」というパンフレットを各戸に配布し節水を呼びかけたり、水は限りある資源であるということを掲載した「みんなの水道」というものを配布して、受益者の節水に対する自覚を促しています。このような方法をとって、本町としては節水の対策を行っています。

また、次に湯水の施策についてですが、本町では湯水による水圧減や断水が生じた場合は、給水タンクにて各戸別に給水活動を行う予定としています。現在のところ一度もありません。

次に、項目 7「前回の評価の指摘事項」について回答いたします。「コスト縮減を実施したと掲げている 2 項目について詳しく説明してください」という委員からの質問に回答いたします。1) 施工地域に適合した管種の選定についてですが、パワーポイントの方またはお手元の評価書 17 ページをご覧ください。ご覧のように、水道管にはダクタイル鋳鉄管、鋼管、ステンレス管、硬質塩ビ管、ポリエチレン管など多数の種類がありますが、本町は主にこの使い分けを 3 つの区域に分けて設計施工の指示を行っています。重要な幹線や国道・県道部への埋設はダクタイル鋳鉄管を使用しています。集落への分岐管以降は硬質塩ビ管を使用しています。宅内の配管は硬質塩ビ管(HIVP 管)を使用しています。このように管種の区分けを明確にすることによって、誤った管種の採用を防止することもコスト縮減であると本町は考えています。

次に、切管を最大限に活用する管割の作業についてですが、正面のパワーポイントまたはお手元の評価書 18 ページをご覧ください。水道管の布設には図のような標準管の既製品を切断して使用することがあります。この切断したあとの残管を処分するのではなく、継ぎ輪やソケットという部材を活用してできる限り残管の処分を少なくすることを意味しており、設計段階や施工段階で十分注意して管材の配置をすることで、コスト縮減と考えております。

以上をもちまして、広域化促進事業嬉野地区を終了させていただきます。本事業のご検討のほどよろしくお願いたします。

(委員長)

ありがとうございました。かなり挑発的なご説明いただきまして、質問を楽しみにしております。では、三雲お願いします。

(三雲町上下水道課長)

三雲町上下水道課長の辻と申します。よろしくお願いたします。それでは、概要の説明から入らせていただきます。三雲町水道事業は、平成 22 年度を目標に中勢水道用水から新たに一日あたり 5,000m³の上水を申し込みまして、計画給水人口は既認可 10,000 人を、計画 12,540 人に、計画一日最大給水量は既認可 4,000m³を計画 9,000m³に増量する第二次拡張変更事業の認可を受け、平成 7 年度から国庫補助事業の広域化促進地域上水道整備事業として水道施設の整備事業を行っております。

それでは、三雲町におきます水道広域化施設整備事業の事業再評価事前説明における委員の皆様からの質問事項の回答をさせていただきます。よろしくお願申し上げます。それでは、1 つ目の質問からでございますが、委員長からご質問いただきました。「水道料金について」。まず、1 点目「合併後の水道料金の扱いとさらなる広域化について」と、2 点目「県水（長良川水系）からの受水料金について」でございますが、1 の水道料金に関しましては、資料 3 ページの資料 1 「合併後の水道料金比較表」及びスクリーンを参照していただきたいと思っております。資料 1 にはそれぞれ現行の三雲町の基本料金と使用量に応じた従量単価及び合併後の松阪市としての基本料金とその従量単価を表示しております。広域化に関しましては三雲町は現在水道事業一元化が行われております。合併後は松阪市として検討を行っていきたいと考えております。2 の県水（長良川水系）からの受水料金に関しましては、基本料金は立米あたり 1 カ月 2,060 円、使用料金は立米あたり 60 円となっております。

続きまして、委員長からのご質問でございますが、「計画給水量について」。まず、「人口増加と給水量が比例しない原因について」でございますが、スクリーンをご覧ください。スクリーンに表示しておりますように、当初計画に対しましては人口で 12,540 人から 12,980 人で、給水量が一日あたり 9,000m³から 7,800m³に変更しております。人口動態に関しましては、事業採択時と比べて概ね予測どおりに推移をいたしております。しかしながら、水量動態に関しましては、人口増加の状況にもかかわらず、当初予測水量までには伸び悩む傾向が見受けられます。その要因といたしましては、配水管整備による漏水の減少、節水機器の導入、節水意識の浸透等が考えられます。ただし、当初計画時、平成 6

年度から見ますと、全体的には給水量も増加傾向にございます。

続きまして、委員長からのご質問で「節水・湧水施策と水道料金について」でございますが、水道料金については省略をさせていただきます。節水及び湧水施策でございますが、スクリーンをご覧ください。節水対策に関しましては、広報による呼びかけや、町職員による6月上旬の水道週間に実施いたします「出前水道教室」によりまして、水の大切さを理解してもらおうという活動がございます。湧水対策に関しましては、湧水時、配水ポンプの制御等による水圧の調整によりまして、水量制御を実施いたします。また、長引く湧水の場合には、給水タンク車による給水活動を実施いたします。三雲町といたしましては、引き続き配水管整備及び計画配水池の築造を実施することによりまして、今後の湧水期に対応していきたいと思っております。

以上をもちまして、三雲町におきます事業再評価の質問による回答を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。では、最後ですけれども志摩ですか、お願いいたします。

(志摩市上下水道部水道工務課長)

志摩市の上下水道部工務課の浜口でございます。よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。それでは、志摩市の志摩町広域化促進地域上水道施設整備事業についてご説明をさせていただきます。当事業につきましては、10月15日の第4回再評価委員会で説明をいたしておりますが、再度簡単にご説明をさせていただきます。

本事業は平成4年度に従来の県水契約受水量4,300m³を3,600m³増量いたしまして、新規契約水量一日あたり7,900m³に変更したことにより事業認可を受け、生活水準の向上あるいは生活の多様化、給水区域内への配水流量及び給水圧の均等化を図り、安定供給を目的に一括自然流下方式にするため、平成5年度に上水道第一次拡張事業に着手し、水道施設設備の整備拡充を成し、ライフラインである水道用水の安定した需要に対応するために事業を行っているところでございます。

計画概要といたしましては、配水管の総延長が44.78km、うち40.53km、90.5%が布設を完了いたしております。それと、2,250m³の配水池を1箇所、配水ポンプを2台、それに電気軽装設備及び配水池の用地買収となっております。本事業につきましては、国道260号線バイパス工事と並行するところではありますが、バイパス工事が16年度から19年度まで工期が遅れるとのことで、今後とも県との調整を図りながら進めるとともに、安全な水を安定的に供給するための水源を確保し、緊急事態の発生及び震災時における給水拠点の確保が必至であり、水道施設設備を整備拡充することは社会的要望も高まっていることから、本事業をぜひとも継続したいと考えております。

それでは、10月15日の第4回再評価委員会で質問をいただいておりますので、担当係長の池田より具体的にご説明を申し上げます。

(志摩市上下水道部水道工務課)

それでは、概要説明に引き続きまして説明をさせていただきますが、委員長から4点の質問をいただいております。パワーポイントを中心に説明させていただきます。パワーポイントにつきましては5ページからになっておりますので、ご確認ください。

まず、標高差についてでございますが、高い御座配水池が65.10m、低い和具配水ポンプ場が19.90mでありまして、その差は45.20となっております。

次に、2番目の「一人一日あたりの給水量の増加見込みについて」でございますが、世帯人数は減少していますが、洗濯や風呂用水など世帯あたりで使用する水量を一人一日あたりの給水量とし、そして本地区は観光地であることから、観光水量の変動率が高いこともあり、これらに対応するべく給水量を見込んでおります。また、区域内には洗濯や散水として井戸を使用している家庭があり、今後上水道への依存も見込んであります。

次に、「費用対効果分析での対象がほかになかったかについて」でございますが、水源確保として地形的にダムが開発できるような河川がなく、井戸の建設をもって便益を算定することが妥当でないかと考え、他の比較はしておりません。

最後に、「節水・湯水への対策」でございますが、過去におきまして節水及び給水制限は5回あり、1回目の昭和59年10月3日の自主節水から最大での15%の給水制限を行い、解除まで157日かかりました。2回目は昭和62年2月23日から同年3月31日までの延べ9日間でした。3回目は昭和63年2月1日から同年5月20日までの延べ52日間でした。4回目は平成6年8月5日から同年10月1日までの延べ32日間ありました。5回目は平成8年2月2日から同年4月13日までの延べ47日間でした。以上のように、節水・湯水対策につきましては多く、県水に100%依存しておる地区でございます。ダムの南勢志摩水道事業者とともに貯水率をもとに節水などの広報を行って、住民に啓発を行っております。

以上が私たちの補足説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。今、3事業についてご説明、ご回答頂戴しましたが、どなたからでもご確認事項、ご意見頂戴します。どうぞ。

(委員)

それぞれの地区の節水のお話がいくつかあって、ほとんどが広報でお知らせするのですとか、シール配布ですとか、そういうふうな形での節水呼びかけをさせていただいてはいたけど、志摩の方は何か結果というか、これで10%実現できましたとかありましたよね、節水による。これは水道料金ですね。それぞれの節水された後、その効果というものがあったのかどうかというのをちょっと知りたいかなと思うんですけど。数値的にはわからないと思うし、すぐには答えられないかもしれませんが、広報などで訴えてどれくらい節水されたのかなというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

(志摩市上下水道部水道工務課長)

志摩市でございます。まず、一番大きな湯水がございました昭和59年から60年4月1

日までの延べ 157 日間という長い期間給水制限を行ったわけでございますけども、そのような中でやはり我々行政の職員も、仕切り弁とかそういうのを閉めまして、やはり広報とかでいろいろ啓発啓蒙したわけでございますけど。やはり確実に数字には表れませんでしたけども、いろんな人の意見を聞いてみると、やはり月に例えば 40 t 使っておったのが、30 t くらいに減ったとか、25 t に減ったとか、それぞれにお風呂の水を洗濯に再利用するとか、そのような工夫はされたと聞いております。以上のようなことです。

(委員長)

ありがとうございました。特に、節水実施されたのは志摩市だけのようで、あと実際されたことはなかったんですね、今までお伺いしましたら。節水の対策はしているけれども、節水をしたという。ごめんなさい、湯水です。

(委員)

節水の呼びかけをした所は、町民の声など、そういった先ほど志摩市さんがおっしゃられたようなことってありましたか。

(三雲町上下水道課長)

三雲町でございます。実際節水効果ということで数字的に把握したことはございませんが、今説明の中で申し上げましたとおり、「出前水道教室」といしまして、各小学校へ出向きまして、4年生を対象にいろいろな水道の仕組みから水源あるいはどういうふうな経路で飲料水になってくるのかというふうな部分を、小学校4年生の生徒諸君に説明をいたします。毎年そういうふうな出前教室で各小学校へ出向いております。これは目的といたしましては、やはり各生徒さんがお家へ帰られて、いろいろとご家族の中で水の大切さとか、あるいは諸々の水についてのいろいろな知識を一緒になって考えてもらうというような目的を持って、毎年やらせていただいております。数字的には把握はしてはおりませんが、効果はあるであろうというふうな思いを持っております。

(嬉野町農林建設部水道課長)

嬉野も三雲さんと一緒なんですけど、今年も近くの豊田小学校の4年生がうちの川原木造の浄水場を見学に来まして、そのときも子どもさんたちに「朝顔を洗うときにはどのような顔の洗い方をしていますか」という説明も私直々にさせていただき、「バケツに汲んで顔を洗えばどれだけの無駄な水を使わずに済みますよ」という説明もさせていただきました。それと、水はすぐに出ませんけども、翌月の検針のときにできるだけ、夏場なんかは節水しているなということが1カ月後には少しわかってくる。広報を見たときあまり多大な効果が出たという効果は私記憶ないんですけど、やはり広報に呼びかけて広報車を回したときには、少しだけ効果は出たかなという、薄い感じですけどそういう効果はあったというふうに自分では確信をいたしております。以上です。

(委員)

ありがとうございました。町民や市民の意識というのがどれくらいあるのかなというの

をちょっと知りたかったものですから。ありがとうございます。

(委員長)

関連してなんですけれども、私がよく使うのは大昔の福岡の湯水とか、つい最近愛知の湯水、名古屋の湯水ですね。あのときに市民がどんな苦労されたか、バケツ持ったか云々、トイレどうしたかという、より具体的なことを見せると、非常に水の大切さというのがわかるような気がするんです。単なる歯を磨くというああいうポスターより。あのとき福岡というのは九州の女強いですから、奥さんがアパートの4階までバケツを持って上がるといようなすごい苦労されたようなことがありますので。実例を引かれれば非常におもしろいんじゃないかと思います。

(委員)

私も思いました。やっぱり広報でポスターとかきれいに「節水しましょう」ってアバウトに言われてもどうしていいかわからないですけど、こういう事例とかこうやって節水できますよというふうなことをもっと、小学生もそうですけれども、結構私とかでもどうやって節水できるかなということを、なかなか考えられなかったりとかするので、そういう例がいくつかあったりするといいかなと思いました。

(委員)

便益の話でいろいろと説明をしていただきましてありがとうございました。先ほど県の方からいただきました資料の回答のところなんですけど、「投資に対する効果を客観的に判断するための手引書」ということで書いていただいてありまして、国もそういうふうなことでやっているということなんですけど。前に嬉野町で記載していただいた、例えば別の試算の仕方ですと数値が1.38で、簡易水道としての代替案の検討でも1.36というふうな1桁台の数値ですよ。この国のマニュアルでやりますと、こちらの方は20.55ということで、2桁台ということで、非常に便益の数値が次元が違った数値になっているということですよ。

どちらが客観的な判断というふうな、数値として判断できるかということになるわけですけども、国のマニュアルはどちらかというと、安易につくりすぎているのではないのかなと。これは本当に私の素朴な意見と思ってもらったらいいんですけど、普通井戸があって水源を確保していて、そして簡易水道に比べて、普通の上水道になるというふうな進化の過程から考えると、ちょっと国のマニュアルの方はその判断がどうなのかなというのを疑問に思ったりするので、その辺はどうなのかなという疑問を持っただけですが。批判というにはちょっと力がないので、疑問というくらいですが。

もちろんライフラインだから、1を超えたらもうやらなくちゃいけないということももう事前に承知しておりまして、そういうことで議論をしているわけではないんですけども。

(水質改善室)

確かに嬉野町さんが参考という形で、今回自分のところで自己水源を確保した場合の比較ということで1.3いくつという数字が出ていますが、現実問題これがじゃあ代替案

というか、それで可能なのかということになりますと、これ現実的に水源がないんですよ。それを費用対便益の効果の算定として示すのが本当にいいのかということ、県としましてはやっぱりそんな実現性のないもので比較すること自体おかしいんじゃないかなというふうに思っております。確かに井戸ってすぐに言うのは安易と言われれば、確かにそういう見方もあるのかなというふうには思いますけれども、ただほかに便益を算定する有効的な手段というのがないというふうに思っています。

マニュアルの中を見ますと、本来便益というのはそういう代替案の比較じゃなしに、効果として実際に表れる、要するに利便性とか各需要者が快適性を得られるとか、あと水道が整備されることによって感染症とか病気の方の対策もできるという部分というのが本来考えられるんですけども、それを定量化して貨幣換算するというのは非常に価値観の違いもありますし、それぞれの需要者の考え方によって全然違いますので、一定基準をつくるのができないというふうに今のところマニュアルの方でも括られております。確かにそのとおりだなと県としても思っていますので、現段階では致し方ないというもまた表現が弱くなってしまうんですけども、確かに 20.いくつという数字が出てしまうこと自体、あまりにも比較の対象としては安易じゃないかなと言われるお考えというのも言ってわかることもあるんですけども、致し方ないかなというふうに考えております。

(委員)

防災の方でも同じように数値として命の換算をするのはどうかなというふうに考えているのと、これはやっぱり同じような範疇にある便益の方法ということで、私もちょっと考えたいなというふうに思っております。

(委員)

嬉野町に伺いたいのですけれども、私ちょっと の質問事項のところ質問をした一番要点というのは、例えば予想される人口はそれほど増えていない、今現在から比べても。例えば、今現在のこの地域の人口がだいたい 19,000 人くらいで、平成 22 年になっても約 20,000 人いくかいかないかということで、ほとんど 1,000 人増えるか増えないかというようなことの中で、一人あたりいろんな節水の意識が高くなっていて、250 リットルくらい使うんだろうというふうな計算になっていて、それは確かにそうなんだろうと思うのですが、水道事業で一番重要なのは、一日最大給水量をどのくらいの見込みをするのかというのが、非常に事業を推進するにあたって、これだからこういうふうにするんだという部分になっていくんだと思うんですね。

水道事業は電力事業とほとんど同じという発想でやっているんだと思ったときに考えてみますと、それで 250 リットルで約 20,000 人くらいが一日どれだけ水を使うのかという計算をしてみますと、すぐに計算ができるわけで、約 5,000 t くらい使うと。実際にこの計画見ていると、今日は最大給水量の話は出てなかったんですけども、だいたい一日 12,000 t くらいを使いたいということで計画を推進していくと。その返りというかものすごく大きなギャップを感じているんです。

それは例えば、ここで約 20,000 人という住民が水・部門で使うものであって、嬉野町はそのほかに事業体からかなりのいろんな水を使うので、それに上積みした分が一日最大給

水量として 12,000 で、今現在約 8,000 t くらいですから 1.5 倍以上跳ね上がるので、こういう事業必要なんだということなのか、人口がどれだけ増加して必要とするのかということとは、かなり説明に距離感を感じているんですけども。その数値の根拠がどういうふうになっているのか、そこを聞きたかったのですが。一人あたりというふうに、私はここで人口予備というふうにしてるのであって、ここは計画給水量がどうなっているのかというのは、一日最大給水量の根拠が全然そこに結びつかないということの部分指摘したいんだと思うんですが、どういうふうにこれは理解したらよろしいのでしょうか。

(嬉野町農林建設部水道課)

一日最大給水量についてですけども、現在 8,000 t くらいの計画で、最終的には 11,000 t くらいになっていくよと。そのことについてなんですけども、ただ今本町では中川区画整理という大きな事業を抱えておりまして、その人口が前回のときに添付させてもらった資料になってしまうんですけども、かなり増加している人数がすべて核家族した人数と。1 人、2 人、3 人と少ない 1 つの生活形態を持っているということはあ、一度に、例えば 5 時、6 時に集結すればそれくらいの量はいつてくるのではないかというふうなもとに、最大給水量というのを出して求めたわけです。

(委員)

ということは、ちょっと整理をしてみたいと思います。では、人口がそれを見込んで増えて約 20,000 人ということを考えていますよね。中川地区は増えるんだとしても、平成 15 年で 7,600 人ですか。今 19,000 人くらいいる中で 7,600 人。それがどういう形で増えるにしても、とにかく将来のこの地域は約 20,000 人いくかいかないかという中で、それで一人あたり 252 だという形で計算していると、どう計算しても 5,000 t しかない。それを 8,000 t に考え、それで 3,000 t くらいのものが中川地区の人たちがこれから。これは今現在の数値だからちょっとわからないのですけれども、それで平成 22~23 年までにさらに掛ける 1.5 倍というような割合で増えるんだというのは、一人あたりが全国平均に比べてはるかに減っているにもかかわらず、そういう 3 分の 1 の人口が例えば増えたとしても、これはどうして 1.5 倍に跳ね上がるような根拠になるのか。そこがどうもギャップが多くあるんですよ。

だいたい水道事業って、最大給水量がどのくらいかということを見込んだ形での計画を立てて進めていることだと思っている者から見ますと、これはどうも一人あたりでずっと計算してきて、それが掛ける 1.5 倍という形になるのはおかしいんじゃないかと思うのですが、その根拠がないんですよ。それを私は質問したのは、それはどういう根拠なんですかということを知りたかったんです。

(嬉野町農林建設部水道課)

先ほどの質問の方なんですけど、予想水量を算定する根拠なんですけど、前年度の最大給水量に 1 プラス給水人口の増加率を足してとんとんと前年度の、これは推定値になりますけど、その推定値に足していくというふうになると、平成 22 年度には 11,000 m³ 程度になると予想したわけです。

(委員)

ということは、単純に何倍増えて何倍掛けるということじゃなくて、水道事業の場合には毎年例えば増えた分はまた次の年にそれをベースにし、またさらにそこに上積みして、プラスプラスと積算をしていって、それが12,000tくらいになっていくんだということが通常水道事業で将来予測するような手法であるならば、それは計算そういうような形になるんだろうと思うんですが、そういうふうな計算というのと、この地域が人口がほとんど増えていないということは、いくら積算を今のような形でしてても、それは合わない積算の仕方ではないかと。

結局、数年間に1,000人増えるか増えないかというような将来予測の中で、どう積算を。新しいものがベースになって、さらにそれにプラス何%という分が上積みされた積算の計算になるんだとしても、これはちょっと多く見積もっているのではないかとということ指摘したいんですね。これは確かに多く見積もっていらっしゃいますよ。

(委員長)

今の委員のご質問ですと、もしそのような推計をするマニュアル、例えば水道協会ないしはさっきおっしゃったそういったところで「このような計算を下さい」というのに則ったのか、もしくは嬉野独自に1.5倍ということをされたのか。もしマニュアル以外で町でご判断なさったら、その根拠は何かという。そういうご指摘なんですけれども。

(嬉野町農林建設部水道課)

この計算は、やっぱり日最大給水量というのも、もとの計画は時空間の方式で年増加率を求めた方式で求めています。今回、前回出させていただいた分というものの急激なラインが気にかかって見えると思うんですけど、これについては現在ある分からそこへ達するにはこういうような、現状からその計画人口までもっていくとこういう格好にはなりますということで、もともとの計算は年増加率を求めて、それをもとに出しております。

(委員)

わかりました。では、そうしたら1つ教えてもらいたいのは、今一人あたり例えばざっと20,000人だと計算をして、一人252リットルと計算すると約5,000t。それを日最大給水量の場合には8,000tで計算していくのは、通常を平常に合う値に何倍の係数を掛けて最大給水量を計算するのでしょうか。例えば、それが5,000tの水を使う場合に、一日最大給水量を8,000tと計算する根拠が正しいというか、マニュアルに沿ったものであれば12,000t近くになるのは間違いないと思うのですが、その根拠を説明していただけますか。

今、平常で5,000tを一日最大給水量としては、今根拠は8,000tで計算していらっしゃいますね。その5,000tであるものを8,000tにするのは、日最大給水量の場合には通常あることなんでしょうか。5,000tで8,000tですから、だいたい1.6ですね。そのくらい係数を掛けるのは、最大給水量を計算するときに通常行われるようなものなんでしょうか。

(嬉野町農林建設部水道課)

先ほどの答になるかどうかちょっとわからないですが、この日最大給水量というものも平成5年度までの実績をもとにして計算式に当てはめて出しているもので、何倍というのは実績から上がってきているものだと思うんですけど。

(委員長)

今のお話ですと、通常の日給水量に何倍という考え方じゃなくて、ともにトレンドから出してきたというご説明ですね。

(委員)

とすれば、今日出された資料は一人あたりいくらでどうなんだということであって、一日最大給水量がどのような経年変化をしてきて、それに基づいて平成22年まで計算をしているのかというのはないんですけども、それは間違いのない計算なのでしょうか。

今回は資料が出てないからあれなんですけど、前回の資料の7ページのところで見てみますと、通常こういうグラフがあって予想曲線があるんですけども、いきなり平成15年に10,000tという形になって、これはリニアで11,600というような形になっているんですけど、要するにここのギャップなんです。年々、平成15年から22年まではリニアでこういうふうになっているんですけども、実際には74%にあたる7,566tになっているところが10,000tで最大給水量として計算するそのギャップというのは、これは100%にするために現状の74%分から100%分を計算し、それから22年までの計算をやっていくんだとすれば、そのギャップの説明が必要なんだと思うんですけど。

これどう考えても日最大給水量に関する部分では、説明ができるそのギャップの資料がなければ、これの根拠のもとにやっているという説明にはならないんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。(テープ交換)

(嬉野町農林建設部水道課)

回答の方が的を当たってないようでしたので、こちらの方だけもう一度資料の方を添付させていただきます。

(委員長)

よろしく検討されてお願いいたします。ほかに、それでは私の方から最後にですけども、志摩市さんにはちょっと唐突な質問して申しわけなかったですが、ポンプの標高をお願いしたのは、ポンプの**ブツ**の位置が前の位置がいいのか麓がいいのかということで、ちょっとそれが頭にあったもので標高差をお聞きした次第なんです。ポンプの配置のことについて。納得です。それから、三雲さんに広域化とお聞きしたのは、松阪と管をつなぐ予定があるのかどうかということをお聞きしたかったわけなんです。

(三雲町上下水道課長)

松阪との合併は17年1月1日を予定いたしております、今創設の事業認可を国の方に向けて申請している段階でございます。将来においては、それを全体的に給水量あるいは給水人口含めて全体的に計画を見直していくと、当然その中で給水エリアについても接続

をして、効率的に配水していくというふうな計画を今現在は持っております。

(委員長)

ありがとうございます。それから、嬉野ですけれども、ここは工業用水道とかそういう工業水はないですね。ですから、お聞きしたいのは、250 リットルがいわゆるどんぶりて給水したのを人口で割ったのか、それとも中小企業の工場とか商業、それらの使用料全部ひっくるめて250なのか、本当の家庭用水で250なのかということなんですが。

(嬉野町農林建設部水道課)

全部入っております。

(委員長)

ですね。ですから、全国と比べられるときは、例えば大阪とかあいう所での数字と、それから嬉野の数値、それから極端なこと言うと志摩市の数字で、相当内容は異なってくると思うんです。同じ250だ、どんぶりて計算して300だと言っても、だから、あまり安易に全国と比較して、うちは妥当だという話にはならないと思うんですけどね。やはり似たような人口構成、そして企業、そういう所と比較された方がより話は説得力あると思うんです。

それから、中川区画で私の質問そのとおりなんですが、コスト縮減になったというのはちょっと納得できないんですね。住宅団地をまずつくらせておいて、それを割ってもう一遍埋けるのじゃなくて、住宅をつくるということは当然今の時代は水道を埋設してするのが前提になると思うんですけど、何を基準にコスト縮減と言われたのか、中川区画の区画整理事業で。

(嬉野町農林建設部水道課長)

区画整理の中なんですけど、今ぼつぼつ建っているわけでございまして、区画整理は昨年度で一応完了させていただきました。その中へ区画整理を区画割りする前に、下水道と水道と同時施工の方でさせていただき、その中で今鈴木が言わせていただいた一言なんですけども、管割延長と下水道と同時施工でコスト縮減と、浅層埋設、その3つでコスト縮減になったというのが1つの形なんです。

(委員長)

私の感覚ですとそれは当然のサービスであって、コスト縮減という項目に入るのかなと思って。いわゆるそこに住宅団地をつくる、区画整理をしてやるんだから、それはもう前もってやって当たり前で、何もコスト縮減って大げさに取り上げる問題ではないような気がするんですがね。これは私の感覚ですけれども、もしそれが当然水道事業ではそういうことが認められているんだというなら、カウントされてもいいんですけども。

(嬉野町農林建設部水道課長)

委員長さん言われるとおりかもわかりませんが、手前味噌で申しわけございません、

嬉野町の考え方で申しわけなかったですけど、一応下水道もそこは普及していない所でしたので、下水道と兼ね合わせてやらせていただいたということは、1つのメリットかなということで挙げさせていただきました。

(委員長)

先ほどの桑名さんのように、一緒に埋設したというところは大きな味噌だということで。

(嬉野町農林建設部水道課長)

はい。

(委員長)

それから、いわゆる井戸なんですけども、矢下で簡水にして、深さは個別の井戸と違うと思うのですが、あそこで地下水涸れが起きて比較の対象にならないというご説明だったですね。ということは、各戸で井戸を掘っても同じことじゃないかと思うのですが。つまり、各戸で井戸を掘るとい根拠はどこにあるのか。つまり、簡水で地下水枯れが起きるからそれは比較対象にならないんだとおっしゃるんだったら、各戸で井戸を掘っても、それは深さが違いますけれども、井戸枯れ、地下水枯れが起きる。そうすると何のために各戸と比較したか。

(嬉野町農林建設部水道課長)

委員長さん言われるとおりで申しわけないですけども、比較対象は一応各戸の井戸掘りという形が・・・という形で・・・になっておりましたもので。

(委員長)

といいますのは、委員言われたように、やはり現状では少なくとも簡水レベルを比較対象にする。つまり、例えば各戸井戸掘るんじゃないくて、旧の集落でも何でもいいんですけど、あるブロックで簡水を掘って見たと。けれども、その費用と今の話やってみたらどうかという方が、何か僕たちにとってはより説得力がある。もう江戸時代じゃあるまいし、1軒1軒井戸掘りなさい、それと比較しなさいというのは、何か荒唐無稽のような比較対象と思うんです。言われたように、矢下で井戸枯れたとなると、一体何のための各戸で井戸掘るんだという、そういう発想につながっていくんですけど。ごめんなさい。非常にちょっと挑発的なご意見頂戴したもので。

(嬉野町農林建設部水道課長)

申しわけございません。委員長さんに1つお願いしたいのは、この井戸枯れ、実質の話大変困った状態でございまして、地元住民からも町長さんの方へ再三陳情願われて、若い方も今水道も引いてない所に帰って来ない、Uターンもしに来ないと。ぜひとも何とか水道を引いていただくためには、自分たち本当に年金暮らしの中から負担金を出してもいいから引いていただきたいと切実なお願いがございまして、今回町長の方それを引き受けさせていただき、地元負担金も出していただき、こういう状態になったことだけはご理解願

いたいと思います。

(委員長)

その辺の事情はよくわかります。十二分にわかりますので。ほかにいかがでしょう。どうでしょう、3地区ご説明頂戴しましたが、ようございますか。はい。ご説明ありがとうございました。では、ちょっと休憩挟みまして、意見書作成いたします。

(委員)

嬉野町の資料は次に出すと。

(委員長)

その点も含めまして、意見書まとめます。では、休憩に入りますが、事務局、再開は何時にいたしましょう。5時半。

(公共事業運営室長)

45分で。

(委員長)

はい、5時45分。事務局、すいません。委員の方々から5時半説が浮上してきました。

(公共事業運営室長)

5時半。

(委員長)

5時半です。

(休憩)

(委員長)

お待たせいたしました。委員会を再開いたします。ただ今の休憩時に河川事業2件、水道事業6件の意見書案を検討しましたので、私が読み上げます。なお、文章化された意見書につきましては、後刻事務局より各委員に配付していただくことといたします。

意 見 書

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成16年7月7日に開催した平成16年度第1回三重県公共事業評価審査委員会(以下、委員会と言う)において、県より河川事業2箇所、水道事業6箇所の審査依頼を受け

た。

河川事業に関しては、同年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において、県及び市の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。水道事業に関しては、同年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において、県、市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 河川事業〔市町村事業〕

101番 準用河川萱生川

102番 準用河川九手川

101番については、平成元年度に事業着手し、平成10年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。102番については、平成6年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。平成16年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。

(2) 水道事業〔市町村事業〕

103番 石綿セメント管更新事業 松阪市内

104番 石綿セメント管更新事業 桑名市内

105番 石綿セメント管更新事業 菰野町内

106番 広域化促進地域上水道施設整備事業 嬉野町内

107番 広域化促進地域上水道施設整備事業 三雲町内

108番 広域化促進地域上水道施設整備事業 志摩市内

103番、104番については、平成11年度に事業着手し、5年を経過して継続中の事業である。105番については、平成6年度に事業着手し、平成11年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。106番、108番については、平成5年度に事業着手し、平成11年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。107番については、平成7年度に事業着手し、平成11年度に一度再評価を行い、その後5年を経過して継続中の事業である。

平成16年10月15日に開催した第4回委員会及び同年11月16日に開催した第6回委員会において審査を行った結果、103番、104番、105番、107番、108

番については、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。106番については、日最大計画給水量の妥当性を判断できなかった。したがって、当該説明資料の提出を待って再審議とする。また、107番、108番については、今後計画給水量の設定にあたり、社会情勢等の変化に応じて適宜現実的な給水量を設定した計画に見直されるよう求めるものである。

(3) 総括意見

公共事業にかかるコスト縮減については、今回の水道事業、石綿セメント管更新事業に見られたように、他事業との連携を強化推進するなど一層の取り組みを進められたい。

よろしゅうございますか。以上、答申意見書といたします。

それでは、お待たせしました。議事次第5の再評価対象事業の聴取を行います。朝方、事務局から説明ありましたが、11番、13番、16番の道路事業、そして17番の街路事業でございますけれども、これを一括してご説明をお受けいたします。議事次第6の事後評価対象事業の聴取を行います。事後評価は502番の海岸事業、503番の公営住宅整備事業の順番で説明お願いいたします。この間、委員の皆さんは質問等ございましたならば、お手元の質問書にご記載ください。なお、質問提出の期限は11月24日の水曜日です。水曜日までに事務局にご提出ください。

それでは、再評価対象事業の聴取を行います。委員会終了時刻、事務局少し時間が出ておりますが、いつごろにいたしましょう。19時半、7時半を目標にご説明頂戴します。それでは、道路事業と街路事業、一括してご説明頂戴いたします。

(委員)

今回の2件の案件は抽出案件ということなんでしょうか。この2件が選ばれたのは、順番がこうだからなんでしょうか。それをちょっとまずお聞きしたかったので。

(公共事業運営室長)

事後評価の案件でしょうか。

(委員)

はい。

(公共事業運営室長)

事後評価につきましては、基準をもちまして一定規模以上のということで設けております。それに該当する案件が今回2件と。実はもう1件あったのですが、今回の災害の関係で1年先送りをお願いしたところなんです。

(委員長)

それでは、番号の順に説明お願いいたします。

(公共事業運営室長)

説明に入ります前に、県土整備部の松井理事の方から一言ご挨拶申し上げたいということです。

(県土整備部理事)

県土整備部理事の松井でございます。私ども所管の事業の評価審査をいただくにあたって、一言ご挨拶させていただきたいと思っております。三重県公共事業評価審査委員会の委員の皆様方には早朝から本当にお疲れのところ誠に申しわけございませんけれども、私どもの所管する事業、道路事業3件と街路事業1件の再評価、さらには海岸事業、公営住宅整備事業の事後評価ということでご報告をさせていただきたいと、このように思っております。

要領よく要点をご説明させていただくつもりでございますけれども、何分不慣れな点もございますので、お聞き苦しいところもあろうかと思っておりますけれども、何卒よろしくご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけど、ご挨拶とさせていただきます。

- 11番 一般国道306号伊船バイパス 鈴鹿市
- 12番 一般国道477号四日市湯の山道路(延伸) 菰野町
- 16番 一般国道25号一ツ家バイパス 伊賀市
- 17番 朝日中央線 朝日町

(鈴鹿建設部事業推進室長)

鈴鹿建設部事業推進室室長の中西でございます。今回、再評価をお願いいたします箇所は、事務局配付の委員会資料11-1道路事業の一般国道306号伊船バイパス道路改良事業でございます。よろしくようお願いいたします。座って説明させていただきます。

それでは、初めに事業概要を説明させていただきます。スライドをご覧ください。一般国道306号は三重県河芸町を起点とし、亀山市、菰野町などを通過して滋賀県彦根市に至る延長約86kmの主要な幹線道路であり、一般国道23号、1号、東名阪自動車道鈴鹿IC及び一般国道365号と接続し、本県北勢地域の広域なネットワークを形成しています。また、周辺にはシャープ亀山工場の進出や本田技研工業の関連企業が立地するなど、生産企業が集積する県内有数の地域となっており、広域幹線道路としての整備が求められているところです。

次に、資料3ページ、4ページをご覧ください。伊船バイパスは、鈴鹿市伊船町から長澤町までの延長約1.75kmを平成7年度に道路改良事業として着手いたしました。

続きまして、事業の目的と効果をご説明させていただきます。資料5ページ、6ページをご覧ください。この区間の現道は、人家密集地を通過しており、生活道路としての役割を担っています。また、近隣の小中学校の通学路としても利用されているところです。しかしながら、幅員が狭く歩道もないことに加え大型車の交通量が多いことから、歩行者の安全や自動車の円滑な通行が確保できていない状況となっております。本事業を行うことで、大型車のすれ違い困難区間を解消し、物流の効率化を図ります。バイパス道路として通過

交通を生活道路から分離することにより、地域住民の安全安心な交通の確保を図ります。

続きまして、事業の進捗について説明させていただきます。資料 7 ページをご覧ください。本事業は全体事業費 13 億 5,600 万円のうち、今年度までに約 6 億 2,000 万円を投入し、進捗率は 45% となっています。現在、早期の事業効果発現を目指し、起点側から県道神戸長澤線までの約 1,060m を集中的に整備し、平成 18 年度の部分供用を目指しています。また、事業が長期化している理由としましては、用地交渉が難航していることが挙げられますが、現在集中的に整備している区間においては、1 件の未買収地を残すのみとなっています。今後は残る区間についても順次用地買収等を進め、平成 21 年度の事業完了を目指します。

続きまして、社会経済状況等の変化について説明させていただきます。資料 8 ページをご覧ください。当該道路事業が計画されている伊船町地内において、伊船工業団地が平成 12 年 3 月に完成しました。当工業団地には約 12 万 m² の敷地を有し、現在物流関連企業が進出し、今後自動車関連企業の進出も見込まれています。また、大型ショッピングセンターの出店計画もあるなど、一層の交通量増加が予想され、道路整備が急がれる状況にあります。

続きまして、費用対効果について説明させていただきます。資料 9 ページをご覧ください。本事業において算出した便益は、それぞれ走行時間短縮便益が 50 億円、走行経費短縮便益が 5 億円、交通事故減少便益が 2 億円となっています。また、費用は 14 億円となり、費用対効果は 4.0 となりました。

続きまして、コスト縮減について説明させていただきます。資料 10 ページをご覧ください。工事実施にあたり盛土区間の必要土は他の工事箇所からの搬入土を活用し、購入費用の縮減に努めます。また、地元住民との協議により、取付道路 1 路線を廃止し、工事の縮減を行っています。概算のコスト縮減額は約 8,000 万円で、これは全体事業費の約 6% となります。

続きまして、代替案の可能性について説明させていただきます。スライドをご覧ください。当該区間の道路整備には現道拡幅案も考えられますが、現道部分には多くの人家が連担し、移転に多額の補償費がかかる上、多くの時間を必要とします。また、重要な接続ポイントである東名阪自動車道鈴鹿 IC とのアクセスが向上し、地域の安全安心な交通の確保という観点からも、現バイパス計画が優れていると考えます。なお、現在の工事進捗や用地買収の状況から判断しても、この代替案は考えられず、現計画を進めることが妥当であると判断しています。

最後に地元の意向について説明させていただきます。資料は 2 ページの 4 - 2 をご覧ください。地元の意向としましては、滋賀県の市長も含めた沿線の市町村から構成される国道 306 号整備促進同盟会が結成され、当事業の早期完成を強く要望されております。また、本年 7 月には伊船町地内の現道で死亡事故が発生していることから、本事業の早期完成が求められています。

以上、再評価の視点を踏まえて評価を行った結果、当事業を継続し、一刻も早く全線供用を図り、事業効果を実現したいと考えています。よろしくご審議をお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。次、お願いいたします。

(四日市建設部事業推進室長)

四日市建設部事業推進室の日沖と申します。どうぞよろしく申し上げます。今回ご説明させていただく箇所は事務局配付の委員会資料 13 - 1 でございます。一般国道 477 号四日市湯の山道路延伸工区でございます。事業採択後 5 年を経過いたしまして未着手となっており、今回再評価をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。座らせていただきます。

それでは、初めに事業概要をご説明いたします。スクリーンをご覧ください。初めに国道 477 号の概要です。この道路は四日市を起点としまして滋賀県、大津市、京都市を経て大阪府池田市に至る全長約 202 km の幹線道路です。県内では通称湯の山街道と呼ばれ、四日市中心市街地から菰野町方面への東西軸を構成する主要な道路となっております。当道路の沿道周辺では大規模な住宅団地や商業施設、物流施設などが立地し、臨海部の工業地帯への物流、湯の山温泉への観光など交通量も多く、各所で渋滞が発生しています。緑の丸が渋滞箇所でございます。平成 11 年度の交通量調査では日交通量約 18,000 台となっています。ご覧いただいているスライドはその渋滞状況の写真です。

次に、北勢地域の高速交通網整備の現状についてご説明させていただきます。第二名神高速道路は三重川越 IC から四日市 JCT までが平成 15 年 3 月に開通し、本年度末には豊田 JCT にて東名高速道路と接続する予定です。四日市～菰野間は平成 10 年 12 月に施行命令が出されております。菰野～亀山間は整備計画が決定されているところですが、施行命令は出されていない状況です。また、四日市北 JCT に接続し、愛知・岐阜・三重を結ぶ東海環状自動車道は現在工事中となっております。このような状況の中で、当 477 号バイパスは現道のバイパス機能及び高速道路へのアクセス機能として重要な幹線道路の役割を担っております。

次に、国道 477 号の整備の状況について説明いたします。当路線は全線が都市計画道路としても位置づけられ、4 つの工区に分けて整備を進めています。まず、四日市バイパス工区は市街地から東名阪自動車道までの間延長約 5 km を、昭和 55 年から事業に着手し、平成 14 年度に完成しております。次に、四日市湯の山工区はその先国道 306 号までの約 7 km の間を平成 10 年度に事業着手し、平成 15 年度末の進捗率は 58% の状況です。次に、延伸工区であります。国道 306 号から第二名神高速道路菰野 IC までの 1.9 km の間が平成 12 年度に事業採択されました。平成 15 年度末の進捗率 0.6% の状況でございます。次に、終点部の工区は県の新道路整備戦略の中では着手検討路線として位置づけられております。なお、今回ご審議いただきます箇所は、この 4 つの工区の中の延伸工区でございます。

続きまして、道路構造について説明します。本線の車道部は 4 車線の高規格道路として在来の道路とは立体交差の構造とするなど、規格の高い道路として整備を行います。また、工事実施につきましては 4 車線計画のうち早期に事業効果を発現するため、暫定 2 車線で整備を進めています。

次に、整備効果について説明します。当該区間の整備によりまして、第二名神高速道路の菰野 IC へ接続し、国道 477 号バイパスは第二名神高速道路と直結することとなります。これにより北勢地域の道路利用者の利便性の向上や産業の生産性の向上を図るとともに、

社会生活圏の拡大、現道の渋滞緩和が見込まれます。また、災害時における県外からの緊急物資などの輸送に欠かせない高速道路と直結することで、災害時の安全性の向上が図られることとなります。

次に、延伸工区の事業概要ならびに進捗について説明させていただきます。当工区は国道306号から第二名神菰野ICに至る区間で、計画延長1.9kmです。計画では第二名神高速道路と併走して菰野ICに接続します。第二名神で施行するエリアを青で、県で施行するエリアを赤で示しています。図に示しますように、料金所への接続部分も含まれております。このように当事業は第二名神高速道路と一体となって整備を行う必要があります。

事業概要ですが、全体事業費は70億円。平成15年度までの投資額は4,000万円、進捗率は0.6%です。平成15年度までの事業内容ですが、土地調査や周辺流域への環境調査や国道306号高架橋予備設計など、事業着手に向けた基礎調査を実施している状況でございます。

続きまして、費用対効果について説明させていただきます。本事業区間1.9kmにおける費用対効果は、走行時間短縮便益347億円、走行費用減少便益18億円、交通事故減少便益が5億円、合計総便益が371億円と見込まれています。また、平成16年を基準とした建設費と完成後の維持管理費の合計である総費用が51億円で、B/Cは7.3となっています。

続きまして、事業を巡る社会経済状況の変化について説明します。第二名神高速道路の四日市～菰野間において平成10年12月に施行命令が出されました。これを受け当工区は平成11年12月に地域高規格道路整備区間の指定を受けました。翌平成12年度に事業化されました。当工区では着工準備に必要な調査を進めてきましたが、平成13年度から政府で高速道路建設の見直し議論がなされ、第二名神高速道路の四日市～菰野間の整備が不透明な状況となってきました。このため調査を縮小してきたところでございます。その後、高速道路整備については新直轄方式の取り組みなど整備手法が整理されてきたところでございます。本年6月には第二名神高速道路四日市～菰野間においても暫定2車線と位置づけられていたものが暫定4車線に認められ、着工に向けた環境も整いつつあります。

続きまして、地元の意向について説明させていただきます。地元は第二名神ならびに本事業の早期整備を強く望んでいます。このため本事業に関連して四日市インターアクセス道路整備促進期成同盟会ならびに国道477号（四日市～竜王間）整備促進期成同盟会が結成されています。第二名神に関しまして約2,300人が参加した第二名神シンポジウムが開催されたほか、大規模な署名活動が展開されています。また、三重県におきましても県の最重要課題として、関係機関に対しても強く要望を行っているところでございます。

続きまして、今後の予定につきましてご説明いたします。高速道路整備につきましては、平成17年10月の道路公団の民営化に伴い整備手法も具体化されることとなります。また、本年6月には暫定4車線の位置づけになるなど、着工に向けた環境は整いつつあります。このような中、当延伸工区は高速自動車国道法において菰野ICの接続道路として決定されており、第二名神高速道路を迎える上で欠かせない道路でございます。今後も国、道路公団の動向も踏まえ、第二名神と歩調を合わせるためにも事業を継続していく必要があります。

また、事業の成り立ち上、四日市湯の山道路と分割はされていますが、本来は一体の道路でございます。現在、県としましても、隣接する四日市湯の山道路工区に事業費を集中

投資しているところでありますが、今後第二名神高速道路の進捗を睨み、事業区間において柔軟な対応ができるよう、来年度から四日市湯の山道路工区と事業を一本化し、引き続き整備を進めたいと考えております。

以上、再評価の視点を踏まえ評価を行った結果、当事業を継続し、第二名神高速道路の進捗と調整を図りながら、着工に向けた調査を進めたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。道路残る1つ、一ツ家バイパスの説明をお願いいたします。

(伊賀建設部事業推進室長)

伊賀建設部事業推進室長の野田でございます。よろしくお願いをいたします。今回、再評価をお願いいたしますのは、事務局配付の委員会資料16-1道路事業国道25号一ツ家バイパスでございます。よろしくお願いをいたします。座って説明させていただきます。

それでは、初めに事業概要をご説明申し上げます。資料1ページをご覧ください。国道25号の概要ですが、この路線は中部圏と近畿圏を連絡する主要幹線道路名阪国道と併走する路線であり、三重県四日市市を起点として大阪市に至る幹線道路であります。県内延長や約68kmあり、そのうち県管理延長は約41kmとなっております。当該路線は沿線住民の生活道路として広く利活用されているほか、名阪国道における交通事故や工事による障害、降雪などにより交通規制が発生した場合には、同路線の代替道路として重要な役割を担っております。スライドの写真は、名阪国道通行規制時における国道25号現道の混雑の状況でございます。

一ツ家バイパスは伊賀市一ツ家から同市柘植町を結ぶ延長1.5kmの区間でございます。この区間は一ツ家地区にとっては唯一の生活道路であり、幅員狭小及び線形不良区間を解消する目的で、平成6年度から事業化されました。当区間の整備により、伊賀市内の国道25号の整備はほぼ完了いたします。なお、国道25号といたしましては、起点側の関町内の道路につきましても順次整備を行っており、今後も整備を進めていく予定でございます。

続いて、事業の目的と効果についてご説明申し上げます。この区間の現道は大部分の幅員が4m前後と狭く、特にJR関西本線ガード下においては見通しが非常に悪いため、車両の交互交通が非常に困難な状況でございます。また、当一ツ家地区には砕石工場や建設廃材のリサイクル工場が立地しており、大型運搬車両の往来により非常に危険な状況にあります。

続きまして、事業効果についてご説明をさせていただきます。先ほどご説明をさせていただきましたが、この区間の現道は幅員が狭く車両の交互通行が非常に危険な状況にあります。また、本年は台風や大規模地震などの災害が多数発生しており、避難路や救援物資の輸送路の必要性が再認識させられたところでございます。当該地区が整備されることにより、現道における大型車のすれ違い困難区間が解消し、一ツ家地区の安全な生活道路の確保が図れます。災害時の一ツ家集落の孤立化が解消されます。災害や緊急時に名阪国道の代替道路としての機能の強化が図れます。

続いて、事業の進捗についてご説明を申し上げます。資料は8ページをご覧ください。本事業は全体事業費18億円のうち、今年度までに約8億円を投入し、42%の進捗となっております。用地、工事費別の進捗状況といたしましては、用地費は約79%、工事費は約40%の進捗となっております。早期の事業効果の発現を図るため、平成11年度までに関町側520mの区間を供用開始しました。また、平成18年度には続く490m区間を供用開始する予定でございます。

続きまして、事業が長期化している原因として、事業予定地における民地境界問題や多くの相続人を持つ共有地の存在により、用地買収が難航したものでございます。この問題の解決に一定のめどが立ったため、今度は平成22年度の全線供用を目指し事業の促進を図ってまいります。

続きまして、社会経済状況等の変化についてご説明申し上げます。スライドは一ツ家地区に立地しております砕石工場とリサイクル工場でございます。本事業を巡る社会経済状況には大きな変化はございませんが、現在においても大型車両の通行が一日あたり約600台と多く、幅員狭小な現道では往来が非常に危険な状況でございます。

続きまして、事業効果についてご説明申し上げます。資料10ページをご覧ください。本事業におきましては一部供用済み区間であるため、全体計画と未供用部分の費用対効果を算出いたしました。この結果、全体計画につきましては、走行時間短縮便益が20億6,000万円、走行経費減少便益が5,000万円、総事業費が19億円となり、費用便益比は1.1となりました。また、資料11ページでお示ししておりますとおり、未供用部分の費用便益比は1.4となっております。

続きまして、コスト縮減についてご説明申し上げます。スライドをご覧ください。コスト縮減対策といたしまして、未供用部分の歩道幅員の見直しを進めております。道路事業においては、今までの全国一律の基準から地域の実情に合った道路計画への変更が可能になったことを受け、事業中の箇所においても積極的に見直しを進めているところでございます。これにより当事業では約6,000万円のコスト縮減が見込まれております。

続きまして、環境への配慮についてご説明させていただきます。ご覧のスライドにもありますように、法面につきましては植生緑化を行い、付近景観との調和を図ることとしております。

続きまして、代替案の可能性についてご説明申し上げます。スライドをご覧ください。当事業区間の現道は山あいをぬうように形成されており、付近には迂回路となる道路はありません。そこで、基本的には現道を拡幅する計画としておりますが、JR関西線との交差部分や現道の線形から良好な道路構造を得られない所では、バイパスにて整備を行う計画となっております。現地の地形の状況及び現在の工事の進捗状況及び用地進捗状況から、現計画が妥当と考えており、代替案はないと判断しております。

最後に、地元の意向についてご説明申し上げます。資料2ページをご覧ください。地元の意向といたしましては、重要な生活道路で日常往来に不便をきたしていることから、沿線の市町村で構成される国道25号県道関大山田線及び加太柘植線整備促進期成同盟会をはじめ地域住民から本事業の早期完成を強く求められているところでございます。

このように再評価の視点を踏まえて評価を行った結果、当事業を継続し、一刻も早く全区間供用を図り、事業効果を発現したいと考えております。よろしくご審議の方、お願い

いたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。残る1件、公営住宅整備事業のご説明お願いいたします。ごめんなさい、街路事業です。失礼しました。

(四日市建設部事業推進室長)

四日市建設部事業推進室の日沖でございます。引き続き街路事業を説明させていただきます。今回、再評価をお願いします箇所は、事務局配付の委員会資料17番街路事業朝日中央線でございます。着手後10年を経過した時点で継続中の事業ということで、よろしくお願いいたします。

それでは、まず路線概要及び事業目的について説明させていただきます。朝日中央線は三重郡朝日町内で実施しております街路事業でございます。朝日町は工業都市四日市市に隣接し、面積6km²、人口6,700人の規模でございます。写真に示しますように、朝日町には伊勢湾岸自動車道や国道1号、北勢バイパスといった重要幹線道路があります。しかし、朝日町中心部を走る主要な道路がないため、周辺道路の幹線道路網へのアクセスは大きく迂回しているところでございます。

今回、再評価を受けます朝日中央線は、朝日町の中心市街地を循環し、幹線に接続することにより道路ネットワークを形成し、朝日町及び周辺地域のまちづくりに寄与するものであります。当事業は朝日町役場付近からJR関西本線を弧線橋で立体交差し、県道四日市朝日線へ接続するもので、平成7年度から整備を進めてまいりました。これは朝日町の中心部を走る県道朝日川越線の状況です。このように道路幅員が狭く、かつ道路も未整備であり、道路線形が悪いため、交通安全上危険な道路となっています。また、他の道路につきましても、JR線や近鉄線と平面交差するため、円滑な交通の流れを確保できない状況となっています。このため伊勢湾岸道路や北勢バイパスなどの幹線道路へのアクセスを向上させるとともに地域の交通安全を確保するため、当該事業を計画いたしました。

当事業の事業概要ですが、延長750m、計画幅員16~17m、全体事業費は約24億円で、うち用地補償費は12億4,000万となっています。計画期間は平成7年度に着手し、来年の平成17年度の完了を見込んでおります。図に表しますように、標準断面図は車道3mの2車線、歩道3mで、その他路肩を含めまして基本幅員は土工部で16m、橋梁部で14.8mとなっています。

次に、当事業の進捗について説明させていただきます。これは現在の進捗状況をグラフに表しています。青色が当初計画で、赤色が変更計画となっています。平成16年度の進捗は94%でございます。当初計画では平成7年度に事業着手し、平成14年度の完成を予定しておりました。しかし、事業が遅れた要因としましては、平成14年度の道路橋仕様書の改定や、地域への利便性の向上、環境対策など、一部設計の見直しを行ったため工程の遅れが生じたものでございます。今後の事業進捗の見込みですが、平成16年度に橋梁上部工及び残りの道路工に着手し、平成17年度に舗装工などを整備して完了する見込みでございます。

事業を巡る社会情勢の変化についてご説明いたします。伊勢湾岸自動車道が平成15年3

月に三重川越ICから四日市JCTの区間が完成し、東名阪自動車道に接続されました。また、川越町から四日市間を併走する北勢バイパスが供用し、また四日市朝日線及び朝日中央線も部分供用が同時期に行われました。現在整備中の朝日中央線の近隣では、柿・小向土地区画整理事業も進んでおりまして、当該事業区間の完成で、これら大規模宅地開発地域と幹線道路のアクセスの利便性の向上が期待されるということから、当事業の早期整備が望まれているところでございます。

地元の意向につきまして、これは平成15年度第1回朝日町の広報ですが、「ますます便利になる朝日町」と題しまして、幹線道路の開通情報が掲載され、地域も期待しているところでございます。また、第二名神三重朝日IC北勢バイパスのアクセス道路である四日市朝日線が今年度末に全面供用開始予定であります。このため接続する朝日中央線の早急な整備が求められています。

次に、コスト縮減についてご説明いたします。当事業により発生する残土につきましては、近接する他工事箇所への工程の調整を行い、盛土材として有効活用を図ります。また、路盤材に再生材を使用することで、約6%のコスト縮減を図る予定でございます。

費用対効果の分析について説明させていただきます。当地域では平成13年度に中京都市圏パーソントリップ調査を行っています。このため簡便法ではなく、このときのOD交通量に基づいて将来の交通量予測を行いました。なお、将来とは平成27年度を設定しております。

次に、パーソントリップ調査について説明します。調査内容はどのような人がどこからどこへどのような目的・交通手段でどの時間帯に動いたかについて調査し、一日すべての動きを調べるものでございます。将来交通の推計により当事業が整備された場合の各路線での交通量を求めています。朝日中央線で将来交通量は7,549台となっております。朝日中央線を整備したことによる交通量の変化を示しています。赤い線が増えた路線であります。逆に青い線が交通量が減少した路線であります。これを見ると、朝日中央線に平行な路線は大方交通量が減少し、旅行速度の向上が図られています。

費用対効果の分析ですが、当事業が整備されることにより旅行速度が向上し、走行時間短縮便益が約132億6,000万円、走行費用減少便益が約23億7,000万円、交通事故減少便益は約33億3,000万円、環境影響減少便益が-100万円で、合計189億6,000万円の便益となります。これに対しまして、費用は事業費、維持管理費を含めまして約28億円となっており、供用後40年間の費用便益比は6.7となります。このことから当事業の効果は妥当と考えています。

以上、再評価の視点を踏まえまして評価を行った結果、当事業を継続し、一刻も早く供用を図り効果を実現したいと考えておりますもので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。国道3本と朝日町の街路事業ですけれども、質問書を書かれるにあたって、技術用語でわからないところ。どうぞ。

(委員)

教えていただきたいのですが、四日市湯の山のところの18ページの資料ですが、ちょっと先ほど拝見していただいて、2番の「トリップの平均像」という表がありまして、どういふふうに取り取ったらいいかかわからないので、教えていただきたいと思いました。

(道路整備室)

道路整備室の佐竹でございます。私の方から回答させていただきます。トリップの平均長というのは、各ある場所からある場所へのトリップといいますが、どこからどこへ行くというのを、この道路ができることによりまして、今現在バイパスでないということですので、新しくできることによってその目的地へ着く方法が、どの路線を通るかというのが随分あるという1つ1つがトリップということで、その平均の長さという形になります。

(委員)

もうちょっと具体的に教えてもらおうと、この表はどういふふう読んでいったらいいのか、具体的に実際この表で教えていただけたらありがたいです。

(道路整備室)

この「整備なし」というのが、今回の道路を整備しない場合でして、「整備あり」というのが今回の・・・(テープ交換)・・・

(委員)

変わらないということはどういうことですか。トリップの数が変わらない。

(道路整備室)

すいません。総走行台数というのがある目的地まで達する車の量ということで、総トリップ数というのがそこへ行くまでのルートというか、新しく道路ができる場合とできない場合のルートがあると。それがあなしにかかわらず目的地へ着くまでの「整備なし」「整備あり」というのは結果同じになるという形で、ここには出てきております。

(委員)

トリップという言葉をもう一回、中身をもう一度言っていただけますか。

(道路整備室)

すいません。ここで全部のことを、この中身のすべてを簡単に説明しづらいので、今度中身を説明させていただく。ちょっと複雑な計算をしていますので、ここだけ話してまた誤解とかあるといけませんので。

(委員)

では、今度のときにわかりやすくお願いいたします。

(道路整備室)

はい。すいません。申しわけないです。

(委員長)

おそらく延伸という特性があると思いますので、そのところ。佐竹さん、また次回よろしく願います。ほかにいかがでしょう。今のような質問書を書くにあたっての技術用語、あと解釈が少し難しいというところがありましたら頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

一ツ家バイパスのことについてちょっとお伺いしたいんですけども、地元の意向という説明のときに、地元の意向の一番最後に昭和48年設立と書いてありますけれども、これは同盟会が結成された年が48年設立されたという意味でよろしいのでしょうか。

(伊賀建設部事業推進室長)

そうです。一番当初の設立が48年でございます。

(委員)

はい、わかりました。ちなみに同盟会の人たちはどういう人たちがいるのでしょうか、地元の。

(伊賀建設部事業推進室長)

3路線ございまして、25号、関大山田線、それと加太柘植線ということで、3路線の整備の促進期成同盟会ということでございますので、関係する市町村の首長さんはじめ、議会関係者の方、それと地元自治会とかそういう関係の方でございます。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

委員、いかがでしょう。

(委員)

四日市湯の山道路なんですけれども、私この辺よく行くんですけど、ちょっとどの道路のことなのかがよくわからなくて、吉沢の奥の方というか、尾平のジャスコの辺りがすごい道路の工事をしていますよね。あの道路ですか。

(四日市建設部事業推進室長)

そうです。先ほど資料でご説明させていただきました資料の表紙の裏を見ていただくと、今スクリーンが同じものが映っておりますが、尾平のジャスコというのが中勢バイパスのもう少し市内寄り、その辺りが赤の所で尾平のジャスコがある所でございます、菰野向いて今まっすぐ新しく道路が、東名阪の手前までできておるかと思っておりますけれども、そこ

から先を向いている部分が、吉沢とか大強原の方を向いて今工事が動いているところですけども、そのさらに先の 306 号から予定地までの菰野 IC までの区間が、今回ご審議いただく延伸区間と言わせていただいている区間です。

(委員)

今回審議するよりもこちら側の今の仮のインターチェンジですか、ずっと 4 つですか。あそこは今通行して。

(四日市建設部事業推進室長)

いえ。まるっきりバイパスですもので、新しく今道路を建設中でございます。

(委員)

建設中なんですね。今回はその建設中の部分じゃなくて、その先に延ばそうという。

(四日市建設部事業推進室長)

そうです。それと 306 号で隣接する、先東名阪までの部分、第二名神菰野 IC までの区間の 1.9 km が、今回ご審議いただく箇所でございます。

(委員)

はい、わかりました。そうすると将来的には先ほど言った尾平のジャスコのあたりから四日市へずっとあそこから抜けますよという道路だということですね。

(四日市建設部事業推進室長)

はい、そうです。

(委員)

わかりました。

(委員長)

ほかによろございますでしょうか。それでは、日にちは繰り返しませんけれども、期限までに意見書、事務局の方に委員の方々提出お願いいたします。ご説明大変ありがとうございました。

(公共事業運営室長)

委員長。ちょっと準備の前に、事後評価の視点について、少し事務局の方から説明させていただきたいのですが。

(委員長)

はい、ぜひお願いいたします。

(公共事業運営室公共事業評価 G L)

夜分お疲れのところ申しわけございません。それでは、事後評価の視点につきまして説明させていただきます。お手元の赤いインデックスの資料 14 事後評価実施要綱となっておりますが、その 1 ページを開けていただけますでしょうか。赤いインデックスの資料 14 事後評価実施要綱です。よろしいでしょうか。

まず、事後評価の目的ですが、第 2 条に規定しておりますとおり、事後評価はより効率的で効果的な事業になるよう、今後実施する事業の計画や実施中の事業に事後評価の結果を反映させることを大きな目的としております。併せて、事業完了後であっても必要であれば適宜適切な処置を講じるために行うものでございます。したがって、委員の皆様方へこの目的を達成するために、事後評価の結果が妥当なのかどうかをご審議いただきたいと思っております。

次に、事後評価の視点でございます。第 4 条に規定しておりますとおり、まずは事業を行ってみて効果はどうであったのか。次に、公共事業の環境面への配慮が求められている中、どのような取り組みを行い、その結果環境はどのように変化したのか。3 番目に、事業を着手したとき、または事業を完了したとき、そして事後評価を行った現在において、社会経済情勢の変化と事業との関係はどうか。また 4 番目に、事業完了後の現在、県民の皆様はどのように思っておられるのか。次に 5 つ目に、今申しました 4 つの視点を評価した結果、今後の課題は何なのか。併せて、課題克服のために何をすることかなどを明確にすることとしております。したがって、委員の皆様からは、この視点がしっかり評価されているのかどうかについてご審査いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、各事業の詳細な事後評価の視点を、別紙 3 ページ以降に掲載させていただいております。このうち今回ご審査いただく事業は、5 ページに示しております海岸事業と公営住宅整備事業、この 2 件でございますので、ご一読いただければと思います。対象事業や事後評価の項目及び内容等が示してございます。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(委員)

「この事後評価は抽出案件なんですか」と聞きましたですね。そうしたら、「順番にこれが来たんです」というお答だったと思うんですけど、これは抽出された案件。ここに書いてありますけど、選定して。

(公共事業運営室長)

対象を一定規模以上ということで、各事業ごとに今現在設けております。完了したすべての事業ではなくて、対象事業は一定規模以上という要件を設けていまして、例えば海岸事業ですと全体事業費が 15 億円以上の事業と、もう 1 つが再評価を受けている事業というのが対象事業ということにしております。

(委員)

そうしたら、このところに「事業特性等を考慮して選定するものとする」と書いてあ

ますよね、先ほど読まれたところに。第3条のところ。資料14のところの第3条に。

(公共事業運営室長)

そうですね。選定された事業規模と特性というところを再評価を受けたというところを考慮して決めていると。

(委員)

「選定する」と書いてありますね。選定ということは抽出しているということですよ。だから、その抽出している理由を先ほどちょっと聞いてみたかったので伺ったんですけど、「そうではないですよ」とさっきおっしゃったので。

(公共事業運営室)

もう一度改めて申し上げますと、事業が完了して概ね5年をたった事業が1つ選定基準としてありますね。そのときに5年をたったものはものすごくたくさんございますというのが1点と、全部やっても意味がないだろうと。今後事業に計画が反映できるようなものを抽出する方法は何かないだろうかと検討したところ、その選定基準として掲げておりますのが、例えば海岸事業でありますと全体事業費が15億円以上の事業もしくは再評価を行った事業ということで選んでございますので、そういう意味では選定した事業ということになると。

(委員)

前、一回事後評価の案件があったんですけど、それはわりとよく言えばうまく事業だったというふうに記憶しているんです、前回のときは。だから、案件を持ってくるときに、例えばこの視点がうまく生かされて討論できるというか、そういうものがふさわしいと思うので、その辺で今回はどういうことでこの2件が選ばれたのかということ、事前に説明があって然るべきかなと。

(公共事業運営室長)

はい。先ほど申しあげましたように、15億円以上で海岸事業であれば、あるいは再評価を行った事業、それはすべて対象にしていますので、そこからまた何かを選んで出しているというわけではないです。

(委員)

その時点ではこの案件しかなかったということですか。

(公共事業運営室長)

はい。

(委員)

わかりました。

(委員長)

関連して。その中から選ばれたということは、やっぱり理由があるわけでしょ。たくさんある中から。

(委員)

いや、この案件しかなかったということですね。

(委員長)

なかった。

(公共事業運営室長)

15億以上で、あるいは再評価を受けたところでちょうど5年を経過している事業は、今年度はこの2箇所しかなかった。

(委員長)

そうですか。わかりました。

(公共事業運営室長)

もうちょっと何年かたってくると、再評価を受けたものなんかが完了してくると、まとめて出てくる年度も出てきます。

(委員長)

おそらく委員の言われることは、今おっしゃっていただいたことがどこかにちょっと書いてあれば、この2件について納得できるという。

では、議事次第第6事後評価対象事業の聴取を行います。まず、502番の海岸事業の説明をお願いいたします。説明の方は簡潔に15分以内でよろしくご説明ください。

502番 宇治山田港(大湊地区) 伊勢市

(港湾・海岸室長)

県土整備部港湾・海岸室長の田中でございます。よろしく申し上げます。502-1海岸事業宇治山田港大湊地区の事後評価につきまして、説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。この事業は国土交通省港湾局所管の侵食対策事業で、平成4年度から12年度にかけて整備を実施したものです。

まず、事業目的でございます。当海岸は伊勢市東部に位置し、宮川、五十鈴川にはさまれた三角州でございます。干潮時には広大な干潟が出現するため、古くから海水浴、潮干狩りに利用され、背後地住民をはじめ周辺地域の人々の憩いの場となっております。しかし、近年では汀線、いわゆる波打ち際線のことでございますが、後退し海浜が減少してまいりました。このため防護機能が低下し、背後地への侵食被害及び浸水被害の発生が危惧

される状況でした。当事業は侵食対策事業としてこれらの侵食被害を未然に防止することにより、背後地の生命、財産を守ることを目的としています。また、侵食対策事業の一環として、「ふるさと海岸整備モデル事業」に指定されました。この事業は、老朽化などにより安全度の低下した既存施設の改善、背後地から海浜へのアクセスの向上、地域住民に親しまれ海辺と触れ合える美しい景観を持った海岸空間の創出という、防護だけでなく利用や景観に配慮した海岸整備も併せて目的としております。

続きまして、事業内容でございます。当事業の整備計画は平成4年に地域住民、漁業者の方々、関係行政機関からなる「宇治山田港ふるさと海岸整備調査研究会」を組織し、現状把握から整備計画について検討しています。まず、計画策定時の現地状況として侵食の状況を汀線、いわゆる波打ち際線の経年変化にて確認しました。昭和57年の汀線を基準としまして、昭和58年、昭和60年、昭和63年、平成2年の汀線と比較することにより、侵食状況を確認しました。この結果から、ナンバー10から21付近の汀線が後退しており、昭和57年から平成2年までの7年間に最大で約20mの後退が確認されました。この写真は整備前の海浜の写真ですが、侵食が進み汀線が後退している状況です。

次に、堤防でございます。この堤防は昭和30年前後に築造されたもので、老朽化が著しく、破堤の危険性が高くなっていました。また、堤体が海浜と背後地を遮断している状況でございました。さらに、駐車スペースがないことから、海岸利用者は堤防への駐車を余儀なくされ、通行の妨げや安全性の低下を誘発している状況でございます。

これらの状況把握のもとに、ふるさと海岸整備モデル事業として次の整備方針を設定しています。安全で安らぎの場を提供する海岸づくり。伊勢らしさが感じられる海岸づくり。伝統的な文化と歴史がかおる海岸づくり。恵まれた自然資源を活用した海岸づくり。これらの整備方針に基づき事業の全体計画を策定いたしました。こちらが全体平面図でございます。全体の整備延長は955mでございます。施設といたしまして人工海浜工を13万 m^3 、砂止め突堤工を80m、階段護岸工を725m、直立護岸工を230m、飛沫防止帯を914m、駐車場を2,500 m^2 、トイレを1基、東屋を3基整備しております。

続きまして、こちらが標準断面図でございます。既設の護岸の全面に階段護岸工を配置し、その全面に養浜工。また階段護岸工の背後に飛沫防止帯と駐車場を配置しております。養浜の中詰材にコスト縮減対策として、別途事業で発生する工路浚渫土砂約7,900 m^3 を有効利用しました。

続きまして、養浜の断面の確定についてでございますが、こちらは整備前の横断面図でございます。汀線、波打ち際後退の原因は、後浜、堤防に近い方の浜でございますが、この高さが波の打ち上がる高さよりも低く、波が打ち上がるときに前浜部の砂を後浜の方へ移動してしまうことによるものでございます。このため、波の打ち上がる高さよりも後浜の方を高くして、侵食を防止する構造としております。また、養浜の幅につきましては、階段護岸を施工することにより海浜が減少しますので、減少相当分を復元しています。一般に人工海浜を恒久的に安定させるためには、離岸堤などを沖合に設置しますが、当海岸は前面海域で潮干狩りやのり養殖、採貝業といった漁業が営まれていることから、離岸堤を設置することができませんでした。このため整備後の海浜の安定については、維持補修で対応する構造としております。

続きまして、事業の効果でございます。まず、防護面について説明いたします。この画

面は養浜完了後の平成 11 年と平成 16 年の写真です。汀線を波打ち際線を比較すると概ね一致しており、養浜は安定していることから、事業の効果は発揮されているものと思います。しかしながら、写真右側のように一部で汀線が後退し、浜崖が発生している箇所があります。この箇所は当初の養浜の変動シミュレーションでは堆積傾向を示している所でしたが、平成 12 年に汀線が大きくその部分が後退いたしました。これは中詰材を覆っている養浜砂が一時的な波でさらわれ、中詰材が流出したことが原因でございます。しかし、この現象は一時的な波の影響であることから、これ以上の後退はないものと判断いたしましたして、段差を解消して表面を養浜砂で保護いたしました。しかし、その後も汀線の後退とともに浜崖が発生し、現在に至っております。こちらが海浜幅の経年変化を示した図面です。当初、約 80m あった海浜が現在約 40m まで減少しており、堤体に悪影響を及ぼすおそれがありますので、養浜砂で修復する補修工事を実施していきたいと考えております。

次に、利用状況でございます。当海岸では地元主催による海浜を利用したイベントが毎年開催され、海浜を利用した宝探しやたて干しが例年 1,000 人の参加者により行われています。また、潮干狩りに例年約 15,000 人もの方が訪れています。

続きまして、事業効果の評価です。事業着手当時は B / C による評価を実施しておりませんでした。補助事業の採択基準を満たしていることから事業着手としました。B / C を現時点で評価し便益を算定しますと、総便益が約 735 億円となります。総費用は約 30 億円ですので、B / C は 24.4 と算定されました。便益の内訳ですが、侵食防止便益と浸水防止便益を計上しています。黄色い範囲が侵食被害のエリアで、青で示した範囲が浸水被害のエリアとなります。

侵食防止便益は侵食によって失われる土地に対して次の被害額を計上しております。砂浜の喪失被害額、背後の土地の喪失被害額、一般資産の被害額、公共土木被害額、公益事業等被害額。これらを合計し 2004 年の価値換算値に置き換えますと、9 億 1,000 万円になります。続きまして、浸水被害便益です。これは侵食の進行により既存堤防が崩壊し背後地に浸水被害が発生することから、想定浸水エリア内における次の被害額を計上しています。一般資産の被害額、公共土木被害額、公益事業等被害額。これらを合計し 2004 年の価値換算に置き換えますと 725 億 9,000 万円になります。

続きまして、事業の環境面への配慮及び事業による環境の変化についてでございます。現況海浜には防風、止砂、飛沫防止の機能を備えた松林がありました。養浜の実施に伴いこの松林が群生している後浜の方を高くすることが松に悪影響を及ぼすことから、対策として松の根元に通気材を設置いたしました。また、海浜に車の乗り入れができないようにし、利用者の安全に配慮をしております。

次に、事業実施による周辺環境の変化でございます。三重県の環境森林部が実施しております水質調査結果により、前面水域の科学的酸素要求値を整備の前後で比較したところ、値に大きな変動はありませんでした。このことから、事業の実施が環境に大きな負荷を与えなかったものと考えております。

続きまして、事業を巡る社会経済情勢の変化についてです。伊勢市の人口は減少傾向にあります。世帯数には大きな変動はなく、当海岸背後には人家が連担していることから、防護の必要性は依然として高いものと考えております。

次に、背後の利用状況の変化です。地元主催によるイベントが、事業完了の後から毎年開催されています。また、ボーイスカウトの活動拠点としても利用されるようになりました。その他、地域住民による海岸清掃活動も自発的に行われるようになり、今では地域に根付いた活動となっています。

続きまして、住民の意見についてでございます。平成 16 年 10 月に大湊地区の住民を対象にアンケートを実施しています。アンケート実施対象区域は護岸背後の防護区域内とし、そこに居住する 330 世帯に実施いたしました。回答数は 148 通で、回答率は 44.8%となっています。アンケートの回答は各設問に対し大変満足から大変不満までの 6 段階で満足度を回答していただきました。安全面に対する満足度でございますが、その結果、赤色系の満足とする回答が 83.0%と非常に高い評価をいただいております。また、利用面に対する満足度、環境面に対する満足度についてもお聞きしましたが、同様に満足とする回答がそれぞれ 85%、71.4%と高い評価をいただいております。満足と回答された方のご意見では、波浪災害などに対し安心できるようになった、人が集まるようになった、散歩、散策などしやすくなった、地域のイメージがよくなったなどの意見をいただきました。

このような好意的なご意見も多くいただいておりますが、不満、改善を要する指摘もいくつかいただいております。海岸が整備されきれいになったため夜間に人が集まるようになったという意見や、マナーの悪い他地区の人が多く利用するので治安が悪くなった、きれいにしてもらったのに維持管理ができていない、浜崖を解消してほしいなどの意見をいただいております。

最後に、今後の課題等について述べさせていただきます。まず、事業実施上の課題・問題点です。当該事業ではコスト縮減を図るため、養浜の中詰材として他工事の発生土砂を利用しました。しかし、波の影響を受ける範囲にまで利用したことから、一部の区間において中詰材が流出してしまい、汀線の後退、それに伴う浜崖の発生といった現象が生じています。このことから、今後実施する事業への留意事項を次のとおり整備しました。離岸堤などの構造物で海浜の安定を図ることができない海岸事業において、他工事の発生土砂を養浜の中詰材に利用する場合は、利用範囲について陸域で波の影響を受けることがない範囲に設定することとして、個々の設計段階においてコスト縮減を図りながら、効率的に維持補修が成される構造とするということでございます。

今回の評価により導き出された課題を今後の事業に反映させ、安全で安心な海岸保全と地域の魅力を高めていく海岸整備を皆様とともに進めていきたいと考えております。以上、宇治山田港の事後評価について説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。委員の方々。どうぞ。

(委員)

お伺いしたいのは、整備方針のところ、12 ページになりますが、書いていただきました「伊勢らしさを感じられる海岸づくり、伝統的な文化と歴史がかおる海岸づくり」という方針なんです、これは具体的にはどういうふうに行われてこの方針を反映されたのか、

ちょっとわかりにくかったので教えてください。東屋とか。

(港湾・海岸室長)

ちょっと今映しますが、途中にありました東屋とか、ちょっとこれ具体的な例なんです
が、トイレの造りとかデザインにそういったものを加味していると。

(委員)

その「伊勢らしい」というのはどの辺にあるのですか。

(港湾・海岸室長)

いわゆる屋根とかそういった造りに、伊勢神宮というと失礼かも知れませんが、伊勢
のまちなみとか、そういった佇まいの若干イメージを入れながら考えたところがございます。

(委員)

もう1つ教えてほしいのですが、先ほど松枯れにも悪影響を考慮する工法というのがある
りましたけれども、もう少し具体的に。

(港湾・海岸室長)

画面の方に映っておりますが、右の上の方の写真でいいますと、そこに石が袋に入っ
ているようなのを埋めてあるというか、当ててあるのですが、下の図で見させていただきますと、
そういうものを当てておいてから、そこへ砂を埋め戻しています。これが通気性がいい
とか、酸素のもちがいいとかいうようなことで、名前としては黒曜石パーライトとかいう
軽石みたいなもの一種らしいのですけれども、そういったのを研究事例の中でこうい
ったことをすると木が土で埋め戻しても枯れにくいといったような実験結果もありまして、
これを採用させていただいたということでございます。

(委員)

見た感じあまり格好いいとかそういう感じじゃなくて、みっともないような感じがする
んですけど。でも、そういう効果と考えると効果の方が上だったということですか。

(港湾・海岸室長)

そうですね。また、ほかの方法としては、あそこを穴を開けておいて、擁壁みたいな石
積をつくって、現地盤のままに松が立っておって、そこが空洞になっているような状況に
することもできますよね。ただ、それだとそこに落ちるとかまた埋まってしまうとか、そ
ういった危険性もございますし。2～3そういう工法をいろいろ比較した中で、これが一
番、砂は一遍に埋めなくちゃいけませんので、早くできて木にも影響がないという工法で
これを選定したということです。そういうことでございます。

(委員)

はい。

(委員)

掘ってみようかな。嘘です。私の方は伊勢らしいトイレなんですけれども、このトイレは公衆トイレとして使われているトイレですよ。

(港湾・海岸室長)

そうです。

(委員)

このトイレなんですけども、ここは車椅子対応のトイレとかも付いているという、いわゆる多機能トイレでしたっけ、というのもありました。大湊の中で公衆トイレってあそこくらいしかないですよ、島の中ではおそらく。建物の中ならあると思うんですけども。

(港湾・海岸室長)

あと思いつくのは公民館とかですね。

(委員)

そうですね、建物の中とか。

(港湾・海岸室長)

それくらいしかちょっと思いつかないですが。

(委員)

公衆としては。ああ、ありますね、多機能トイレが。ありがとうございます。

(港湾・海岸室長)

そこまでは行ったけど、覚えてなかったです。

(委員)

はい、大丈夫だと思います。ありがとうございます。あと、アンケートをとられたときに、防護区域の区域というのは、大湊全部ではなくて、24ページのこの青い所、浸水被害エリアという所なんでしょうか。その330世帯か何か。

(港湾・海岸室長)

今、ちょっと画面に示させてもらった範囲でございます。

(委員)

その範囲に入られている。

(港湾・海岸室長)

はい、方を対象に。

(委員)

奥の方の辺りはなしなんですね。全部ではないのですね、大湊の方たち。

(港湾・海岸室長)

はい、全部ではありません。

(委員)

はい、ありがとうございます。

(委員長)

委員、いかがですか。

(委員)

浜崖ができて補修をしましたという説明があったと思うんですけども、その補修と養浜にかかる費用がどのくらいあったのかということと、それから、そういう対応を今後毎年、それにかかるくらいの費用を毎年ここへ投入されるおつもりですかということをお聞きしたいです。それから、もう1つは、「メンテがされてないよ」という苦情があったと思いますけれども、それに対して何か対応されていますかということをお聞きしたいです。

(公共事業運営室長)

次回でも。

(港湾・海岸室長)

わかりました。では、今の2点につきまして、詳細に調べまして報告させていただきます。

(委員)

あともう1つ。先ほどB/Cを計算していただいた数字がすごく大きかったと思うんですけども、これは計画当初は計算していませんでしたという話だったと思いますけど、再評価にかかったときにもあのくらいの数字で再評価にかかったのでしょうか。それも次回で結構ですので。

(港湾・海岸室長)

この件につきましては、再評価にかかっておりませんので。

(委員)

再評価にかかった事業を出したという。

(公共事業運営室長)

「あるいは」です。海岸事業は全体事業費 15 億円あるいは再評価にかかった。

(委員)

わかりました。両方かなと思ったんですけど。そうすると、今回これは事業費の方でかかったということですね。再評価は受けていない。はい。

(委員長)

最後に私からです。ここはウミガメは上がってこない浜でしたっけ。

(港湾・海岸室長)

ウミガメも確かそういう記録があると思います。

(委員長)

はい、ありがとうございました。では、ご説明大変ありがとうございました。委員の方々、意見書締切までによろしくお願いします。最後になりますが、503 番公営住宅整備事業の説明ですが、準備よろしくお願いいたします。準備できれば始めてください。

503 番 ミレニ北口 久居市

(住宅室長)

県土整備部住宅室長の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、私どもが行いました 503 - 1 公営住宅整備事業の県営住宅北口団地の建替事業の事後評価につきましてご説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。説明につきましては、公営住宅制度の一般的な概要から、今回ご審議いただきます県営住宅北口団地建替事業についての評価箇所及び選定理由、事業の目的及び内容、事後の評価の視点、項目という順で説明させていただきます。それでは、説明に入らせていただきます。

まず、最初に公営住宅制度の一般的な概要でございますが、簡略に説明させていただきます。公営住宅の目的は、公営住宅法の第 1 条に目的が記載されておりまして、「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」というふうに定められております。いわゆる住まいのセーフティーネットとしての役割を果たしております。

公営住宅の建て替えに関しましては、公営住宅法第 35 条に記載されておりまして、「地方公共団体は、公営住宅の整備促進と居住環境を整備するために必要があるときは、公営住宅建替事業を施行するよう努めなければならない」というように施行努力義務が記載されております。

続きまして、県営住宅への入居を希望される方の状況について、若干説明させていただ

きます。県営住宅につきましては、年4回3カ月ごとに定期募集を行っているところでございます。このグラフをご覧くださいますと、平成13年度以降の県営住宅の定期募集について、応募者数と応募倍率を示したものでございます。縦軸、左側には応募者数、それから右側には応募倍率が表示されております。横軸には募集の年月を表しております。ピンク色の棒グラフにつきましては、応募者数でございますけれども、1回の募集につきまして平均で618の方が応募されるという状況でございます。そして、青色の折れ線グラフでございますが、応募倍率を表しております、平均では約8.0倍、8倍の倍率ということになっております。このように公営住宅の需要というものは、非常に多いというのが現状でございます。

続きまして、事業の評価箇所及び選定理由についてご説明させていただきます。スクリーンの中央を見ていただきますと、ちょっと見にくいのですが、久居市の久居駅から徒歩7～8分の所でございます。また、国道165号線までには車で1～2分で到達をするという久居市の市街地の北西にあたる所に位置しております。

(委員長)

今、中川方面へ行きたいときはどちらへ。久居駅が右下にありますけど。

(住宅室長)

久居駅と書いてあって、上が名古屋ということです。

(委員長)

ありがとうございます。

(住宅室長)

それでは、公営住宅整備事業の事後評価につきましては、先ほどもご議論いただきましたですけど、公営住宅の新築及び建て替えにつきましては、事業規模や事業費に関係なく事業完了後5年を経過したすべての事業を評価の対象として選定をしております。なお、この事業につきましては、再評価の対象とはなっておりませんでした。

今回ご審議いただく案件につきましては、県営住宅いわゆる旧北口団地と称していたものですが、現在はミレニ北口という名前に替えておりますが、建替事業でありますので、事後評価の対象ということになっております。

次に、県営住宅北口団地建替事業の目的及び内容についてご説明させていただきます。まず、従前の住宅の状況でございますが、県営住宅の北口団地は、昭和39年度に建設された建物で、鉄筋コンクリート造の5階建てでございます。そのうちの2階から5階に36戸の県営住宅があり、事業実施、いわゆる建て替えの時点では18戸の入居者がおられました。1階につきましては、民間によります物販店でございます、既にそのときには閉鎖状態でございます。建物は経年による劣化、老朽化が著しい状況でございます。

また、スクリーンに映っておりますのは、阪神淡路大震災後の平成7年から9年の3年にかけて、県内の県営住宅の耐震診断を実施いたしましたが、北口団地は耐震性不足というように判定されております。ご覧の表を見ていただきますと、各階、各方向に耐

震性能の数値を表したものでございます。耐震性能を示す指標でありますIS値、いわゆる耐震性能の評価の基準値でございますけど、0.6以上が安全と判定されておりますけど、ご覧いただきますとおり、この従前の北口団地は最低が0.16というように評価されておりました、県内の県営住宅の中でも最も低い値であり、著しく耐震性能は劣っているという判定が出ました。

そこで、事業の目的についてでございますが、このような状況を踏まえ、次の3点の必要性から建て替えを行うこととさせていただきます。第1番目でございますが、耐震性能が劣っているという状況から、入居者の生命と財産の保護を目的に耐震対策が必要であったということでございます。第2番目は経年による設備等の劣化も著しくて、住戸面積が狭かったことなどから、劣悪な住環境を改善する必要があった。それから、第3番目でございますが、建物が老朽化し、周辺環境にも悪影響を与えておりましたので、周辺環境や地域景観を改善する必要があった。以上の3点で事業の目的（必要性）でありました。建て替えを行うことによりまして、以上の3点の目的を達成するとともに、引き続き県営住宅を供給することができましたため、低額所得者に低廉な家賃で住宅を賃貸するという公営住宅の本来の目的を果たすことができたと考えております。

次に、建替後の住宅の概要についてでございますが、名称をミレニ北口と替えたわけですけれども、平成10年、11年の2カ年にかかまして建設いたしました。建物は鉄筋コンクリート造4階建て延べ面積は1,700m²余ということでございます。住戸は24戸ということにいたしまして、従前住宅の入居者が14戸戻り入居していただきました。それで、新規に10戸の募集を行いました、その10戸に対しまして94の方が申し込まれるという非常に高い倍率でございました。資料の14ページからタイプ別の平面詳細図を付けさせていただきますので、またご覧いただきたいと思いますが、一律の間取りではございませんで、6タイプで間取りあるいは面積というものを変えております。この団地は現在まで1戸の空家もございません。

もう一度すいません、スクリーンをご覧いただきたいと思います。建替前後の比較した写真でございます。従前の建物の北東側と南側の写真でございます。南側の下の写真を見ていただきますと、非常に外壁が黒ずんでおりますが、剥離をして非常に劣悪な状態であったということでございます。同方向から撮影をしました建替後の写真でございます。ご覧いただきましたように周辺環境の改善も図ることができております。資料の4ページ以降につきましても、事業の実施前後の比較の写真を付けさせていただきますので、ご参照いただければと思います。

次に、ミレニ北口の配置図でございます。この建替事業に伴いまして久居市と十分協議いたしました結果、将来の街路計画にも合わせまして、敷地北側、今表示の青い所の道路拡幅と表示されている所でございますけども、従前は4mだったのですが、これを6mに拡幅いたしました。また、避難につきましても、2方向の避難を今回の建て替えで確保できたところでございます。

次に、事後評価の視点及び項目についてご説明申し上げます。まず、第一に福祉的效果といたしまして、応募倍率が9.4倍であったことから伺えますように、計画地域における需要が高く、福祉的效果があったものと考えられます。また、床の段差解消とか手摺の設備設置など、全棟バリアフリー仕様としたことで、高齢社会にも対応した住宅となって

おります。

2 番目といたしまして、安全確保という観点からは、住棟へのアプローチにスロープを設置するなど高齢者等の安全確保をするとともに、耐火建築物とすることにより防火安全性を確保しております。また、外灯を設置いたしました。それから、開放型の片廊下形式とすることによりまして、階段室型ではなくて片廊下型にすることによりまして、不審者等を容易に発見できるなど、防犯安全性にも配慮しております。

3 番目といたしまして、地域波及効果といたしまして、従前 18 世帯 36 人の入居であったわけですが、建替後は 24 世帯 57 人が居住していただくこととなったため、人口の定住化が図られました。また、当工事にあたりましては、地元業者が受注をしていただいたことによりまして、地域の関連業者が数多く携わることができたため、地域産業の振興にもつながったと考えております。

4 番目でございますが、政策誘導効果といたしまして、民間賃貸住宅ではなかなか供給されない身体障害者用対応の住宅、いわゆる車椅子用の住宅も 1 戸ではございますが供給したことによりまして、民間への波及効果が期待できるものだと考えております。

5 番目の空家率を見ますと、事業実施後現在まで空家というのがゼロでございますので、その効果は十分発揮されたのではないかと。

それから、最後に費用対効果でございますが、事業実施時には特に分析はしておりませんでしたが、現時点での費用対効果 B / C につきましては 1.31 と算定しておりまして、1 つの目安となる 1.0 を超えておりますので、効果は概ね良好であると考えております。

続きまして、事業による環境の変化についてご説明申し上げます。この事業につきましては、自然環境への影響については特に評価するところはありませんが、生活環境への影響につきましては、まず第 1 に従前は駐車場がありませんでしたが、建替に伴い駐車場を各戸に 1 戸整備したことによりまして、従前問題とされておりました路上駐車が減少しております。第 2 に先ほど配置図でもご覧いただきましたが、敷地に面する道路を拡幅いたしましたことにより、道路状況も改善されております。3 番目でございますが、従前は緑がほとんどございましたが、東側の道路面あるいは入口周辺の建物南側に植栽をしたことによりまして、地域景観の向上にもつながったと思っております。第 4 に勾配屋根やバルコニーなど各所に変化をもたらした外観といいますか、建物のデザインをしたことによりまして、まちづくりにも貢献をしたのではないかと考えております。

次に、県民の方、いわゆる入居者の方の意見を集約しております。入居者 24 世帯に対しまして、現在の住まいの満足度や住まいに求められるものは何かというような観点から、アンケートを実施しております。このグラフは現在の住まいに関する満足度について調査結果をまとめたものでございます。左側から進んでおります赤い色は満足、右からの青い系統は不満足という表現でございます。個別項目につきましては、家賃、部屋数や広さ、日当たり、建物のデザイン、利便性などについては、満足度が高かったという結果が出ております。一方、ちょっと見にくいですが、遮音性とか、あるいは交流スペースの不足について、約半数の方が不満というような回答をいただきました。総合評価としては不満という一番きつい評価につきましては回答はございませんでした。配付させていただいております資料の 20 ページ以降につきましても、アンケートの詳細を付けさせていただきますので、ご参照いただければと思います。

最後になりましたが、今後の課題と考えておりますのは、当事業につきましては4階建てでございますので、やはり3階、4階に住まわれている高齢者にとっては、上下の垂直移動が負担となるというような声も届いております。当事業の実施時にはエレベーターの設置義務はありませんでしたが、平成13年度より公営住宅法により整備基準が変わっておりまして、その改正点といたしまして3階以上の場合はエレベーターの設置が義務付けられております。いわゆる高齢社会に向けた対応を行うことというように改正されております。

課題としておりますのは、現行基準に適合させるためには、やはりエレベーターを設置するということになるわけですが、その行政負担というのが非常に多大なものになりますし、もちろん入居者の共益費の負担増も生じます。入居者の意見を踏まえて十分検討する必要があろうと思っております。また、仮にエレベーターを設置するとしても、現在あります駐車スペースを潰すということにもなりますので、その代替スペース等の検討も併せて必要になるというようなものが、課題として認識しております。

以上で、公営住宅の建替事業につきまして、ご説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。どうぞ。

(委員)

私は4点お聞きしたいのですが、1つは先ほどの資料の32ページのところで、選定理由というところがありまして、そこでこの件については規模と事業費に関係なく対象が上がっていますというふうにありました。こういう例外というのか、先ほどおっしゃった高額であると再評価に上がっていたということが1つの垣根というふうにおっしゃいましたですよね、事後評価に上がってくる。

(公共事業運営室長)

はい。

(委員)

これはちょっとそれについては例外に当たる事業ということになりますか。

(公共事業運営室長)

各事業ごとに、どれ以上というランクというのを決めているんです。そこで事業の数とかにもよるのですが、住宅の方は住宅の担当の方で検討していただいたんですけど、すべて対象にするということになってるんです。

(委員)

では、最初に「本当は各事業ごとに違うんです」とおっしゃっていただければよかった。

(公共事業運営室長)

すいません。各事業ごとに。資料 14 ですね。例えば 3 ページからありますが、道路なんかですと事業費じゃなくて延長で決めていますし、ほか事業費で決めておるのもあります。事業によってちょっとばらばらなんです。

(委員)

はい、わかりました。それでは、もう 1 つの質問は、これは建替時は住んでいらっしゃる方はどういうふうになさるのかを教えてくださいたいのですが。

(住宅室長)

この場合 36 戸のキャパがあったわけですけど、その半分の 18 戸の方が当時まで住んでおられたわけです。ですから、建て替える場合には近くの県営住宅の空家の方に仮住まいをしていただいたり、あるいはご本人のご希望によって一時ご親戚に仮住まいされるとか、そういうような状況でございます。

(委員)

それは結構スムーズにいくわけなんですね。

(住宅室長)

いや。この事業はやはり建て替えとなると入居者のご協力といいますか、賛同を得られることが前提となるわけですので、かなり十分時間を取って、ご本人が協力していただくまでの時間は意外とかかるということが多いです。

(委員)

県営住宅の住宅費、家賃というのが、私ちょっとよくわからないのですが、これは建替前と建替後とは変わるものですか。・・(テープ交換)

(住宅室長)

・・その方の総所得といいますか、家族全体の総所得によりまして、個々に家賃が決められると。いわゆる応能応益制度というものが導入されておりますので、それぞれ 100 円単位で違っている方がございます。この場合、建替の前にはもう既に応能応益制度になっておりましたので、例えばですが 8,000 円の方もおられますし、13,000 円の方おられると。その方が建て替えた結果によって、やはり 2 倍、3 倍という形にはなっております。建物を新設した、環境整備をしたことによって、基本的なベースになる家賃というものが高くなりますので、結果的にはこの場合 2.8 倍になっております。ただ、激変に翌年から戻ってきたすぐに 2.8 倍ということになりませんので、6 年間、いわゆる 5 年の間にスライドで上がっていくということで緩和を図っております。

(委員)

では、最後の質問ですが、費用対効果の B / C が 1.31 と書いていただいておりますが、この算定方法というのはここに書いていただいたのでしょうか。

(住宅室長)

これはちょっと複雑ですので、また次回詳細にご説明させていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい、わかりました。お願いします。

(委員長)

委員、いかがですか。

(委員)

いろいろ聞きたいことがあるんですけども、すいません、お願いします。先ほど18棟入っていた人たちがそのままごっそり来たわけではなくて、4世帯は抜けているわけですよ。その4世帯の人たちは抜けた理由というのはわからないかもしれませんが、例えば家賃が3倍になるからとか、そういう理由があるからなんではないでしょうか。それはわからないですか。

(住宅室長)

建て替えをする前に、当然県の方がすぐやるわけではなくて、十分にご意向を聞きながらご本人のライフサイクルに合わせて、「戻られますか」あるいは「どこかへ転居されますか」というような調整をしていくわけですけども、今回の場合の4名の方につきましては、長男のところへ同居されるとか、あるいは違う県営住宅に斡旋してほしいということでそちらに替られた、あるいは別の民間のアパートへ行かれた。そういうような状況でございます。

(委員)

なるほど。家族のところに行くという形とか。ほかの県営住宅へ行くということは、この3倍になるということはないような家賃になるわけですよ、少しでも。

(住宅室長)

そうですね。この北口ほど古くはなかったですが、新しく家賃が高いという所ではありませんので、そんなには変わらなかったと思います。

(委員)

なるほど。そういういろいろ選び方ができるわけですね。これを建てられたのは平成11年で、そういう計画を立てられたのがいつからでしたっけ。

(住宅室長)

建て替えの計画を立てたのは、ちょっと詳細につきましては次回ということでよろしい

でしょうか。

(委員)

はい、わかりました。あと、4階あるのにエレベーターないというのは、ちょっと今思うと本当にきついなというのは、すごく今思いますけれども。2階以降バリアフリー化されていると、お部屋の中がなっているとおっしゃっていましたが、2階以降も全部フラットになっているわけなんですか、お部屋も入口もすべて。

(住宅室長)

玄関の扉を開けた内部空間につきましては、バリアフリー化になっております。

(委員)

すべて、お風呂もトイレも段差なしで。

(住宅室長)

はい。手摺と段差解消とバリアフリー仕様ということにさせていただいています。

(委員)

あとベランダに行く所、掃戸というのはどうなんですか。

(住宅室長)

ベランダにつきましては、やっぱり安全性の問題もありますし、特に雨の防止ということもありますので、少し段差は設けざるを得ないという状況でございました。

(委員)

そのバリアフリールーム1部屋ありますよね。そのお部屋は出られるのでしょうかね。

(住宅室長)

車椅子用の対応は2方向避難というのが当然必要ですので、玄関の方もスロープ、それからベランダの方もスロープで屋外に出ただけですので、当然フラットになっております。

(委員)

はい、わかりました。あと、2階以上のお部屋の避難路というのは、これは2方向になってないのでしょうか。もう階段のみですか。

(住宅室長)

階段を通過して片廊下ですっというっておりますので、玄関側はいいわけですが、ベランダ側につきましては、ベランダに避難はしごが互い違いに設置をして、下の階に下りられるということで計画されております。

(委員)

下の階のベランダに下りられるという。わかりました。ありがとうございます。

(委員)

先ほど公営住宅の現在の整備基準ではエレベーター設置だったというお話がありましたけれども、アプローチの所のスロープも12分の1になってみえますよね。今、8分の1に整備基準なっていると思うので、そこら辺が平成11年に建築されたということですので、当時の整備基準まだ12分の1だったときの仕事なのかなと思って、先ほど図面を見せていただいていたんですけども、そこら辺りを今の整備基準に合わせるというような方針は、県としては基本方針としては持ってみえるのですか。

(住宅室長)

この北口だけではなくて全体の県営住宅を高齢化の整備というのも問題がありますが、問題といたしますか、全体が課題として考えていますけど、この北口も12分の1のスロープになっております。スロープの傾斜につきましては、当然バリアフリーの指針みたいなものが当時もありましたので、12分の1になっております。ただ、他の団地につきましては、徐々にバリアフリーの改善をしているという状況です。

(委員)

それと配置計画ですけれども、私、久居なものですから前の状態を知っています。もう本当にお気の毒になるくらいひどい状態だったのがきれいになって喜んでいらっしゃる方も存じ上げていますので、よかったなと思っているんですけども。こちら側の道路狭いですよね、165号に抜ける。あそこを走っていると、ほかの既存の宅地も皆さんせってみえるので、並びとしては一緒なんですけれども、せっかく建て替えるのにどうしても少しセットバックしてこちらの配置にしなかったのかなということを、私はわりと思っていたものですから、今日配置計画を見せていただいて余計その感を強くしたのですが、何か事情があってこういう配置になさってますか。

(住宅室長)

当然緑化が南側にしなければいけない、あるいは駐車場を各戸1個確保しなければいけない、あるいは駐輪場をつくらなくてはいけないという、従前にはなかったものをやっぱり建て替えることによって環境整備をするということで。ご覧いただいたとおり、駐車場はこの図面でいくと上側、左側になっておりますので、その通路を確保すると、どうしても道路側の前面の方に寄せざるを得ないと。もちろん道路車線についてはクリアをしないといけないわけですけど、そのぎちぎちの中でこの配置をしたということでございます。

(委員)

北側の道路側に、この駐車場の列を持ってくるという計画はなかったのでしょうか。日

影か何かの関係かな。ちょっとよくわからないんですけど、具体的には。

(住宅室長)

次回までにちょっと整理をして、配置がここに至った経緯等も、またご説明させていただきます。

(委員長)

私からです。これ一般教養として申しわけないのですが、ちょっとご説明あった入居基準とか退室方法というんですかね。ずっと居れるものなのかどうか、入居すれば。それから、例えば22ページに今入っておられる方の属性があるのですが、これはアンケートですからすべてじゃないですよ。申し上げたいことは、次回で結構なんです、入退居の条件とか、そして今差し障りない範囲で入っておられる方のここにありますように年齢とか家族構成。差し障りのない範囲で結構です。

(住宅室長)

整理をいたしまして、またご説明申し上げます。

(委員長)

はい。それから、幼稚な質問で申しわけないですが、「ミレニ」って何ですか。

(住宅室長)

ミレニアムの略称でございます。

(委員長)

はい、わかりました。ありがとうございます。店舗というのは、あれは何か店を出した人に権利があったのですか。もう全然権利解消して出て行かれたのですか。

(住宅室長)

権利がいろいろ複雑だったんですけども、従前に店舗を経営されていた方の権利を整理しまして退去されたということでございます。

(委員長)

あと1点。応募には外国人の方も応募できるのですか、こういう所は。

(住宅室長)

不正がなければ日本人と同じように、公営住宅法で保護されているといいますが、扱いは同様でございます。

(委員長)

今、入居者はおられるのですか、外国人の中で。

(住宅室長)

ここには見えないですね。失礼しました。お1人見えるそうです。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、遅くまでお待たせして申しわけございませんでした。また、次回の説明よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次に議事次第7のその他でございますけれども、事務局。

(公共事業運営室公共事業評価GL)

はい、わかりました。それでは、事務連絡をさせていただきます。次回は12月16日木曜日10時から同じ場所ですが、この三重県建設技術センター鳥居支所にて開催する予定でございます。当日は、本日再審査となりました3件と、本日お聴き取りいただきました再評価4件、それと事後評価2件、計6件。合わせまして9箇所のご審査をお願いいたします。本日配付させていただきました関係資料をお持ちいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。また、委員の皆様大変お疲れさまでございました。事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、本日の議事、これで終了いたします。